

第五次平生町総合計画

後期実行計画

令和 8(2026)年度 ▶ 令和 12(2030)年度

令和 8 年 3 月

山口県 平生町

はじめに

本町では、令和12年度までを計画期間とする「第五次平生町総合計画」を令和3年に策定し、将来像を『自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生』と定め、その実現に向けたまちづくりを進めております。



策定から間もなく5年を迎える中、これまでの取組みを振り返りますと、各分野において事業はおおむね順調に進み、関係団体や事業者の皆様、そして町民の皆様のご尽力により、まちの基盤づくりが着実に前進してまいりました。計画の推進に携わっていただいたすべての皆様に、心から感謝申し上げます。

一方で、感染症の影響や生活様式・価値観の多様化などにより、私たちを取り巻く状況は計画策定時から変化しております。また、本町の人口減少と少子高齢化は一層厳しさを増しており、取組みの重点化と改善、新たな挑戦を通じて、諸課題に対応しながら魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、後期実行計画では、総合計画に掲げる5つの基本目標のもと、各施策を着実に推進するため、今後の取組みを取りまとめました。あわせて、地方創生の具体的施策をまとめた地方版総合戦略である「平生町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を本計画に位置付け、一体的な取組みを推進してまいります。

今後も、本町の強みである豊かな自然を守り、まちの魅力があふれ、町民一人ひとりが生涯にわたって活躍し、『幸せ』、すなわち身体的・精神的・社会的に満たされた状態(Well-being)を実感できるまちづくりを、町民の皆様と行政の協働により推進してまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、後期実行計画及び総合戦略の策定にあたり、数多くの貴重なご意見・ご提言を賜りました皆様に、心から感謝申し上げます。

令和8年3月

平生町長

浅本 邦裕

目次

I はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の構成と目標年次	2
3 計画の進行管理	3
4 国の動向	4
5 第五次平生町総合計画前期実行計画の検証	5
6 第2期「平生町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の検証	9

II 人口ビジョン

1 策定の趣旨	11
2 人口動向と推移	12
3 人口の将来展望	15

III 基本構想

1 基本理念	17
2 将来像	18
3 基本目標	19

Ⅳ 実行計画

基本目標 1 魅力と活気あふれるまちづくり【産業・観光・移住定住】	22
基本目標 2 人が輝くまちづくり【子育て・教育】	35
基本目標 3 生涯安心なまちづくり【福祉・医療・健康】	58
基本目標 4 安全で快適に暮らせるまちづくり【防災・防犯・環境・都市基盤】	71
基本目標 5 未来へつなぐまちづくり【行財政・協働】	91

Ⅴ 第 3 期「平生町まち・ひと・しごと創生総合戦略」

1 総合戦略の位置づけ	100
2 総合戦略の目指すもの	101
3 総合戦略の構成	101
4 基本目標・施策・基本的方向・具体的な施策・重要業績評価指標（KPI）	102

I はじめに

1 計画策定の趣旨

本町では、令和元（2019）年に制定された「平生町総合計画条例」に基づき、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間を計画期間として、「自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生」を目指すべき将来像として掲げる「第五次平生町総合計画」に沿ったまちづくりを進めてまいりました。

同計画の推進については、同計画内に位置づける実行計画・総合戦略にもとに実施しており、実行計画・総合戦略の計画期間は、総合計画の前期に相当する令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間としてスタートしました。

このたび、総合計画後期に相当する実行計画・総合戦略は、令和8（2026）年度を初年度とし、令和12（2030）年度までの5年間が計画期間となります。

この計画期間には、深刻化する人口減少社会への対応、激甚化する自然災害への備え、急速に変化し多様化する人々の生活様式や価値観への柔軟な対応、加速化するデジタル化への適応など、取り組むべき課題が山積しています。

これまでの前期実行計画・総合戦略の検証も行いながら、このような課題に対応し、時代とともに変化し多様化する町民ニーズに応えるため、まちがより良い未来に向かって着実に進むことができるよう、施策の推進に積極的に取り組んでいく必要があります。

こうした状況の中で、確かな目標を定めて、計画的により良いまちづくりを進めるために後期実行計画・総合戦略を策定します。

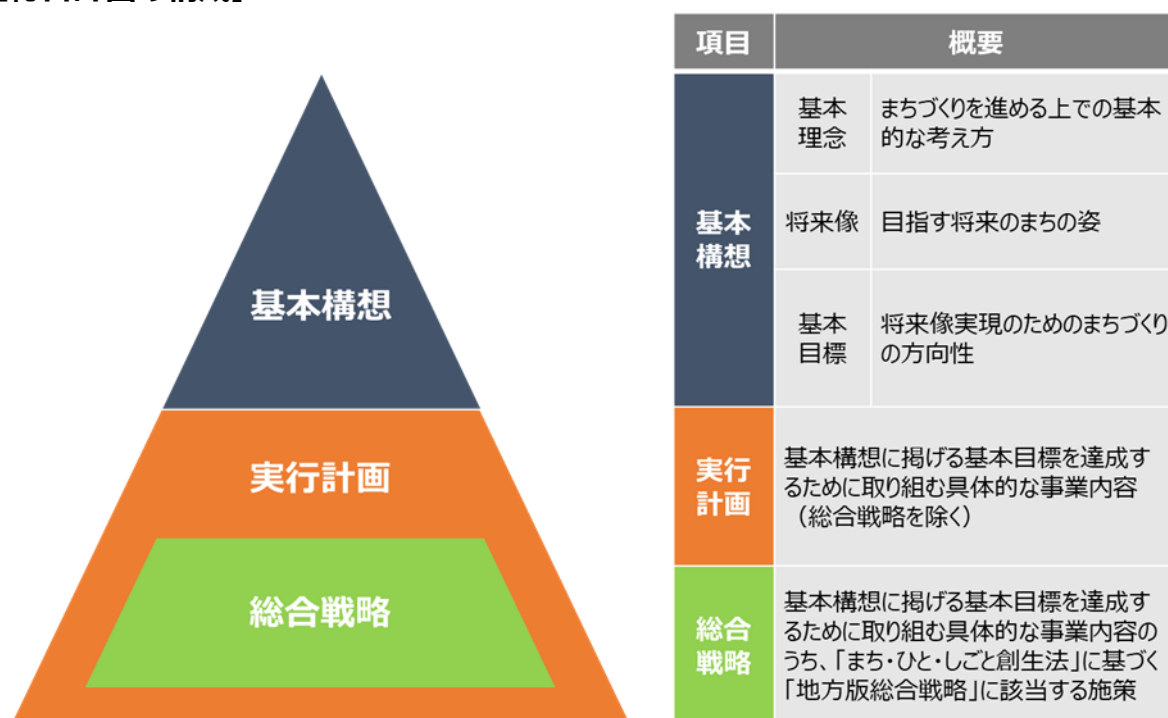
なお、本町では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「地方版総合戦略」である「平生町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、町として一つの大きな計画の下、総合的かつ一体的にまちづくりに取り組んでいくため、「第五次平生町総合計画」に統合しております。

2 計画の構成と目標年次

現在の総合計画は、計画期間を令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とし、「基本構想」および「実行計画・総合戦略」の二層構造としています。このたび策定する「実行計画・総合戦略」は、計画期間を令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

それぞれの位置付けについては、以下のとおりです。

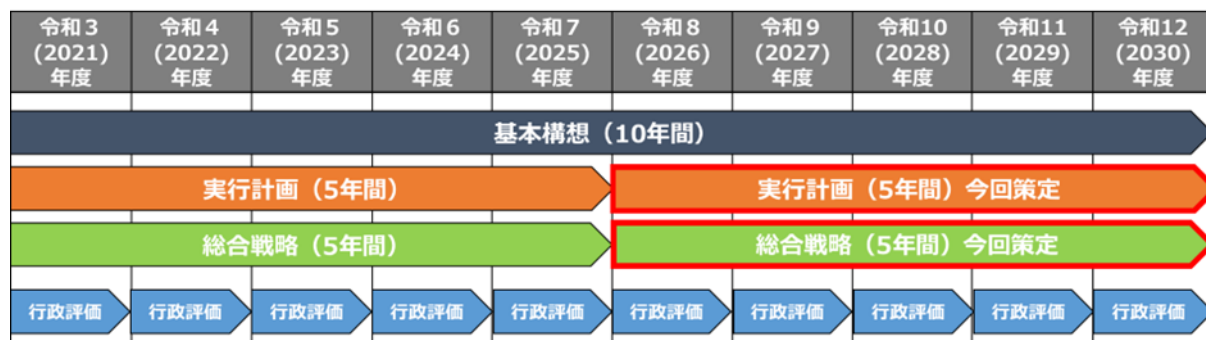
【総合計画の構成】



本計画策定後は、行政評価*により毎年度点検・検証を実施し、その結果を改善策に結び付けることで、徹底した実行計画・総合戦略の進捗管理を行います。

また、行政評価の結果に基づき、総合計画の修正の必要について見直しを行い、社会変化に迅速に対応する計画を実現します。

【計画期間と行政評価の関係】



3 計画の進行管理

地方分権の推進により、自己決定・自己責任による行政運営、また、住民に対する説明責任や行政の透明性の向上が強く求められています。併せて、多様化する住民ニーズに対応するため、行政資源を最大限効果的かつ効果的に活用する行政運営が求められています。

そこで本町では、「行政が何をどれだけ行うか」ではなく、「計画に掲げるまちの姿にどのくらい近づいたのか」、「それぞれの事業がどのくらい貢献したのか」を評価し、その結果を次の事業の企画や実施、予算配分などに反映していく仕組み―「行政評価*」を取り入れ、行政評価と連動した計画とします。

そのため、施策ごとに成果指標*を設定し、「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（評価）」「Action（改善）」のPDCAサイクル*の手法により、進行管理を行います。

行政評価を導入するねらいは、主に以下の4つの観点にあります。

①成果重視の行政経営	まちの将来像の実現に向けて、施策・事務事業の達成度や妥当性を測ることにより、成果重視の最適な事業の推進を行います。
②情報公開（説明責任）	評価結果は広報紙やホームページを通じて毎年公表することで、事業の透明化を図るとともに説明責任を果たします。
③健全な財政運営	評価結果をもとに、事業の改善や新規事業立案に際して施策・事務事業のビルド&スクラップを行うことにより、財政収支の改善を行い、持続可能な行政経営を行います。
④職員の意識改革	評価を通じ、目的・成果・コスト意識を持つことにより、行政資源を効果的かつ効果的に活用する意識の徹底を図ります。職員の主体的な関わりを通じて、職員の行政経営に対するモチベーションを上げていきます。



4 国の動向

平成26（2014）年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されて以降、国においては、第1期（平成27（2015）年度から令和元（2019）年度まで）、第2期（令和2（2020）年度から令和6（2024）年度まで）の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

また、令和4（2022）年には、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に変更され、対象期間を令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までとして、地方創生*の取組みが進められてきました。

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」においては、従来の①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくる、という方向性は踏襲しながら、それらに対して国が「デジタル基盤の整備」、「デジタル人材の育成・確保」、「誰一人取り残されないための取組」といった基礎条件を整備することなど、デジタル技術を活用することとされました。

なお、令和6（2024）年には、「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講じるため、「新しい地方経済・生活環境創生本部」が設置されました。

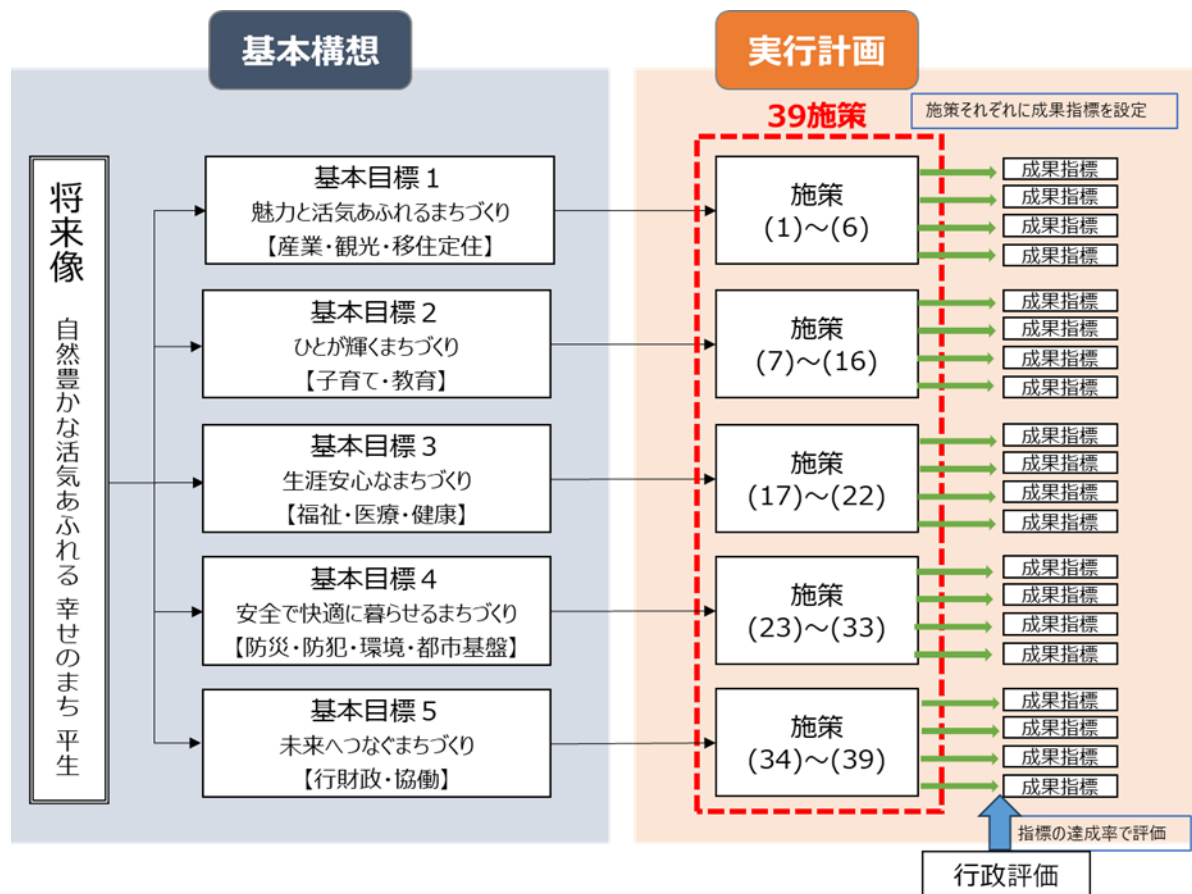
また、令和7年（2025）年には、地方が持つ伸び代を活かし、国民の暮らしと安全を守るため、地域ごとの産業クラスター*を全国に形成し、世界をリードする技術・ビジネスを創出するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を強力に支援することなどの検討のため、「地域未来戦略本部」が設置されました。

5 第五次平生町総合計画前期実行計画の検証

第五次平生町総合計画前期実行計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）では、39の施策において、それぞれ成果指標を設定していました。

成果指標の達成率を基に、毎翌年度に行政評価を行い進捗管理を行ってきました。この毎年度の行政評価の総合評価の推移を取りまとめることにより前期実行計画の検証を行います。

【前期実行計画の構成と行政評価のイメージ図】



【達成率の評価方法】

行政評価における単年度の達成状況の評価にあたっては、以下の基準で判定しています。

区分	評価内容	評価の基準（成果指標）
S	目標を上回る	概ね105%以上
A	目標どおり	概ね100%以上104%未満
B	ほぼ目標どおり	概ね90%以上100%未満
C	目標をやや下回る	概ね80%以上90%未満
D	目標を大幅に下回る	概ね80%未満

また、前期計画期間の成果の達成度合いの伸び率から、進捗率として以下の判定を行いました。

区分	評価の基準（評価ランクの上下）
S	4ランク上昇（例：DからS）
A	2～3ランク上昇（例：DからS、DからA）
B	1ランク上昇、上下なし、1ランク下降
C	2～3ランク下降（例：AからC、BからD）
D	4ランク下降（例：SからD）

- 39施策のうち、S評価が9項目、A評価が9項目、B評価が10項目、C評価が7項目、D評価が4項目となりました。
- 成果指標86指標のうちS評価が22項目、A評価が20項目、B評価が18項目、C評価が10項目、D評価が16項目となりました。
- 39施策の進捗率は、S評価が1項目、A評価が2項目、B評価が32項目、C評価が4項目、D評価が0項目となりました。
- 基本目標3「生涯安心なまちづくり【福祉・医療・健康】」では、全ての施策でD（目標を大幅に下回る）がなく、一定の成果がみられました。
- 他方、基本目標1「魅力と活気あふれるまちづくり【産業・観光・移住定住】」、基本目標2「ひとが輝くまちづくり【子育て・教育】」、基本目標4「安全で快適に暮らせるまちづくり【防災・防犯・環境・都市基盤】」、基本目標5「未来へつなぐまちづくり【行財政・協働】」では、33施策のうち10施策（30.3%）が目標を下回っており、改善の余地があります。

基本目標１．魅力と活気あふれるまちづくり【産業・観光・移住定住】

施策数	S 評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
6	0 (0.0%)	1 (16.6%)	3 (50.0%)	1 (16.6%)	1 (16.6%)
成果指標数	S 評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
18	3 (16.7%)	5 (27.8%)	2 (11.1%)	2 (11.1%)	6 (33.3%)

進捗率

施策数	S 評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
6	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (66.7%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)

基本目標２．ひとが輝くまちづくり【子育て・教育】

施策数	S 評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
10	2 (20.0%)	2 (20.0%)	4 (40.0%)	1 (10.0%)	1 (10.0%)
成果指標数	S 評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
22	7 (31.9%)	5 (22.8%)	4 (18.1%)	2 (9.1%)	4 (18.1%)

進捗率

施策数	S 評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
10	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (90.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)

基本目標３．生涯安心なまちづくり【福祉・医療・健康】

施策数	S 評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
6	2 (33.3%)	3 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)
成果指標数	S 評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
12	3 (25.0%)	3 (25.0%)	4 (33.3%)	1 (8.3%)	1 (8.3%)

進捗率

施策数	S 評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
6	0 (0.0%)	2 (33.4%)	4 (66.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

基本目標 4. 安全で快適に暮らせるまちづくり【防災・防犯・環境・都市基盤】

施策数	S 評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
11	2 (18.2%)	3 (27.2%)	1 (9.1%)	4 (36.4%)	1 (9.1%)
成果指標数	S 評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
19	3 (15.8%)	5 (26.4%)	4 (21.0%)	5 (26.4%)	2 (10.5%)

進捗率

施策数	S 評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
11	0 (0.0%)	0 (0.0%)	10 (90.9%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)

基本目標 5. 未来へつなぐまちづくり【行財政・協働】

施策数	S 評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
6	3 (50.0%)	0 (0.0%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)
成果指標数	S 評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
15	6 (40.0%)	2 (13.3%)	4 (26.6%)	0 (0.0%)	3 (20.0%)

進捗率

施策数	S 評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
6	1 (16.7%)	0 (0.0%)	5 (83.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

6 第2期「平生町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の検証

第2期「平生町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）では、基本目標の実現に向けた基本的方向、具体的な施策、重要業績評価指標（KPI）を設定しています。

なお、総合的かつ一体的にまちづくりに取り組むため、第2期総合戦略は第五次平生町総合計画前期実行計画と統合し、内包しています。

第3期「平生町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するにあたり、前総合戦略におけるKPIの達成状況を検証しました。

成果指標の達成率を基に、毎翌年度に行政評価を行い進捗管理を行ってきました。この毎年度の行政評価の総合評価の推移を取りまとめることにより第2期「平生町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の検証を行います。

【第2期総合戦略の構成（実行計画との対応関係）】

総合戦略の項目	対応する基本構想・実行計画の項目	説明
基本目標	基本目標	将来像実現のためのまちづくりの方向性
施策	施策名	人口の現状と将来の展望を踏まえた上で、それぞれの地域の実情に応じながら、一定のまとまりの政策分野ごとに設定する目標
基本的方向	施策に関する基本的方向性（目指す姿）	基本目標の達成に向けてどのような施策を推進していくかの方向性を定めたもの
具体的な施策	今後の取組みのうち、【総合戦略】と付したもの	基本目標ごとに、計画期間（5年間）のうちに実施する具体的な施策
重要業績評価指標（KPI）	成果指標	具体的な施策について、目標設定や効果検証などを行う上での指標

【達成状況の評価方法】

成果指標の達成状況の評価にあたっては、以下の基準で判定しています。

区分	評価内容	評価の基準（成果指標）
S	目標を上回る	概ね105%以上
A	目標どおり	概ね100%以上104%未満
B	ほぼ目標どおり	概ね90%以上100%未満
C	目標をやや下回る	概ね80%以上90%未満
D	目標を大幅に下回る	概ね80%未満

- 全27指標のうち、S評価が7項目、A評価が6項目、B評価が4項目、C評価が3項目、D評価が7項目となりました。
- 総合戦略全体を通して、目標達成率90%以上のものが17項目と半数以上がほぼ目標通りに進んでいます。目標達成率90%未満の残りの10項目については、取組みを見直し・改善する必要がある結果となりました。
- とりわけ、基本目標1「魅力と活気あふれるまちづくり【産業・観光・移住定住】」については、改善の余地があります。

基本目標1 魅力と活気あふれるまちづくり【産業・観光・移住定住】

指標数	S評価	A評価	B評価	C評価	D評価
12	3 (25.0%)	1 (8.3%)	0 (0.0%)	2 (16.7%)	6 (50.0%)

基本目標2 ひとが輝くまちづくり【子育て・教育】

指標数	S評価	A評価	B評価	C評価	D評価
3	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

基本目標3 生涯安心なまちづくり【福祉・医療・健康】

指標数	S評価	A評価	B評価	C評価	D評価
12	3 (25.0%)	3 (25.0%)	4 (33.3%)	1 (8.3%)	1 (8.3%)

Ⅱ 人口ビジョン

1 策定の趣旨

平成26（2014）年11月、「まち・ひと・しごと創生法」が公布・施行され、本町では、平成27（2015）年10月に、「平生町長期人口ビジョン」を策定するとともに、人口減少および地方創生*関連施策に特化した「平生町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「第四次平生町総合計画」とともに一体として推進してきました。

今般、第3期「平生町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するにあたり、その前提となる、「平生町人口ビジョン」について、改訂を行いました。

【総合計画および総合戦略と人口ビジョンの関係】

項目		計画期間	概要
総合計画		令和3年度～12年度 (10年間)	本町の将来像や地域づくりの指針を示す計画
	総合戦略	令和8年度～12年度 (5年間)	総合計画のうち、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく 「地方版総合戦略」に該当する計画
	人口ビジョン	令和8年度～ (約40年間)	総合計画および総合戦略の前提となる、 人口動向や将来展望を踏まえた基本的な方向を示す計画

2 人口動向と推移

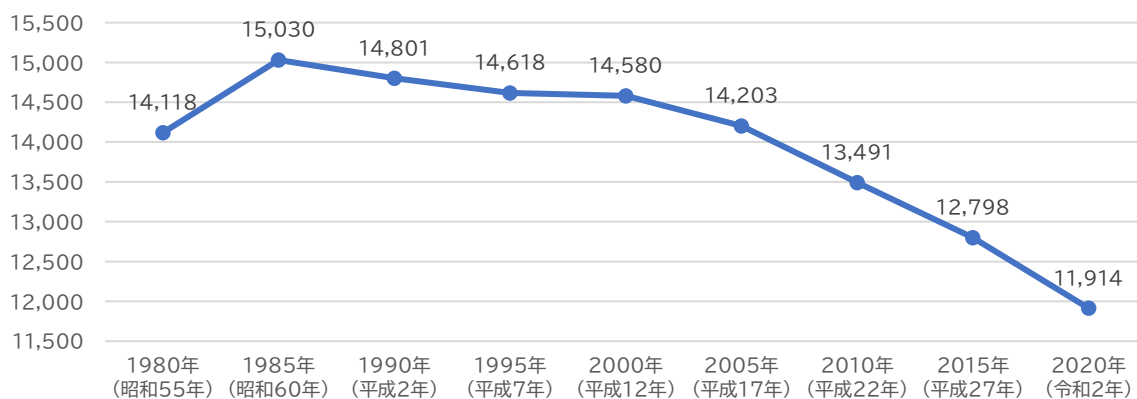
(1) 総人口の推移

本町の人口は、昭和60（1985）年以降、減少に転じ、令和2年（2020）年には11,914人となっています。

年齢3区分別でみると、年少人口および生産年齢人口が減少する一方で、老年人口が増加しています。令和2年（2020）年には、年少人口比率は9.1%、老年人口比率は43.3%となっており、少子高齢化が急激に進行しています。

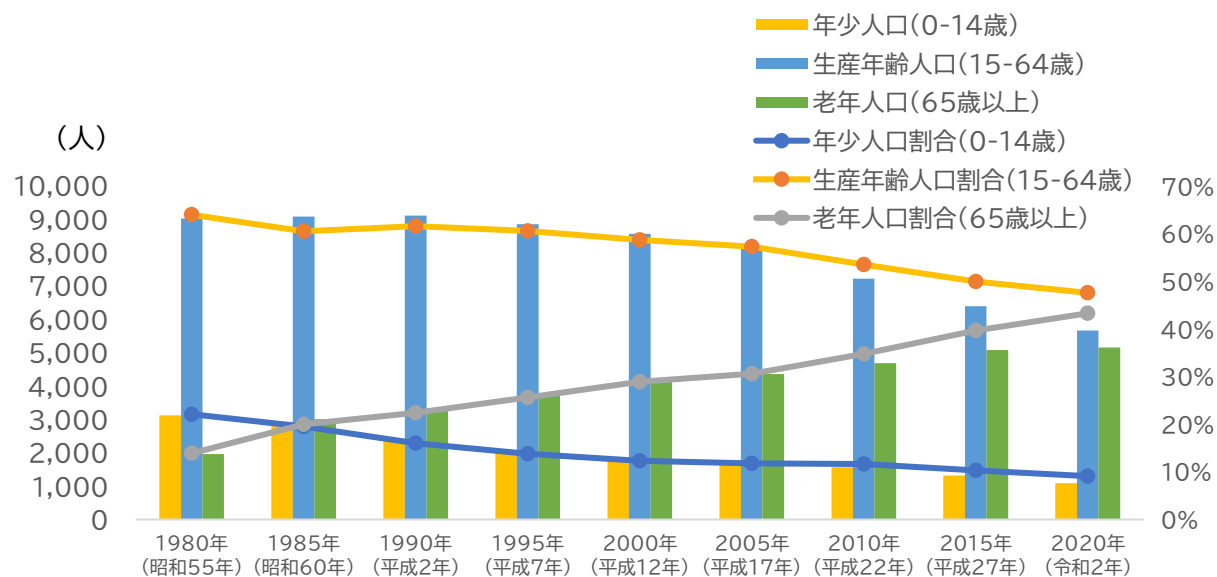
【総人口の推移】

(人)



(資料)国勢調査(総務省統計局)

【年齢3区分別の人口推移】



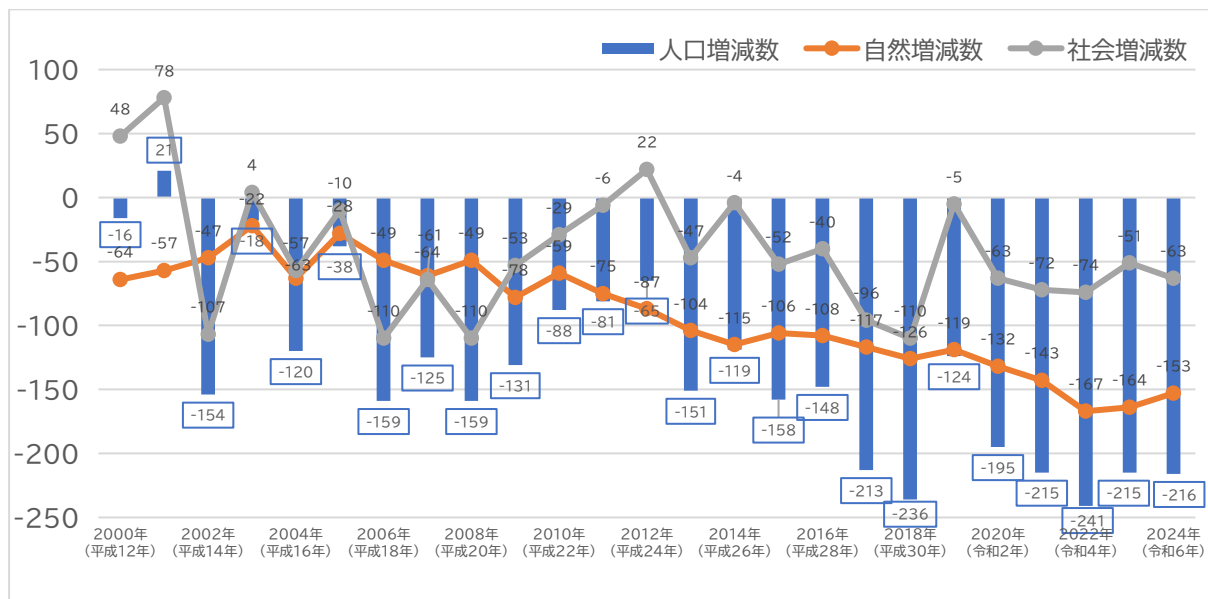
(資料)国勢調査(総務省統計局)

(2)人口動態の推移

社会動態は、平成13（2001）年までは、転入数が転出数を上回る社会増で推移していましたが、平成14（2002）年以降は、おおむね、転出数が転入数を上回る社会減で推移しています。令和2（2020）年以降は、横ばい傾向を維持しています。

一方で、自然動態は、平成12（2000）年以降、一貫して、出生数が死亡数を下回る自然減で推移しています。

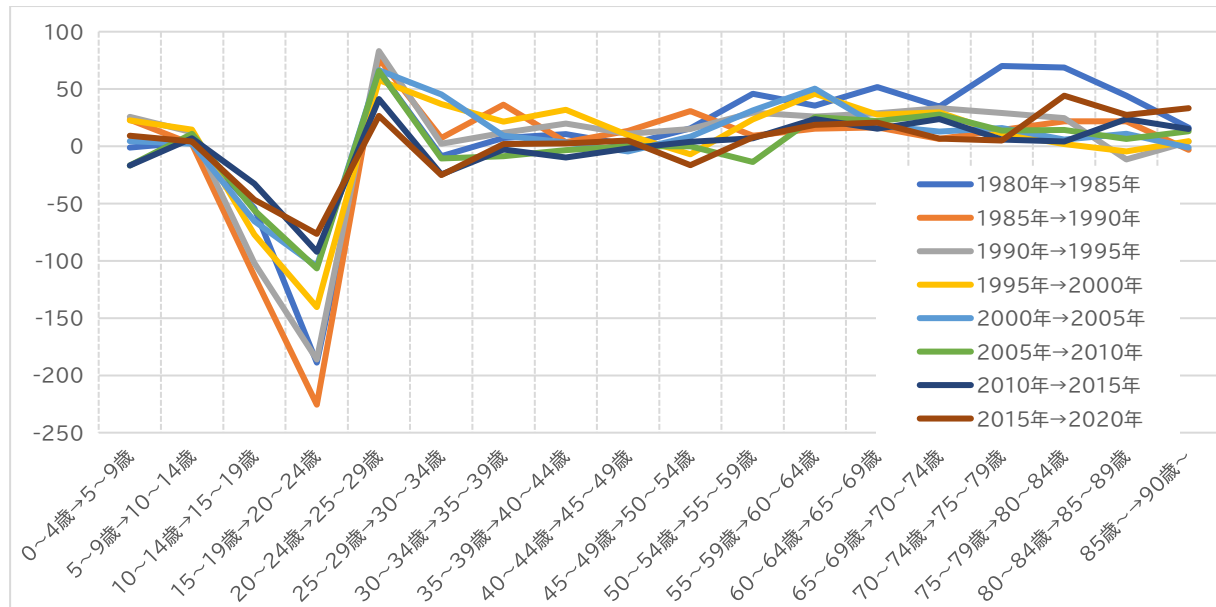
【自然増減数と社会増減数からみる人口増減推移】



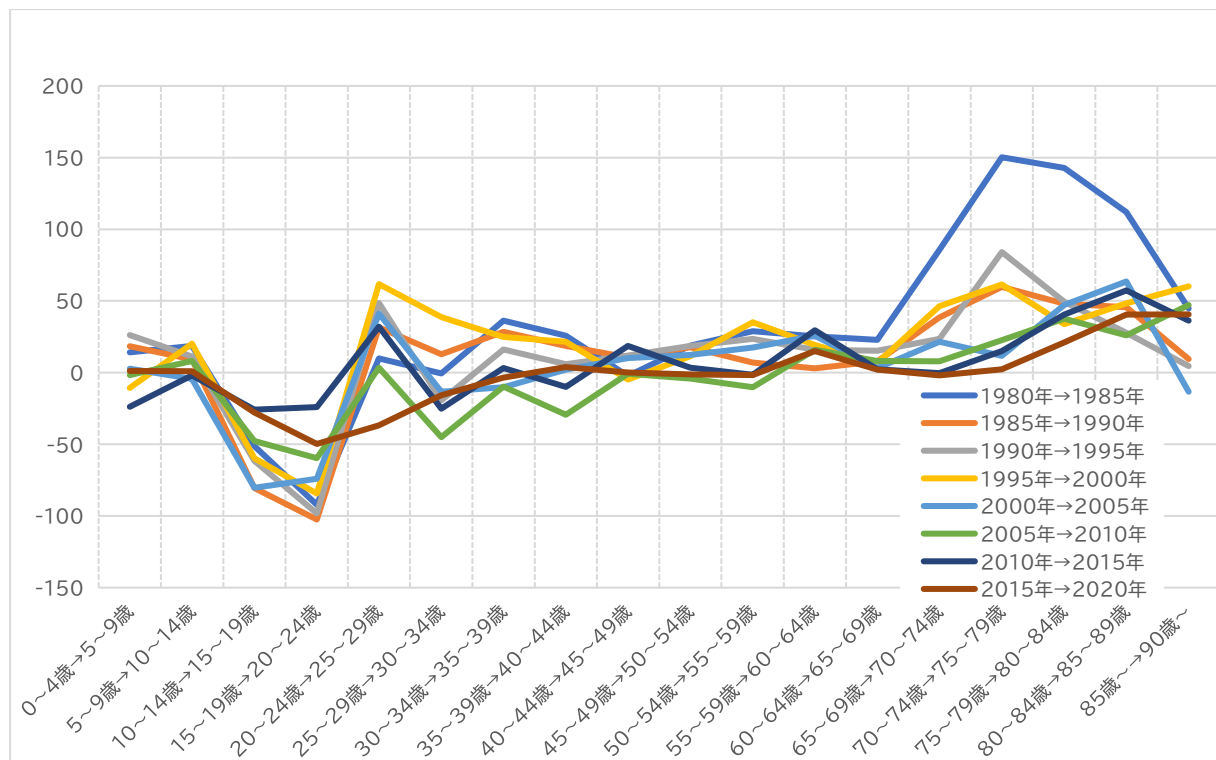
（資料）「住民基本台帳人口移動報告」（総務省統計局）を基に作成

社会増減を年齢階級別でみると、男女とも昭和55（1980）年以降、一貫して、20歳前後の転出が多くなっています。近年はその数も減少しており、総人口の減少とともに、その流動性は小さくなっているものと考えられますが、平成27（2015）年以降、特に20代女性の転出超過が増加しています。

【年齢階層別の人口移動の状況（男）】



【年齢階層別の人口移動の状況（女）】



3 人口の将来展望

(1) 目指すべき将来の方向性

本町の現状分析や将来の見通しを踏まえると、出生数の減少などによる自然減を抑制するとともに、進学・就職などの機会に転出した人のUJIターンも含め、転入を増やすことにより社会増を拡大していくことが重要となっています。

社会動態については、令和元（2019）年に社会移動による人口減少が抑制されており、この傾向を継続させるため、減少傾向にある若年層を中心として、より一層、社会増を図る施策・事業の取組みが求められます。特に、20代から30代女性の転出超過が増加傾向にあることから、対策が必要です。

また、自然動態についても、出生数の上昇を図るため、安心して結婚・出産・子育てができる環境を整える取組みが引き続き求められます。

(2) 人口の将来展望

平成27（2015）年に策定した人口ビジョンでは、将来展望として「令和42（2060）年に総人口9,209人の確保を目指す」としていました。これは平成30（2018）年国立社会保障・人口問題研究所の推計を基本に、①合計特殊出生率を令和12（2030）年に1.90、令和22（2040）年以降に2.07とする、②令和17（2035）年に若年層を中心とした社会移動が収束する、という仮定に基づくものです。

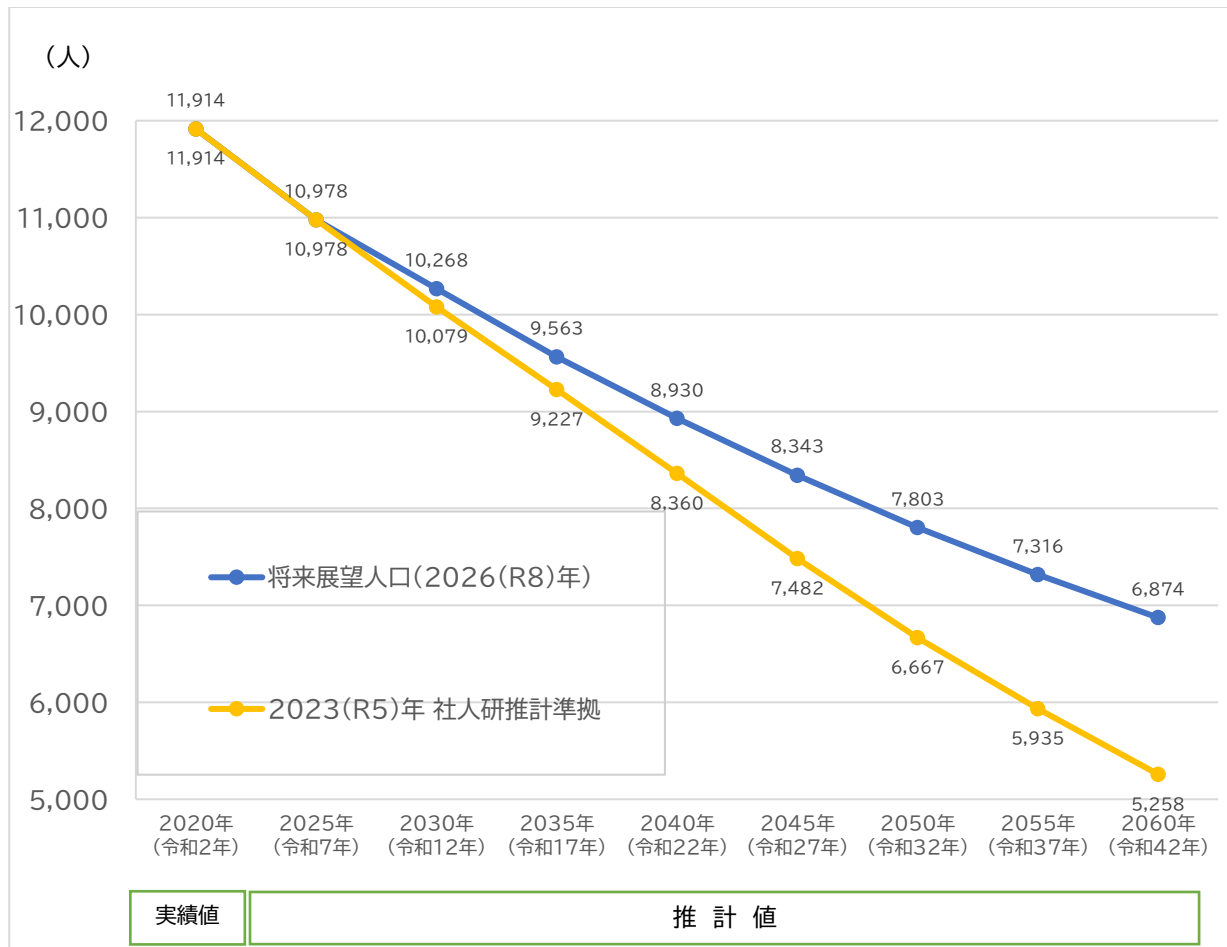
その後、令和3（2021）年3月に策定した改訂版の人口ビジョンにおいて将来展望を見直し、「令和42（2060）年に総人口7,909人の確保を目指す」とし、「平生町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口減少対策に取り組んできたところですが、令和5（2023）年、国立社会保障・人口問題研究所により新たな推計人口が公表されたことから、当該推計を基に次のとおり将来展望人口を見直すこととします。

将来展望人口：令和42(2060)年に、6,874人の確保を目指す

考え方：

「山口県人口ビジョン〔令和2年3月改訂版〕」の将来人口試算に準拠し、①合計特殊出生率*を、令和22（2040）年に人口置換水準*の2.07に向上させ、②令和12（2030）年に社会移動を均衡させることを目指す。

【人口の将来展望に係る推計人口の推移】



(単位：人)

	実績値	推 計 値							
	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)	2050年 (令和32年)	2055年 (令和37年)	2060年 (令和42年)
将来展望人口 (2026(R8)年)	11,914	10,978	10,268	9,563	8,930	8,343	7,803	7,316	6,874
2023(R5)年 社人研推計準拠		10,979	10,078	9,228	8,362	7,482	6,667	5,935	5,258

Ⅲ 基本構想

1 基本理念

住民と行政が力を合わせたまちづくりを推進するため、「平生町民憲章」を普遍的なまちづくりの基本理念とします。

平生町民憲章

わたしたち 平生町民は、ふるさとの美しい自然と歴史をうけつぎ、明るく住みよいまちづくりを目指して、次のことに努めます。

わたしたち 平生町民は

- 1 自然を大切にし 環境をととのえ 美しいまちをつくれます
- 1 スポーツに親しみ きまりを守り 健やかなまちをつくれます
- 1 思いやりと 感謝の心をもち 温かいまちをつくれます
- 1 勤労をとうとび 活力にみちた 豊かなまちをつくれます
- 1 文化を創造し 若い力を育て 伸びゆくまちをつくれます

(昭和60年11月2日制定)

2 将来像

私たちが住む平生町は、豊かな自然や長い歴史の中で育まれてきた貴い文化など、魅力や資源が数多く残され、住む人にとって素晴らしい生活環境を有しています。

今後、目まぐるしく社会・経済情勢が変化する中でも、本町が持つ特性を生かしながら、住民一人ひとりが住み良さを実感でき、10年後に「住んでよかった」「住み続けたい」と思えるまちづくりを進める必要があります。

このため、普遍的なまちづくりの基本理念である「平生町民憲章」の精神にのっとり、本町が目指すべきまちの将来像を次のように定めます。

自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生

自然豊かな・・・

平生町の強みである豊かな自然を守り、自然災害に対応しながら自然と共生していくまちの姿を表しています。

活気あふれる・・・

町内外の交流が活発で、働く場があり、さまざまな人が集まることで、にぎわいのあるまちの姿を表しています。

幸せのまち・・・

住民一人ひとりが生涯にわたって活躍し、安心して快適に暮らす中で、幸せを実感できるまちの姿を表しています。

3 基本目標

まちの将来像「自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生」の実現に向けて、本町の現状や課題を踏まえ、施策の基本的な方向として、次のとおり、5つの基本目標を定めます。

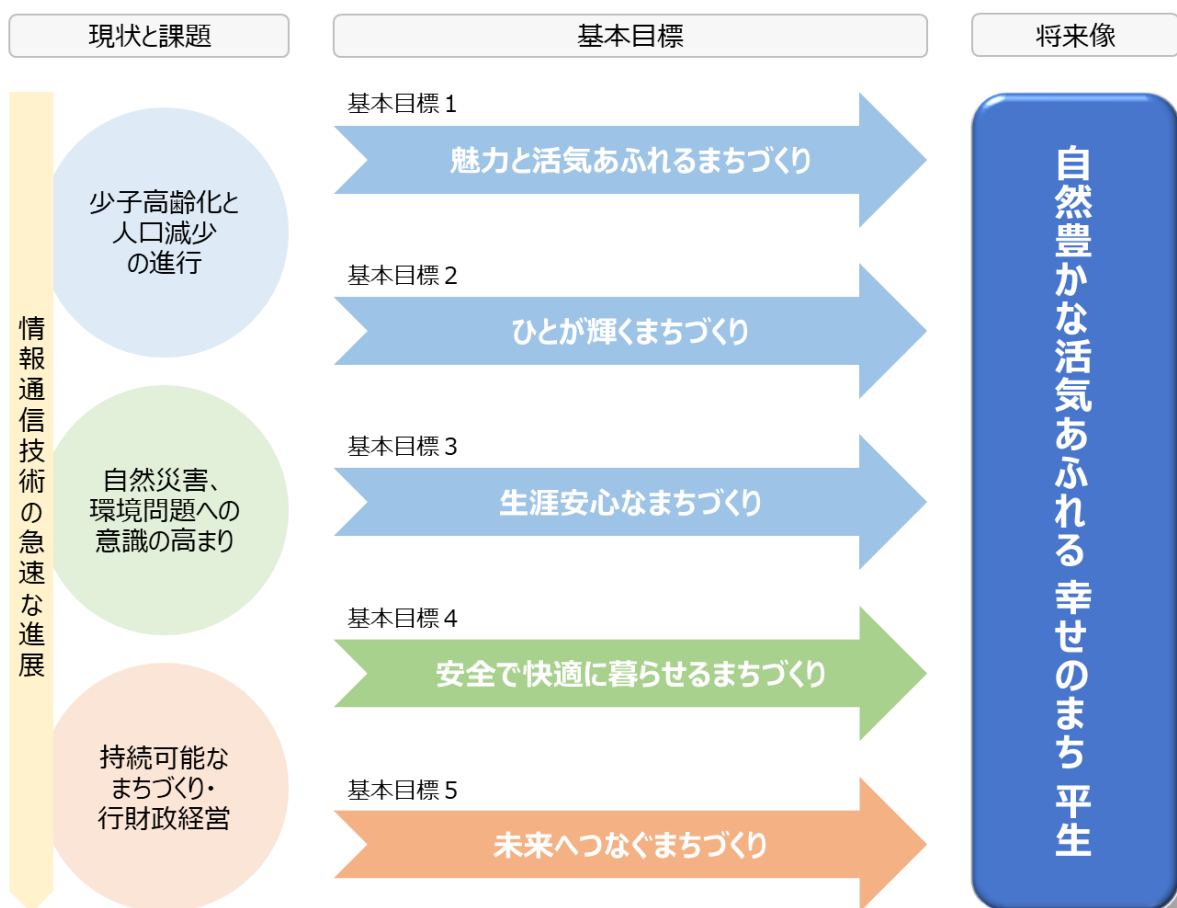
基本目標 1 魅力と活気あふれるまちづくり【産業・観光・移住定住】

基本目標 2 ひとが輝くまちづくり【子育て・教育】

基本目標 3 生涯安心なまちづくり【福祉・医療・健康】

基本目標 4 安全で快適に暮らせるまちづくり【防災・防犯・環境・都市基盤】

基本目標 5 未来へつなぐまちづくり【行財政・協働】



基本目標 1 魅力と活気あふれるまちづくり【産業・観光・移住定住】

「活気あふれるまち」をつくるには、まちに魅力があり、いきいきと働ける仕事があることが大切です。

地域資源の見直しなどを行い、産業振興に取り組むまちづくりにより、「魅力と活気あふれるまち」を目指します。

そのためには、第一次産業における担い手確保の取組みを強化するとともに、起業支援や企業誘致など新たな活力の創出を図り、地域に好循環を生み出すことにより、本町で仕事を見つけ、希望を持って働くことのできる環境づくりに取り組みます。

あわせて、本町が属する室津半島の地形や、温暖な環境がイタリア半島に似ている点に着目した地域活性化策「イタリアーノひらお*推進事業」を進めることなどにより、まちの魅力向上と新たなつながりづくりに取り組みます。

基本目標 2 ひとが輝くまちづくり【子育て・教育】

「幸せのまち」をつくるには、一人ひとりの個性を存分に生かしていくことが大切です。

自分らしさを発揮し挑戦できるまちづくりにより、「ひとが輝くまち」を目指します。

そのためには、子どもを安心して産み、育てることのできる環境づくりを図ります。また、学校・家庭・地域の連携・協働の中で、高い志と広い視野を持って、可能性に挑戦するとともに、豊かな人間性を育み、ふるさと平生を愛して行動できる「ひとづくり」に取り組みます。

基本目標 3 生涯安心なまちづくり【福祉・医療・健康】

「幸せのまち」をつくるには、誰もが、いつまでも心身ともに元気であることが大切です。

地域全体で支え合うまちづくりにより、「生涯安心なまち」を目指します。

そのためには、地域と行政が連携し、子どもや高齢者、障がい者など、すべての人に関わる保健・医療・福祉体制の充実を図ることにより、生涯にわたり誰もが安心できる暮らしづくりに取り組みます。

あわせて、がん、生活習慣病および介護が必要となる疾病の予防対策を充実させることにより、健康寿命*を延ばし、生涯にわたって心身ともに健康に暮らせる環境づくりに取り組みます。

基本目標 4 安全で快適に暮らせるまちづくり【防災・防犯・環境・都市基盤】

「自然豊かなまち」をつくるには、安全・安心を実感できる社会基盤が大切です。

安全と環境を守るまちづくりにより、「安全で快適に暮らせるまち」を目指します。

そのためには、消防・救急体制の強化や、治山・治水・高潮対策などの基盤整備、自主防災力の向上を図るとともに、防犯や消費生活といった暮らしの安全確保、交通安全対策および空家対策の推進により、安全で安心できる生活環境づくりに取り組みます。また、環境美化や環境保全を推進することにより、豊かな自然の維持に取り組みます。

あわせて、生活を支える社会資本の適切な整備、維持を図ることにより、将来にわたって快適な生活を送ることができる基盤づくりに取り組みます。

あわせて、時代の変化に対応する都市計画を検討し、まちのにぎわいを創出するとともに、暮らしやすい居住環境づくりや利用しやすい交通環境づくりに取り組みます。

基本目標 5 未来へつなぐまちづくり【行財政・協働】

「幸せのまち」をつくるには、健全な行財政基盤のもと、一人ひとりの自由で自主的な取組みが大切です。

経営感覚を持った行財政運営を実施し、すべての関係者を協働で結ぶまちづくりにより、「未来へつなぐまち」を目指します。

そのためには、時代や社会の変化を捉え、的確に対応できるように、行政に求められる役割を果たすことのできる人材の確保と職員の育成に取り組みます。

あわせて、デジタル化の急速な変革を踏まえ、限られた経営資源を的確に活用し、その効果を最大化するため、行財政運営のあり方を見直すことにより、未来へと続いていける体制づくりに取り組みます。

あわせて、人権の尊重や男女共同参画*の意識を高めるとともに、地域活動に自律的に取り組むことのできる環境を整えることにより、一人ひとりの強みが活かされ、活躍できる場づくりに取り組みます。

IV 実行計画

IV 実行計画

基本目標 1 魅力と活気あふれるまちづくり【産業・観光・移住定住】	22
施策01-01：農林業の活性化	22
施策01-02：水産業の活性化	25
施策01-03：商工業の活性化	27
施策01-04：観光の活性化	29
施策01-05：移住定住の促進	31
施策01-06：利便性の高い公共交通の確保と離島振興	33
基本目標 2 ひとが輝くまちづくり【子育て・教育】	35
施策02-07：妊娠・出産・子育て期への包括的な支援	35
施策02-08：保育環境の充実	37
施策02-09：知・徳・体の調和のとれた子どもの「生きる力」の育成	39
施策02-10：子どもの「生きる力」を育む質の高い教育環境づくり	42
施策02-11：人権教育の推進	45
施策02-12：地域で支える子育て環境づくりの推進	47
施策02-13：生涯学習と文化活動の推進	50
施策02-14：生涯スポーツの推進と地域スポーツの振興	52

施策02-15：読書活動の推進	【社会教育課】.....	54
施策02-16：社会教育施設や文化財などを活用した社会教育の充実	【社会教育課】.....	56
基本目標 3 生涯安心なまちづくり【福祉・医療・健康】.....		58
施策03-17：地域福祉の充実	【町民福祉課】.....	58
施策03-18：障がい者（児）福祉の充実	【町民福祉課】.....	60
施策03-19：救急医療体制の充実	【健康保険課】.....	62
施策03-20：介護保険制度の適正運営	【健康保険課】.....	64
施策03-21：医療保険・年金制度の円滑運営	【健康保険課】.....	67
施策03-22：健康づくりの推進	【健康保険課】.....	69
基本目標 4 安全で快適に暮らせるまちづくり【防災・防犯・環境・都市基盤】.....		71
施策04-23：地域防災体制の強化	【総務課】.....	71
施策04-24：防災減災対策の推進	【建設課】.....	74
施策04-25：防犯・住民安全・交通安全対策の推進	【総務課・環境政策室】.....	75
施策04-26：消費生活の安全確保	【産業課】.....	77
施策04-27：環境美化・環境保全対策の推進	【環境政策室】.....	79
施策04-28：ごみの減量、リサイクル活動の推進	【環境政策室】.....	81
施策04-29：生活排水対策の推進	【建設課】.....	83
施策04-30：有効な土地利用の推進	【建設課】.....	85

施策04-31：緑化推進と公園整備	【建設課】.....	87
施策04-32：良質な住宅環境の整備	【建設課】.....	88
施策04-33：安全で快適な道路の整備	【建設課】.....	89
基本目標 5 未来へつなぐまちづくり【行財政・協働】.....		91
施策05-34：効率的で質の高い行政運営	【総務課】.....	91
施策05-35：地域情報化の推進	【デジタル推進課】.....	92
施策05-36：持続可能な財政運営	【総務課】.....	93
施策05-37：住民との協働の推進	【地域振興課】.....	95
施策05-38：的確で分かりやすい情報発信	【地域振興課・デジタル推進課】.....	97
施策05-39：人権尊重意識の高揚	【総務課・地域振興課】.....	98

基本目標 1 魅力と活気あふれるまちづくり【産業・観光・移住定住】

施策01-01：農林業の活性化

【産業課・環境政策室】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

本町の特色である環境保全型農業*と温暖な地域特性を活かした高収益な作物の振興を行います。
農地の保全については、日本型直接支払制度*に取り組んでいる集落への支援を行います。また就農環境が整備され、新規就農希望者が就農しやすいまちを目指します。
林業については、森林の多面的機能*が発揮できる森林整備を行います。

（１）現状と課題

農業生産活動については、生産者の高齢化などによる担い手不足、機械経費の増大などの問題により低迷を続けています。遊休農地は増加を続けており、住環境や防災上の観点からも農地の持つ多面的機能の保全は重要な課題となっています。日本型直接支払制度等を活用して生産活動と併せ、草刈りや水路の機能維持に取り組む必要があります。

また、耕作しやすい環境を整えるため、農地や農業用施設の整備にも取り組むほか、兼業農家の支援や企業による農業参入など多様な担い手支援にも取り組んでいく必要があります。

令和6年度末に策定した地域計画については、毎年度座談会を開催し、地域の農業者と議論を進めながら、計画の完成度を高めていく必要があります。

令和元年度から開始したオリーブの試験栽培については、オリーブオイルや加工品の試作品の開発に至っています。イタリア野菜についても知名度が上がってきており、今後は、住民が積極的に生産していける環境づくりを行う必要があります。

令和5年度および6年度において、イノシシの捕獲頭数が大きく減少したことから、個体数も減少していると推定されます。しかし、一方では平野部の農地への出没が常態化しつつあり、看過できない状況です。このため、イノシシの再増加にも注意を払いながら、農業生産者と協力して状況に応じた対策を継続していく必要があります。

林業については、森林環境譲与税を活用して適切な森林管理等を行い、山地災害防止機能の充実による「安全・安心環境の整備」など森林の有する公益的機能の維持・増進を図っていく必要があります。

（２）今後の取組み

1 新規就農者等支援事業【総合戦略】

- 新規就農者などについては経営安定のため、地域の振興作物に指定されている、いちごやアスパラガス、たまねぎなどの高収益作物栽培による就農支援に関係機関と連携しながら取り組みます。
- 町内農業者の大半を占める兼業農家や、企業の農業参入など多様な担い手支援に取り組みます。

2 町振興作物推進事業【総合戦略】

- 「イタリアーノひらお*推進事業」により、町の振興作物として推進しているオリーブやレモンの更なる振興を図るため、加工品の開発支援や町内外への情報発信に取り組みます。

また、イタリア野菜については、生産者・消費者双方にとってより魅力的な農産物となるよう、関係機関と連携しながら更なる振興に取り組みます。

3 日本型直接支払制度の取り組み

- 農業生産者の高齢化による離農者の増加や新規就農者不足などにより、各集落で保たれていた農地の保全や道路や水路などの管理作業に支障が生じています。このことから、集落の関係者で総合的に管理する日本型直接支払制度の維持・増進に取り組みます。

4 地域計画推進事業

- 令和6年度末に策定した地域計画については、各地区において座談会を開催し、計画の完成度を高めながら取り組みを進めます。また、企業による農業参入、新規就農者の受入れを進めるにあたっては地元や関係機関との協力・連携が必要不可欠であり、座談会を活用して農業者の意見や要望などを聞き取り、有効な施策につなげます。

5 鳥獣被害防止対策事業

- イノシシの平野部への出没が常態化しつつあり、農作物の被害はもとより住民への安全も脅かされていることから、農地へ有害鳥獣を侵入させないための防除柵の設置経費を支援するとともに、鳥獣の捕獲対策として、狩猟免許の取得や更新などに要する経費の支援や有害鳥獣捕獲補助金を支給することに加え、新隊員募集の広報や働きかけを継続的に行うことで、捕獲隊員の確保に取り組みます。

また、捕獲隊員への安全指導を行うため、鳥獣被害対策実施隊を編成し、その活動を支援していきます。

6 病虫害防除対策事業

- ジャンボタニシの駆除やミカンバエの防除に必要な経費の支援を行います。また、病虫害防除に関する啓発活動を積極的に行っていきます。

7 小規模農家支援事業の取り組み

- 優良農地が少ない本町では、兼業農家などの小規模農家が多く、特色を持たせるため環境保全型農業を振興していきます。また、機械経費などを補助する支援制度に引き続き取り組みます。

- 耕作の継続が難しくなった農地を、耕作希望者にスムーズ継承していけるよう情報発信などに取り組みます。

8 森林保全の推進

- 近年の記録的な豪雨による、下流域の河川の氾濫や山中にある送電施設などの被災事例により、森林が持つ多面的機能の効果が見直されています。

このことから、令和元（2019）年度から施行された「森林経営管理制度」で人口林を施業管理するとともに、やまぐち森林づくり県民税を活用して森林環境の整備に取り組みます。

（３）成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
特産品センターの新規出荷者数【総合戦略】	6人	7人
農業経営体の数	130経営体	80経営体
水稲作付面積	79.9ha	60ha
有害鳥獣捕獲隊員数	40人	42人
日本型直接支払制度取組集落数	14集落	12集落
地域計画座談会参加者数	21人	30人
森林経営管理制度に基づく累計施業面積	3.5ha	20ha

（４）協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•自作地（農地・林地）の管理を適正に取り組みます。 •農地、農業用施設などを有効活用して、継続的な農業経営に取り組みます。 •利用権設定などを活用して、農地の流動化に努めます。 •農地の情報提供に取り組みます。 •有害鳥獣を寄せ付けない対策を中心に被害防止対策に取り組みます。 •農作物を守るため狩猟免許を取得し捕獲隊の活動に参加します。
自治会・地域 (みんなでできること)	•農地や地域の共有財産などの管理（日本型直接支払制度など）を行うため地域内での協力体制を構築します。 •座談会に参加し将来の地域農業について協議します。 •有害鳥獣の被害防止対策に地域単位で取り組みます。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
平生町鳥獣被害防止計画	令和8年度～令和10年度
平生町農業振興地域整備計画	令和2年度～次期改定年度まで
平生町地域計画	令和7年度～令和16年度まで
平生町森林計画	令和4年度～令和13年度まで

施策01-02：水産業の活性化

【産業課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

漁業者の安定的な経営が実現され、安心して漁業活動ができるまちを目指します。

（１）現状と課題

本町の漁業経営は小型底曳き網や建網、刺網を主とする小規模な漁業であり、瀬戸内海特有の個人経営が大部分を占めており、漁協組合員の高齢化の進行や新規漁業者の不足により、組合員数・水揚量の減少に歯止めがかからず、危機的な状況を迎えています。この状況を改善するため、関係機関と連携し、県などの新規漁業者支援制度を活用し、新たな新規漁業者の受け入れを行っていますが、漁業者の高齢化により指導者の確保が課題となっています。

また、魚離れが進行する中、山口県漁業協同組合平生町支店と連携して、消費拡大の取り組みを進めていく必要があります。

水産資源の確保については、光・熊毛地区栽培漁業センターによる種苗の生産及び放流事業が効果を上げており、施設改修の取り組みによる更なる機能強化が求められています。

漁港施設については、漁業者の減少に伴い利用率が低下してきており、活用方法の研究が必要となっています。

（２）今後の取り組み

1 新規漁業者支援事業【総合戦略】

- 山口県漁業協同組合平生町支店では、国や県の新規漁業者の研修制度などを活用して研修生を受け入れ、新規組合員の確保に取り組んでいます。町としても、漁村の活性化を図るため、平生町支店の活動が活発になるよう相談、情報共有、補助金の支給を行います。
- 研修生の指導者の確保が大きな課題となっており、研修体制の整備のための支援を行います。

2 水産資源確保支援事業

- 漁業者が安定的な経営を持続するため、水産資源が確保できるよう、稚魚や稚貝などの種苗放流の取組活動を山口県漁業協同組合と共同して行います。
また、種苗放流への拠点整備の機能維持を共同海域を構成する市町と共同して行います。
- 地域活性化を伴う水産振興事業への支援を積極的行います。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
漁業協同組合の正組合員の人数【総合戦略】	18人	18人
新規漁業者1人当たりの水揚げ金額【総合戦略】	3,926千円	5,200千円

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•継続的な漁業経営に努めます。 •所得向上のための経営努力を行います。
自治会・地域 (みんなでできること)	•漁村の環境を整え水域改善に努めます。(水産資源確保) •新規漁業者を受け入れるための環境及び体制を整えます。

施策01-03：商工業の活性化

【産業課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

事業継続のための後継者が育成され、町内事業者の経営基盤が強化されることで、経営の安定化と地域経済の活性化を目指します。

あわせて、新たな企業の参入や地元企業の規模が拡大し、町内での新規創業がされるなど、地域の活力と魅力に満ちたにぎわいのあるまちを目指します。

（１）現状と課題

町内事業所の多くは中小企業であり、人口減少や個人消費の低迷などにより経済環境が悪化する中、経営基盤の強化や経営の安定化が求められています。

そのような中、これまで関係機関と連携を取りながら、個人商店などの経営基盤の強化、ICT*化の推進、後継者の育成など支援を行い、事業活動に必要な資金の確保の円滑化に向けた融資策を講じてきました。しかしながら、厳しい経済状況と経営者の高齢化が進行する中で、事業所数は減少し、町内の商工業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

商業・サービス業・工業の振興については、商工会などと連携し、消費者のニーズの把握、事業者の製品開発や技術力の向上、人材育成などを支援する必要があります。低迷が続いている平生港田名埠頭の利用についても、貿易振興の拠点となるように利活用を促進する必要があります。

また、国においては、地理的・時間的な条件にかかわらずあらゆる地域で同じような働き方を可能とする環境を整えるため、全国にサテライトオフィス等の整備を促していることから、その機会を逃がさないことが求められます。

加えて、高校生・大学生などの地元就職を促進するため、町内企業の魅力を発信していく必要が生じています。

（２）今後の取組み

1 商業環境の経営基盤強化事業【総合戦略】

- 商工業振興の中核的役割を担うための、商工会の職員の育成による、支援能力の向上、経営相談体制を強化し、小規模事業者などへの支援活動を促進します。
- 商工会との連携により、経営基盤の強化と町内企業の魅力を町内外に発信する取組みを行います。
- 金融機関と連携し、各種支援制度の周知を図り活用を促します。
- 国や県、産業関係団体と連携し、各種制度が活用しやすい環境づくりによる経営の安定化、技術開発の参考となる先進事例の情報共有、事業継続につながる経営相談などに取り組みます。

2 新規進出企業支援事業【総合戦略】

- 町外に本社を置く情報・通信関連企業等を対象にしたサテライトオフィス*の誘致に取り組みます。
企業の誘致に向けて、工場立地や増設などを計画している企業情報を収集し、本町の立地環境の優位性、支援制度、地域資源などのPR*に取り組みます。
県や商工会などの関係機関と連携し、事業展開を検討している企業に関する情報収集と、企業へ情報を発信します。未利用土地や未利用施設を有効に活用し、企業進出の促進と地元企業の規模拡大を促します。税制などの優遇措置や支援制度を充実させるとともに、進出後に安定的な事業を継続して展開できるよう、支援に取り組みます。
- 平生港田名埠頭の利活用を促し、貿易を振興させるため、貿易事業者の確保に取り組みます。

3 地元就職促進事業【総合戦略】

- 県および近隣市町と連携し、学生などに地元就職情報を届けます。また、柳井公共職業安定所管内の市町で柳井地域合同就職面接会や企業紹介フェアを行うなど、地元事業者を広く紹介して、地元就職を支援します。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
経営相談延べ件数【総合戦略】	441件	500件
企業誘致相談件数【総合戦略】	2件	2件
合同就職面接会参加者数【総合戦略】	7人	10人

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•地元商店での商品購入の機会を増やします。 •研修会やセミナーなどに積極的に参加し、自己能力の向上に努めます。 •自分のライフスタイルに合った就労方法を検討し、求職活動を行います。
自治会・地域 (みんなのできること)	•地元商店での商品購入の機会を増やします。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	•商工会は、活動体制の充実に努め、小規模事業者への支援に努めます。 •商工業者は、金融機関および商工会などによる各種支援を効果的に活用し、経営基盤の強化や地域に密着したサービスの展開を行います。 •多様な人材や働き方の活用を検討し、求人活動を行います。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
事業継続力強化支援計画	令和7年度～令和11年度
平生町導入促進基本計画	令和7年度～令和8年度

施策01-04：観光の活性化

【産業課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

観光協会と連携して「イタリアーノひらお*」による観光振興に取り組む事によって、訪れる観光客の満足度が高まり、「また訪れたい」観光地を目指します。

また、近隣市町と連携し、周遊性を高めた地域全体での観光振興が実現されたまちを目指します。

（１）現状と課題

近年、観光客のニーズは多様化し、観光の形態は観光型の団体旅行から参加・体験型の個人・小グループ旅行へと移りつつあり、観光情報を収集する方法は雑誌などの紙媒体から情報通信技術の発達によりパソコンやスマートフォンに変わってきています。また、県内観光客の特徴として、日帰り比率が高い傾向にあります。

本町の観光客数は、日帰りの通過型観光であることから、滞在時間が短いという点が課題です。これまで、本町ならではの歴史や文化、自然など多様性に富んだ観光資源を活用した観光振興に取り組んできましたが、集客や交流人口*拡大につながる大きな観光施設などがないことから、戦略的な事業展開が不十分な状況です。また、老朽化した観光施設は、景観や安全性の確保が困難となるなど、維持管理費用も年々増加しています。

観光形態などの変化に的確に対応しつつ、「イタリアーノひらお」ブランドを活用した新たな取り組みとして、近隣市町とも連携し、観光消費を高める滞在を促すコンテンツやサービスの充実が求められます。

（２）今後の取り組み

1 観光協会の強化支援事業【総合戦略】

- 観光協会の主体的な観光活性化の取り組みとして、観光パンフレットや観光案内図、観光案内表示などを充実させるとともに、特産品の販売強化を行い、ホームページやSNS*、マスメディアなどの媒体を活用した質の高い観光情報を発信するため、機能強化に向けた企画立案および活用できる国、県の補助事業の情報提供を行います。

2 広域観光推進事業【総合戦略】

- 広島広域都市圏の構成市町および柳井広域圏と連携を図り、各市町の地域資源を活用した観光事業に加えて、広域地域で一体となった観光事業の展開、また集客や交流人口の拡大につながる施設設備を行うことで、観光客を町内へ誘引する取り組みを進めます。

また、観光キャンペーンなどを契機とした誘客拡大に、県や周辺自治体と連携し、魅力ある周遊ルートの開発や周遊ツアーの検討など、観光資源を有機的に結び付け、インバウンド*観光にも対応できる広域的な観光ルートの設定に取り組みます。

3 「イタリアーノひらお」ブランドの戦略的な観光情報の発信事業【総合戦略】

•「イタリアーノひらお」を通じた観光施策として、オリーブやレモンを活用した魅力づくりや、イタリアーノひらお観光大使およびイタリアーノひらおサポーターの活用による、町の知名度向上と観光振興を行います。

また、民間主体による「イタリアーノひらお」事業の推進や、観光振興事業への更なる協力体制の整備を進めます。

観光アプリの活用を含め、ICT*を活用した情報発信を行い、時代に即した新たな観光集客を行います。また、情報を掲載し、地域独自の魅力の発信を行います。

•クルーズ船の誘致など、地域資源を活用した観光振興の取組みを進めます。

4 観光施設の活用促進事業【総合戦略】

•町内の観光施設において、故障や老朽化など景観や安全性に問題が生じた場合には、迅速に必要な修繕または施設の改修を行います。施設の適切な維持管理を行うことにより、訪れた観光客が満足できるような観光施設の活用を促進します。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
観光客数【総合戦略】	158,230人	180,000人
観光宿泊客数【総合戦略】	5,904人	8,000人

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•町の魅力に愛着と誇りを持てるよう観光資源を大切に、町の魅力を多くの人に伝えます。 •来訪者をおもてなしの心を持って温かく迎え、何度も訪れたくなるまちにします。 •「イタリアーノひらお」を推進するイベントや町内のイベントに積極的に参加します。
自治会・地域 (みんなのできること)	•町の豊かな自然や歴史的景観などの豊かな観光資源を次世代に引き継ぐため、保存・保全活動に努めます。 •イベントの開催や参加をすることで、地域のにぎわいを創出します。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	•地元の特色ある農産物を使用した食のブランドを確立します。 •「イタリアーノひらお」を推進するイベントや町内のイベントに積極的に参画します。 •イタリアーノひらおに関連した施策に取り組めます。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
第3期広島広域都市圏発展ビジョン	令和8年度～令和12年度

施策01-05：移住定住の促進

【地域振興課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

本町の魅力が高まり、町の知名度が向上し、交流人口*や関係人口*が創出されることで、住みたく
なる、住み続けたくなるまちを目指します。

（１）現状と課題

本町では、SNS*による情報発信やイタリアーノひらおシティプロモーション事業の推進等により地域PRを推
進し、ひらおファンクラブ会員数等の関係人口は増加しています。しかしながら、目標とする転入者数や、空き
家成約数の達成には至っておらず、若者や女性の転出が多い状況です。

とりわけ、空き家バンクの登録物件数は増加しているものの、成約数は減少しており、成約数の増加が課題
となっています。今後は、情報発信手段の多様化や内容の充実を図るとともに、更なるまちの魅力向上に加え、
子育て世代への住宅支援制度や、若者・女性向けの起業支援制度の見直しなどが必要です。

（２）今後の取組み

1 関係人口の創出【総合戦略】

- ・町ホームページやSNS等を活用し、本町の魅力や「イタリアーノひらお*」の取組み等の情報を発信することによ
って、本町の認知度を高め、将来的な移住定住者へつながる関係人口につなげていきます。また、若者の移
住や関係人口としての地域との関わりを創出・拡大するため、大学等と地域が連携した、学生のフィールドワー
クの受入れ等による、地域課題解決プロジェクトを行います。

2 移住定住支援事業【総合戦略】

- ・令和7年度まで実施した若者定住促進事業、空き家バンク事業、空き家リフォーム事業を統合し、制度の対象を
見直し、幅広い子育て世代の移住・定住促進に向けた空き家の取得・リフォーム・不要物撤去の補助を実施
してまいります。また、空き店舗リノベーション補助等、起業支援事業と連携活用可能な空き店舗の利活用の
取り組みを行います。
- ・国の制度を活用し、起業支援事業補助金制度の充実を図るとともに、制度の活用を促進するため、女性・
若者を中心とした起業家の育成を実施します。
- ・国や県と連携し、東京圏・中京圏・関西圏等からの移住に係る費用の一部や新婚世帯の住宅取得や賃借
または引越しの際に要した費用の一部を補助することにより、町内への移住・定住を促進します。
- ・各種移住フェアに参加し、移住検討者との相談を行い、移住検討者が移住に際して抱える不安や課題を取
り除くことにより、移住定住を促進します。
- ・国の制度を活用した「移住コーディネーター」を設置しての移住体験住宅を活用した移住体験ツアー等を実施
し、移住を検討中の町外在住者が町での暮らしを体験することができる環境を整えます。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
町SNSフォロワー数【総合戦略】	1,324人	1,600人
空家バンクの総登録物件数（累計）【総合戦略】	98件	150件
支援制度を利用した総移住者数（累計）【総合戦略】	181人※	200人
起業支援事業補助金総利用件数（累計）【総合戦略】	6件※	10件

- ※令和2年度～令和6年度

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	- 空家バンクへの物件登録を実施します。 - 町SNSのフォローおよびシェアを行います。
自治会・地域 (みんなでできること)	移住者の受入体制づくりに努めます。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	町、県、国の移住定住促進施策の実施に協力します。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
平生町空家等対策計画	令和5年度～令和9年度

施策に関する基本的方向（目指す姿）

安全で快適な公共交通が確保され、移動の利便性が高いまちを目指します。

島民の生活環境維持と島の交流人口*や関係人口*の創出を目指します。

（１）現状と課題

民間バス会社などの公共交通機関は、通勤・通学や高齢者の移動手段として重要な役割を担っていますが、利用者減少や運転手不足により、路線維持が困難になっています。

離島では、人口減少に伴い生活交通の維持が課題となっており、航路の安定運行が求められています。

（２）今後の取組み

1 交通空白解消事業【総合戦略】

- 自家用交通手段を持たない人（年少者、要介護者、一部の高齢者・障がい者等）の生活交通の確保および、住民生活や通勤・通学における利便性の向上を図るため、路線バスの赤字路線に対する運行支援に加え、「交通空白」の解消に向けた取組み（デマンドバス*、乗合タクシー*等の導入）を行います。

2 離島航路の維持と関係人口創出【総合戦略】

- 馬島・佐合島航路は、佐合島と本土を結ぶ唯一の公共交通機関として、島民の生活交通を維持する重要な役割を担っています。熊南総合事務組合との連携のもと、航路事業における欠損金の補てんを行うなど財政支援を継続し、安定的な運航の確保に努めます。
- 離島航路や島の情報発信を充実させることで、島外からの交流人口や関係人口の増加を図り、地域活性化と併せて取り組みます。

（３）成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
新たな公共交通の利用者数（延べ人数）【総合戦略】	0人	1,000人
離島航路の年間利用者数（延べ人数）【総合戦略】	7,108人	7,000人

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•公共交通を積極的に利用します。
自治会・地域 (みんなでできること)	•地域内の自家用交通手段を持たない人が公共交通を利用できるよう相互協力します。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	•利便性の高い公共交通の実現に向けて、町の公共交通施策に協力します。 •効率的で利便性の高い交通サービスの提供に努めます。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
平生町地域公共交通計画	令和6年度～令和10年度

基本目標 2 ひとが輝くまちづくり【子育て・教育】

施策02-07：妊娠・出産・子育て期への包括的な支援

【健康保険課・町民福祉課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

親子が心身ともに健康で、地域の中で安心して妊娠・出産・子育てをすることができ、子どもが健やかに成長できるまちを目指します。

（１）現状と課題

妊産婦、子育て世帯、子どもに一体的な相談支援を行うため、令和7（2025）年4月に子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を一体化した相談機関として「平生町こども家庭センター」を開設しました。妊産婦・乳幼児の健診、育児相談、訪問などの母子保健事業と、福祉医療、児童手当、保育所利用などの児童福祉サービスを通じて、子育て家庭の状況を継続的に把握し、年齢による切れ目のない支援を提供します。支援の必要な家庭は増加傾向にあり、医療、保健、福祉、教育など、関係機関とのさらなる連携が求められています。

とりわけ、育児困難は虐待につながる可能性もあり、少子化や家族構成の複雑化による子育ての不安を予防し、子どもの発達障がいなどを早期に把握・支援することが求められています。センターの開設を機に、母子保健、児童福祉サービスと地域における様々な資源とが一体となり、妊産婦や子育て家庭に必要な支援につないで、地域におけるサポート体制づくりを一層強化する必要があります。

（２）今後の取組み

1 母子保健事業【総合戦略】

- 健やかな周産期と乳幼児期を過ごせるよう、妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業、家庭訪問、妊産婦健康診査、各種学級、幼児ことばの教室などを行います。

2 妊娠・出産・育児に関する相談、支援体制の充実強化【総合戦略】

- 安心して妊娠・出産・子育てをすることができ、子どもが健やかに成長するために、家庭を取り巻く医療、福祉、保健、教育機関、ボランティアなどが連携し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行います。特に、虐待の未然防止や障がい児への支援には、関係機関との連携が不可欠です。個別のニーズに適切に対応し、次のライフステージへスムーズに移行できるよう、支援体制を構築します。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
乳児家庭訪問実施率【総合戦略】	100.0%	100.0%
妊娠・出産について満足している人の割合【総合戦略】	100.0%	100.0%
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	89.2%	95.0%

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、予防接種などを受け、健康管理をします。 •各種教室やイベントに積極的に参加します。 •不安なことは独りで抱えず、誰かに相談します。
自治会・地域 (みんなのできること)	•子育て家庭が孤立しないよう声をかけます。 •気になる家庭があった場合は町こども家庭センターや児童相談所に相談します。 •各種教室やイベントに声をかけ合って参加します。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	•妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、予防接種などを受けやすい環境を整えます。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
第4次平生町地域福祉計画	令和8年度～令和12年度
第四次平生町健康づくり計画	令和8年度～令和17年度
第3期平生町子ども・子育て支援事業計画	令和7年度～令和11年度
平生町障がい者福祉基本計画	令和6年度～令和11年度
平生町のいちを支える自殺対策推進計画	令和8年度～令和12年度

施策02-08：保育環境の充実

【町民福祉課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

子どもたちの豊かな心と体を育むため、遊びや体験を通じた総合的な教育・保育の充実、一人ひとりの個性や発達段階に応じたきめ細かな対応ができるまちを目指します。

また、子育てに対する不安や孤独感を軽減し、子育てと仕事を両立しながら子育ての楽しさや喜びを実感できるよう、家庭・地域・関係団体・町が一体となった子育て支援に取り組むまちを目指します。

（１）現状と課題

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加により、一層の保育環境の充実が求められています。町立・私立各保育園で、延長保育、一時保育を実施していますが、一時保育は希望日時に利用できないこともあり、保育士の確保や、保護者の就労形態・就労時間にあった、延長保育などの保育サービスが課題となっています。

とりわけ町立佐賀保育園について、町内でも特に少子高齢化が進んでいる佐賀地区に立地しており、園児送迎車両の導入により佐賀地区外の園児の通園も容易になったことから、園児数は横ばいとなっていますが、施設の老朽化が進行しており、今後の佐賀保育のあり方を検討することが必要となっています。

また、地域コミュニティの希薄化により、これまで子育てにおいて地域社会で支援しあっていた機能が失われつつあることから、地域の子育て機能を向上させる必要があります。

（２）今後の取組み

1 多様化する保育ニーズに対応した保育環境の整備【総合戦略】

- さまざまなライフスタイルや保護者の多様な就労形態により、多様化する保育ニーズに対応するため、安全・安心で、質の高い保育環境を確保するとともに、一時保育、延長保育、病児・病後児保育などの特別保育事業を充実させていきます。
- 町内唯一の町立保育園である佐賀保育園は、私立保育園では受入れが難しい障がい児保育の受入れ先として、また、地域のひととの触れ合いを大切にしたい保育方針など、小規模保育園ならではの特色を有します。今後は、少子化が進んでいる現状や保育のニーズを踏まえながら、町内の就学前施設のあり方について方針を決定します。

2 子育てを地域全体で支える環境の整備

- 乳幼児とその保護者が交流できる場として、ひらお保育園内と平生町福祉センター内に「子育て支援センター」を開設し、子育てについての相談、情報の提供・交換・助言その他の援助を行い、地域の子育て支援機能の充実に取り組みます。
- また、家庭・地域・関係団体・町が一体となり、子育てに対する不安を軽減し、子育て中の親が孤立することのないように、地域の子育て支援ネットワークを整備します。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
0～2歳児の保育利用率【総合戦略】	76%	88%
3～5歳児の保育利用率【総合戦略】	91%	93%

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•住民一人ひとりが子どもと子育て家庭を支援する意識をもち、行動します。
自治会・地域 (みんなでできること)	•子育てに配慮した地域づくりに努めます。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	•仕事と子育てを両立できる、子育てしやすい職場環境の整備に努めます。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
第3期平生町子ども・子育て支援事業計画	令和7年度～令和11年度

施策02-09：知・徳・体の調和のとれた子どもの「生きる力」の育成

【学校教育課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

高い志と広い視野を持って、可能性に挑戦する子どもが育成されるまちを目指します。

一人ひとりの願いや思いを志に高め、確かな学力を基盤とした広い視野を持って、希望を持ちつつ、未知なるものへ進んで挑戦する態度や困難を乗り越える態度、新しいものを取り入れようとする態度を身に付けた子どもを育てます。

（１）現状と課題

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となる中、新しい学習指導要領が令和 2（2020）年度の小学校から順次実施されています。そこでは、「社会に開かれた教育課程*の実現」を柱として、「カリキュラム・マネジメント*」「主体的・対話的で深い学び*」「資質・能力の 3 つの柱*」を肝としたこれからの方向性が示されました。また、豊かな情操や規範意識、生命尊重、人間関係を築く力などを身に付けるとともに、幼児期から小・中学校の各教育段階の連続性を重視した学力や体力の向上、健康の確保を図ることなどは、これまでと同様に変わらず重要です。

また、全ての子どもたちが社会の中で柔軟に対応し、自分らしく幸せに生きていくために必要な力を育むために、家庭や地域、学校が協働してさまざまな取組みを進めていますが、とりわけ、自らの学びについて自分の言葉で表現する活動を重視し、子どもたちの主体的な学びを支える教育環境のさらなる充実を図ることが必要です。

家庭や地域をとりまく環境の変化や教育的ニーズが多様化しており、学校に求められる役割が拡大しています。子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、教職員の資質向上と合わせて、さまざまな専門家がチームで子どもたちを支える組織体制の充実も必要です。

（２）今後の取組み

1 学びの連続性を重視した未来を担う人材の育成

- 「15歳の平生っ子のめざす姿」を意識した学校教育目標を設定し、教科横断的な視点*でカリキュラム・マネジメントを実施します。
- 小中一貫教育の視点から、交流授業や研修の充実・強化を図るとともに、地域協育ネット*などの仕組みを活用し、就学前から小・中学校の各教育段階の連続性を意識した教育活動を進めます。
- 自らの人生や職業について主体的に考え、将来にわたって豊かで充実した社会生活を送る能力を育成するため、学校・家庭・地域・産業界などが連携したキャリア教育に取り組めます。

2 豊かな心と健やかな身体の育成

- あいさつ運動や地域活動などを通じ、学校・家庭・地域が一体となって道徳性を養います。
- 学校・家庭・地域が連携した「早寝・早起き・朝ごはん」の取り組みなどにより、子どもたちの健康的な生活習慣の確立に向けた取り組みを行います。
- 体力要素のバランスの取れた子どもの育成に向け、学校・家庭・地域と連携した特色ある取り組みを行います。

3 主体的・対話的で深い学びの実現

- 基礎的・基本的な知識、技能を確実に習得し、これを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育み、主体的で協働的に取り組む態度を育成します。
- 児童生徒の確かな学力の定着を図るため、小中一貫教育の視点を取り入れた授業力向上に取り組みます。
- ICT*を効果的に活用するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた子どもたちの学びの過程に着目し、授業の工夫・改善に取り組みます。

4 グローバルに活躍する力の育成

- ふるさとの伝統的な活動や一流の音楽・芸術を鑑賞し触れる体験など、児童生徒の情操や感性を育む体験を充実させます。
- 子どもたちの英語を積極的に使おうとする態度や英語でコミュニケーションを図る資質能力の育成に焦点を当てた取り組みを充実させます。

5 生徒指導上の諸課題への取り組みの充実

- 子どもの自己肯定感と自己有用感を育むため、地域の体験活動を充実させます。
- 適切なインターネット利用に向け、子どもの発達段階に沿った計画的な情報モラル教育の実施と、情報リテラシー*の育成・向上に取り組みます。
- 専門家等との連携により、不登校等の未然防止に取組むとともに、支援体制を充実させます。

(3) 成果指標

指標名		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組む児童生徒の割合	小学6年生	65.0%	68%
	中学3年生	87.3%	90%
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小学6年生	89.5%	92%
	中学3年生	88.8%	91%
朝食を毎日食べる児童生徒の割合	小学6年生	92.9%	95%
	中学3年生	95.8%	98%

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•学校教育活動にゲストティーチャーとして参加します。 •学校行事に参加し協働して活動します。 •健康的な生活習慣づくりへの協力や協働、支援を行います。
自治会・地域 (みんなのできること)	•学校行事に参加し協働して活動します。 •健康的な生活習慣づくりへの協力や協働、支援を行います。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	•学校教育活動にゲストティーチャーとして参加します。 •学校行事に参加し協働して活動します。 •健康的な生活習慣づくりへの協力や協働、支援を行います。 •学校と協働して授業をつくります。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
平生町教育大綱	令和8年度～令和12年度
平生町教育振興基本計画	令和8年度～令和12年度

施策02-10：子どもの「生きる力」を育む質の高い教育環境づくり

【学校教育課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

ICT*を生かした一人ひとりの個別最適化された学びや創造性を育む学びを実現するとともに、誰もが相互に支え合い、子どもたちが多様なあり方を相互に認め合える共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム*の構築を目指します。また、常に子どもたちの前でエネルギーにいられる教師であるために、教員の働き方改革を進め、学習指導要領に示す「質の高い授業の提供」に結びつけます。

（１）現状と課題

子どもたちには変化の激しいこれからの社会の中で「生きる力」を身に付けることが求められています。そのため、近年進展が著しいAI*を筆頭とするICT技術を適切に活用する能力やグローバル化に対応できる教育の実践に力を入れなければなりません。

教育の質を高める取組みとして、教員が本来担うべき業務に専念できるよう、かつ教員自身のウェルビーイング*を確保する働き方改革につながるよう、校務や部活動などを支援する外部人材のさらなる活用が求められています。

教員の自己研鑽の時間の確保、園、小・中学校の確実な引継ぎなど、指導体制や環境づくりの充実も課題となります。

学校は子どもたちが安全に安心して過ごせる場所であることが前提であり、子どもたちが被害者となる事案につながらぬよう、今後も地域ぐるみで子どもたちの安全安心を守る社会的な環境整備を進めます。

また、「平生町立学校の将来の在り方に係る基本構想」により示された将来の「施設一体型小中一貫教育」の開始時期まで、老朽化した現行施設で「施設分離型小中一貫教育」という形態により継続使用をしていくための維持保全がより重要となります。

（２）今後の取組み

1 学びを支える教育をめざす取組みの充実

- 教員のICT活用を支援・サポートするためのICT支援員の継続的な配置に加え、時代に求められるICT環境を見定めた計画的な推進体制の整備により学校教育の情報化を進めるとともに、ICTを活用し、子どもの力を最大限引き出す「わかる授業の実践」や「情報活用能力」の育成、校務DX化などを進めます。
- 子どもたちの実態把握に基づき、必要な補助教員や学校支援員を配置するとともに、特別支援教育のための校内組織体制を構築し、啓発や専門機関との連携などを進め、教職員全員で個に徹した指導の質の向上を目指します。
- 就学支援事業や遠距離通学費助成事業、育英基金事業など保護者の経済的負担の軽減対策に取り組み、教育の機会均等を目指します。

2 個のニーズに応じた教育の推進事業

- 関係機関と連携して一人ひとりの教育的ニーズの把握に努めるとともに、様々な角度からの合理的配慮の提供や基礎的環境の整備を進めます。特別支援教育の視点を取り入れた指導の改善・充実のため、教員の特別支援教育の実践力向上に係る研修などを実施します。
- 子どもの個々の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導・支援の充実を図るため、学校支援員などを配置します。

3 学校における働き方改革推進事業

- ICカードやタイムカードによる勤務時間管理と状況把握を継続するとともに、業務の精選と業務量の適正化を図り、教職員の負担軽減と勤務体制等を改善します。
- 統合型校務支援システムや学習アプリなどICTの効果的な活用により、学校における業務を効率化します。
- 学校・家庭・地域の連携・協働体制を活用して、学校・教職員が担う業務に係る役割分担について検討するとともに、校務や地域連携協働活動などを支援する外部人材を活用します。

4 学校安全の推進事業

- 学校安全の3領域（防犯を含む生活安全、交通安全、災害安全）に係る安全教育を実施し、子どもたちの安全意識・能力を向上させます。
- 学校、家庭、地域および関係機関などが一体となった地域ぐるみの学校安全の取組みを進めます。通学路については、警察や道路管理者などと連携して点検を行い、危険箇所について情報を共有し重点的に見守ります。
- 将来の「施設一体型小中一貫教育」実現のための、新しい学校施設整備に向けた必要な取組みと並行し、この実現までの間、適切に補修・修繕を施しながら、現行の校舎施設における安全な教育環境を堅持します。

(3) 成果指標

指標名		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
教員の児童生徒のICT活用を指導する 能力に対する肯定的な回答の割合	小学校	100.0%	100.0%
	中学校	71.6%	100.0%
教員1人当たり1か月時間外業務時間	小学校	37.0時間	30時間
	中学校	56.7時間	45時間

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•落ち着いた学習環境づくりに協力します。 •障がいの有無にかかわらず、すべての子どもと一緒に育つ環境づくりを支援します。 •教員の働き方の改善に協力します。 •学校安全に係る組織活動に参加します。
自治会・地域 (みんなのできること)	•落ち着いた学習環境づくりに協力します。 •障がいの有無にかかわらず、すべての子どもと一緒に育つ環境づくりを支援します。 •学校安全に係る組織活動に参加します。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	•落ち着いた学習環境づくりに協力します。 •障がいの有無にかかわらず、すべての子どもと一緒に育つ環境づくりを支援します。 •学校安全に係る組織活動に参加します。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
平生町教育大綱	令和8年度～令和12年度
平生町教育振興基本計画	令和8年度～令和12年度

施策に関する基本的方向（目指す姿）

「山口県人権推進指針」および「山口県人権教育推進資料」を活用する取組みにより、住民一人ひとりの人権が尊重された誰もが笑顔で住むことができる心豊かなまちを目指します。

（１）現状と課題

私たちの身の回りには、さまざまな人権問題が幅広く存在しています。その中で、住民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会を実現するため、教育の果たす役割が重要となっています。

特に学校現場においては、児童生徒が人権尊重の理念を理解するにとどまらず、態度や行動に現れるように、教職員一人ひとりの資質向上に加え、家庭や地域社会との連携をもとに人権尊重の視点に立った取組みを充実させる必要があります。

本町では住民一人ひとりの人権が尊重されたまちの実現をめざして、「平生町人権教育推進協議会」において、地域社会における人権教育について協議し、取組みを進めています。今後も、さまざまな世代に人権に関する学習の機会を提供する必要があります。加えて、事業所などでの人権に関する自主的な取組みが求められている状況です。

（２）今後の取組み

1 地域における学習機会の充実

- 地域や学校におけるさまざまな活動を通して、子ども・保護者・地域住民の豊かな関わり合いの醸成を図り、互いの人権を尊重する土壌をつくります。

また、人権に関する学習機会「人権学習講座」を設け、参加者のニーズに即した内容や「山口県人権推進指針」にある内容の講座を企画し、町内事業所などへの呼びかけなどを通してさらなる参加者増加に取り組み、地域住民の人権意識と実践力を高めます。

2 地域住民に対する啓発活動

- 「広報ひらお」への「人権コラム『つながりぬくもり』」による啓発をはじめ、学校での「人権参観日」や「人権教育講演会」など、さまざまな機会を捉えた啓発活動に取り組みます。

3 相談体制の充実や支援

- 人権に係る相談ができる環境を整備するとともに、各種専門の相談窓口の紹介や研修会などの情報を積極的に提供します。
- 学校における子どもたちへの定期的なアンケートや教育相談の実施など、各種相談体制の整備に取り組むとともに、保護者に対する通信などにより、いつでも相談できる支援体制を周知します。

4 学校における学習環境づくり

- 学校と家庭・地域社会が連携・協働して地域とともにある学校づくりを目指し、その中で育まれる子どもを中心とした心豊かな関わり合いを通して、人権の尊重された学習環境づくりを進めます。特に「いじめ」については「いじめ」はよくないという知的理解にとどめず、それを許さない人権感覚が身に付くよう、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級づくりに取り組みます。

5 教職員の人権に関する研修の充実

- 人権の基本となる「山口県人権推進指針」に基づき、さまざまな人権課題とその指導法について、教職員研修の充実に取り組みます。平生町人権学習講座への全教職員の参加や校外研修への積極的参加により、自己研鑽に取り組むことで資質を向上させるとともに、授業や校内研修における視聴覚教材の活用を進めます。さらに学校間や地域との連携を密にすることで、情報や課題を共有した取組みを進めます。
- さまざまな人権問題について、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高める教育を行います。人間関係や学校などの全体の雰囲気などの人権教育の基盤を重視し、実態・発達段階に応じた人権教育に取り組みます。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
人権学習講座参加者数(3日間の合計)	153人	165人

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•子どもと住民等が相互で心豊かに関わり合います。 •小・中学校の人権参観日に参加します。 •子どもたちの見守りに協力します。校外での様子については、学校などと早期に情報を共有します。 •人権に関する学習機会「人権学習講座」を受講します。
自治会・地域 (みんなのできること)	•子どもと自治会・地域が相互で心豊かに関わり合います。 •子どもたちの見守りに協力します。校外での様子については、学校などと早期に情報を共有します。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	•子どもと企業等が相互で心豊かに関わり合います。 •子どもたちの見守りに協力します。校外での様子については、学校などと早期に情報を共有します。 •人権に関する学習機会「人権学習講座」を受講します。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
平生町教育大綱	令和8年度～令和12年度
平生町教育振興基本計画	令和8年度～令和12年度

施策02-12：地域で支える子育て環境づくりの推進

【社会教育課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

学校・家庭・地域が連携・協働し、特色ある学校づくりを進めるとともに、子育てに関しての不安を地域でサポートするなど、学校や家庭、行政機関などと連携した家庭教育や子育てサポートが充実し、地域で子育てを支えるまちを目指します。

（１）現状と課題

近年の少子高齢化、情報化、地域のつながりの希薄化など、社会環境の大きな変化は、他者とのふれあいや関わりなど、子どもたちの健やかな成長に大きな影響を与えています。本町では、保護者や地域住民が学校運営に参画する体制づくりを進めるとともに、地域学校協働活動などを通じて、地域の人々が組織的に学校を支援する仕組みや子どもたちによる地域貢献の取組みを推進してきました。

また、少子化や核家族化の進行などにより、家庭が子育てについての悩みや不安を抱えながらも、身近に相談できる相手がいないなど、家庭環境を取り巻く環境も大きく変化しています。これまでは、教員による家庭訪問、町教育委員会や青少年育成センターへの相談や専門機関の紹介、スクールソーシャルワーカーによる家庭支援などにより対応を進めてきました。

このような中、学校・家庭・地域の三者がそれぞれの役割と責任の中で連携・協働し、地域社会全体で子どもたちの育ちや学びを支援する体制強化を図る必要があります。

（２）今後の取組み

1 地域協育ネットの推進

- 学校運営協議会の充実により、地域とともに協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える学校づくりを進めます。
- 学校が地域の人々の「集いの場、学びの場」となることを目指した取組みの工夫・強化により、子どもが地域の人と日常的に触れ合う機会をつくりだし、子どもたちにふるさと平生を愛する心や地域の担い手としての意識を育みます。

2 青少年健全育成の支援

- 青少年育成町民会議による学校・家庭・地域が一体となった取組みなどにより、学びや育ちを支援する体制を充実させます。青少年の非行防止、育成保護のための情報収集、防犯パトロールや育成センター車による見回りを実施します。
- 青少年育成町民会議や子ども会育成連絡協議会などと連携し、子どもたちの多様な体験活動を促進します。また、地域にある学校が笑顔とあいさつであふれるものとなるよう、地域と一体となった取組みを行います。

3 地域と協働した特色ある学校づくりの推進

- 地域の人材や教育資源の積極的活用を通して、学校・地域連携カリキュラム*の充実を進めます。カリキュラムの不断の見直し、保護者や地域との共有により、子どもたちのふるさと平生に貢献したいという意識を育むとともに、特色ある学校づくりにつなげていきます。
- 学校が必要とする支援を地域コーディネーターの呼びかけによって来校する仕組みや、地域住民が生涯学習の一環として学校を活用する仕組みづくりなどに取り組みます。

4 地域との連携強化

- 地域学校協働活動推進員や地域コーディネーターなどにより、地域への学校行事の発信と参画を促し、学校支援ボランティア活動を拡充させます。また、放課後子ども教室や放課後児童クラブに関わる地域の人々の拡大により、子どもの居場所の確保など安全安心の環境づくりを進めます。
- コミュニティ・スクールだよりの定期発行、学校ホームページの更新、地域協育ネットの情報誌（クロッカス通信）の発行などにより、住民の学校への関心を高め、学校や子どもたちに関わる地域の人を増加させます。
- 中高生ボランティア活動を通して、小中高校生が地域行事に参加したり、イベントを企画・運営したりする中で地域の人とかかわりつながることで明るい地域づくりを推進し、ふるさと平生を愛する心を醸成します。

5 家庭教育支援の充実

- 少子化・核家族化が進行したことによる、子育て家庭の孤立化の予防や子育ての悩み・不安の軽減、家庭教育の学びの場の情報提供などを担う「ひらおカンガルー応援隊」と学校が連携し、家庭教育に関わる問題の発生予防や早期発見、必要な機関への橋渡しなどに取り組みます。
- 「家庭教育アドバイザー養成講座」などへの参加者を増やすことにより、よりきめ細かな家庭教育支援体制を目指します。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
学校支援ボランティアなどにより学校を訪れる地域の方の人数	7,066人	7,200人
中高生ボランティア活動への参加人数	375人	400人
地域協育ネットコーディネーター養成講座修了者数	13人	15人

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•PTA活動や研修会などに参加・協力します。 •学習環境の整備や授業づくりへの協力、授業の参観や参加、行事への協力、放課後子ども教室への関わりなど、積極的に学校などを訪問します。 •中高生ボランティア活動に参加します。 •ひらおカンガルー応援隊の活動を支援します。 •子どもたちの登下校の見守り活動やあいさつ運動に参加・協力します。
自治会・地域 (みんなでできること)	•会議や活動時において、学校などの施設や空き教室を積極的に活用します。 •学習環境の整備や授業づくりへの協力、授業の参観や参加、行事への協力、放課後子ども教室への関わりなど、積極的に学校などを訪問します。 •ひらおカンガルー応援隊の活動を支援します。 •子どもたちの登下校の見守り活動やあいさつ運動に参加・協力します。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	•会議や活動時において、学校などの施設や空き教室を積極的に活用します。 •学習環境の整備や授業づくりへの協力、授業の参観や参加、行事への協力、放課後子ども教室への関わりなど、積極的に学校などを訪問します。 •子どもたちの登下校の見守り活動やあいさつ運動に参加・協力します。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
平生町教育大綱	令和8年度～令和12年度
平生町教育振興基本計画	令和8年度～令和12年度

施策02-13：生涯学習と文化活動の推進

【社会教育課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

住民の誰もが、生涯を通して健康で生きがいのある人生を送ることができる生涯学習社会の実現に向けて、社会の変化に対応しながら、生涯にわたって学べる環境や体制を整え、「生涯学習のまちづくり」を進めていきます。また、芸術文化活動による潤いに満ちた心豊かな生活の実現を目指します。

（１）現状と課題

生涯学習活動の拡充に向けては、生涯学習まちづくり出前講座や人権学習講座、生涯学習講座、地域交流センターや歴史民俗資料館での作品展示など、生涯学習啓発マスコット「マナビット」も活用して、学習の機会の提供に努めてきました。しかし、高齢化に伴う各種団体における後継者不足や、団体会員減少という課題が発生しており、その対応を進めていく必要があると同時に、変化の激しい社会にあって、学習内容も多種多様化する中、求められる生涯学習のあり方についても考えていく必要があります。

また、芸術文化の振興については、本町では、文化協会や音楽協会が、それぞれに長い歴史を持って主体的に取り組まれ、意欲的に活動されています。しかし、会員の減少や後継者不足などが進んでおり、新たな団体や新規会員の加入促進、後継者育成が課題です。同時に、趣味の多様化により芸術文化の幅も広がっており、個々において取り組む人の把握や、その活動支援についても検討をしていく必要があります。

（２）今後の取組み

1 社会教育関係団体・活動の育成支援

- 文化芸術活動を推進し、活動の活性化に資するために、文化協会や音楽協会に加え、協会に未加入の学習サークル、個人などの活動を把握し、その発信に努めます。また、文化協会や音楽協会については、PR*ポスターなどにより、新規会員の加入促進について、さらなる支援の拡充に取り組みます。
- 社会教育団体の高齢化や後継者不足（参画者の減少）などの重大な課題について、関係部局との連携により相談体制を充実させるとともに、活動に関わる人と共に考え、課題解決に向けた工夫した取組みや活動支援を行います。

2 学習の成果を活かす活動の推進

- 社会教育関係団体を中心とした生涯学習活動の成果を、個人の成長だけでなく地域に還元し、子どもたちの学びや育ちを支援する仕組みとなる、地域教育ネットで発揮するなど、ボランティア活動につなげていく体制づくりを進めます。

3 文化芸術の鑑賞・学習機会の充実

- 町総合文化展での「自由作品コーナー」の設置、町民音楽祭の参加対象拡充、歴史民俗資料館展示室を活用した「作品展」などにより、文化芸術活動の支援・育成を進めます。
- 図書館などの生涯学習施設を活用した各種講座やイベントなどに取り組み、学習機会を提供します。
- 文化活動の体験機会を提供する各団体の自主事業を支援します。
- 社会状況に対応し、ICT*を活用した発信を行います。
- また、各種講座の企画において参加者の要望を取り入れるなど、住民の学習ニーズの把握と募集方法、実施方法について工夫して取り組みます。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
文化協会への加入団体数	10団体	11団体
音楽協会への加入団体数	11団体	12団体
生涯学習まちづくり出前講座の実施回数	27回	30回

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•関心のある活動について、活動団体に加入したり、新たな組織を作るなど、生涯学習に仲間と協力して取り組みます。 •生涯学習施設を活用した各種講座やイベント、地域活動、ボランティア活動、花いっぱい運動に積極的に参加します。
自治会・地域 (みんなでできること)	•関心のある活動について、活動団体に加入したり、新たな組織を作るなど、生涯学習に仲間と協力して取り組みます。 •生涯学習施設を活用した各種講座やイベント、地域活動、ボランティア活動、花いっぱい運動に積極的に参加します。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	•生涯学習施設を活用した各種講座やイベント、地域活動、ボランティア活動、花いっぱい運動に積極的に参加します。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
平生町教育大綱	令和8年度～令和12年度
平生町教育振興基本計画	令和8年度～令和12年度

施策に関する基本的方向（目指す姿）

ライフステージを通して、健康の保持増進や競技力の向上、仲間とのふれあいなど、それぞれの体力や関心・適性、目的に応じてスポーツを楽しめる環境を整え、誰もが気軽にスポーツに親しめるまちを目指します。

（１）現状と課題

スポーツは、心身の健康増進や体力づくりにとどまらず、青少年の健全育成、世代間交流の促進、地域コミュニティの活性化など、私たちの暮らしとまちづくりに重要な役割を果たしています。本町では、町民のだれもが、いつでも・どこでも・いつまでも、それぞれの体力・技術・目的に応じてスポーツに親しめるよう、スポーツ協会やスポーツ少年団などと連携して「スポーツで 人とまちをつなぐ 元気な平生」の実現を推進しています。

しかしながら、少子化に伴いスポーツ少年団や学校部活動の種目・団体数が縮小、参加児童・生徒は減少しており、スポーツに親しむ子どもとそうでない子どもの二極化が進行しています。さらに、社会体育施設を利用する成人のスポーツ団体も減少傾向にあり、運動不足を自覚する人が増えています。こうした多様なスポーツニーズに十分応えられる指導者人材の確保・育成も課題であり、地域ぐるみでの連携強化と人材基盤の拡充が急務となっています。

（２）今後の取組み

1 生涯スポーツの推進

- 子どものころから住民がスポーツ・運動に親しむ機会をより多く提供するために、スポーツ少年団活動の広報活動や体験活動を積極的に行い、加入率の向上を目指します。
- 中学校の部活動改革については、スポーツ協会やスポーツ少年団などの団体との連携に取り組み、休日の運動部活動の段階的な地域展開を図ります。
- 住民誰もが気軽に参加できるウォーキング大会、ファミリースポーツ・レクリエーション大会、駅伝競走大会をはじめ各種の球技大会などを開催します。これらの活動の普及支援を強化し、参加しやすい大会の企画や社会体育団体の育成、体育施設の利用促進を図ります。
- 体力や運動能力に合わせた教室やイベントなどを実施することにより、高齢者のスポーツ活動組織などへの支援を充実させます。
- 障がい者がスポーツを楽しめる環境づくりへの支援体制の充実を図ります。

2 スポーツ活動を支える人材の育成と活動支援

- 指導者研修会の開催や講習会・研修会への参加の促進により、指導者の育成と資質の向上を進めます。特に、アクティブ・チャイルド・プログラム（ACP）*などの研修会への参加を促進し、スポーツの基礎を指導できる指導者の育成に取り組みます。
- スポーツボランティアの活動や募集情報を広く紹介・周知することにより、その魅力や住民の意識を啓発し、スポーツ活動を支える人材を確保・育成します。

3 スポーツによるまちづくりの推進

- 町内をコースとするウォーキング大会、駅伝競走大会を工夫して継続実施します。
- 我がまちスポーツに位置付けている「サッカー」による地域の活性化を図ります。
- 「大星山サイクルフェスタinひらお」などの「サイクルスポーツ」により、地域の活性化と交流人口*の拡大を目指します。
- 町内スポーツ施設的环境を充実させるとともに、住民の多様なニーズに対応したスポーツ教室の開催や学校体育施設の利用を促進します。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
ファミリースポーツ・レクリエーション大会参加人数	350人	350人

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•スポーツイベントに参加します。(各種球技大会、ひらおウォーキング大会、ファミリースポーツ・レクリエーション大会、駅伝競走大会など) •生活習慣を見直し、身近な運動から生涯スポーツにつなげます。 •スポーツ少年団への加入を進めます。 •学校運動部活動の地域展開の推進に協力します。
自治会・地域 (みんなのできること)	•スポーツイベントに協力し参加します。(各種球技大会、ひらおウォーキング大会、ファミリースポーツ・レクリエーション大会、駅伝競走大会など) •学校運動部活動の地域展開の推進に協力します。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	•スポーツイベントに参加します。(各種球技大会、ひらおウォーキング大会、ファミリースポーツ・レクリエーション大会、駅伝競走大会など) •スポーツイベントの企画・運営や協賛など、町のスポーツ振興に寄与します。 •学校運動部活動の地域展開の推進に協力します。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
平生町教育大綱	令和8年度～令和12年度
平生町教育振興基本計画	令和8年度～令和12年度
平生町スポーツ推進計画	令和8年度～令和17年度

施策に関する基本的方向（目指す姿）

図書館が、生涯学習の拠点として気軽に楽しく学ぶことができる場となるとともに、多くの本と出会う環境の中で、本を通じて住民一人ひとりが心豊かな生活を送れるまちを目指します。

（１）現状と課題

読書は、豊かな情操を育み、人格形成をしていく上で大きな役割を担っています。読書活動を通じて、多くの知識を得たり多様な文化を理解したりするだけでなく、読解力や想像力などの生きるために必要な基礎の力を養うとともに、他人を思いやる心など、豊かな人間性や社会性を育成することができます。これまで「第三次平生町子ども読書活動推進計画」に基づき、学校、家庭、地域と連携・協力しながら、子どもの読書活動に取り組んできました。

近年、学校以外で読書を全くしない子どもの割合は、全国と比べて低い状況で推移していますが、本町においても中学生、高校生と年齢の上昇とともに読書離れが進んでいることは問題です。

（２）今後の取組み

1 学校における読書活動の推進

- 朝読書や読書の時間を推進することに加え、読み聞かせや読書会、選書会の実施など、本に親しむ機会を充実させます。
- 「主体的・対話的で深い学び*」を効果的に進める基盤として、学校司書の配置とともに、各教科などでの学校図書館の活用、掲示物や配架の工夫などの環境整備を促進し、子どもの読書に対する関心や意欲を高めます。

2 町立図書館や家庭と連携した子どもの読書活動の推進

- 町立図書館から、幼稚園への絵本の提供や小・中学校への必要な本の配本を行います。
- 「親子で楽しめる絵本」の展示・貸出、新たな家族が誕生した家庭に絵本を届ける「ブックスタート・親子ふれあい絵本事業」の実施、「ひらお図書館まつり」の開催など、家庭と連携した読書活動の推進に取り組めます。
- 町立図書館ホームページを利用し、学校などから本の検索ができるシステムを活かして、引き続き、蔵書活用の利便性を高めていきます。

3 町立図書館の利用促進

- 蔵書の充実を図るとともに、町広報紙での新刊本の紹介や、館内の展示コーナーにおける季節や行事ごとの推薦本の展示など、さまざまな情報提供に取り組めます。
- 本に触れることの少ない若者に対して、話題性の高い書籍をそろえ、インターネットを活用した情報提供により利用を促進します。また、児童書の充実や絵本講座などの取組みにより、繰り返し訪れたいくなる特色のある図書館を目指します。
- 快適な読書ができるスペースの確保や、インターネット利用環境について整備してまいります。

(3) 成果指標

指標名		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
町立図書館年間貸出冊数		64,720冊	65,000冊
読書が好きな子どもの割合	小学6年生	50.9%	60.0%
	中学3年生	72.6%	75.0%

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•「広報ひらお」の「図書館だより」や「平生図書館ホームページ」で新着図書などの情報をチェックし、読書活動に親しみます。 •e-Net貸出サービスを利用します。 •子どもの読書活動を推進する取組みに協力します。
自治会・地域 (みんなでできること)	•子どもの読書活動を推進する取組みに協力します。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	•図書館を利用することを推奨します。 •子どもの読書活動を推進する取組みに協力します。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
平生町教育大綱	令和8年度～令和12年度
平生町教育振興基本計画	令和8年度～令和12年度
第四次平生町子ども読書活動推進計画	令和8年度～令和12年度

施策02-16：社会教育施設や文化財などを活用した社会教育の充実

【社会教育課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

自分たちの住む地域の歴史や文化を伝えるため、文化財を身近に感じてもらうとともに、そのものの魅力を高めていきます。あわせて、社会教育施設の機能が充実したまちを目指します。

（１）現状と課題

町では、令和 6 年 3 月に町内文化財をまとめた「文化財マップ」を作成し、郷土の歴史・文化財の周知に努めていますが、鑑賞機会の提供、観光資源や子どもたちの学習教材としての活用など、地域の文化財を知り、親しむ機会をより積極的に創出していく必要があります。あわせて、少子高齢化に伴い、文化財の保護や活用に関わる地域人材や民族芸能団体などの後継者不足への課題にも対応が必要です。

学習活動の拠点となる社会教育施設については、近年、空調機器や照明改修などのハード面整備により、快適な環境の提供に努めていますが、今後は、より多くの町民に利用を促し、生涯学習活動、地域活動、文化財保護・保存活動の拠点となる施設を目指していく必要があります。

（２）今後の取組み

1 文化財の保護と活用

- 指定文化財や史跡の保護を進めるとともに、資料の整理・保存などを行い、各種調査研究、保護思想の普及などの施策に取り組みます。また、地域住民との協働により環境整備・巡視活動などに取り組みます。
- 文化財指定の有無を問わず、地域の歴史や文化を背景として総合的にとらえ、新たな価値を見出し、保存するとともに、文化財の保護や活用に係る地域人材の発掘、養成などを目指します。また、文化財を広く周知するとともに、文化財に関する講座を開催します。
- 子どもたちの郷土への理解を深めるための学習教材として文化財を活用するとともに、観光資源としての活用を行います。

2 伝統文化の継承

- 町内各地で受け継がれている伝統ある文化行事（郷土芸能）が長く継承されるよう支援を行います。さらに、関連部局と連携し、伝統文化が町の観光資源に発展するように取り組みます。

3 施設および環境の充実と有効利用

- 歴史民俗資料館や民具館の説明マニュアルを作成し、展示品の詳しい説明に努めます。また、展示機能の充実を目指します。
- 館内や書庫で保管されている貴重な歴史資料について、デジタル保存などに取り組みます。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
文化財の指定数	17件	17件
歴史講座、特別展示の開催	3回	3回

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	• 町や関係団体が取り組む、文化・スポーツ活動に参加・協力し、生涯学習などに関する理解を深めます。 • 子どもたちが平生の歴史や文化を理解する取組みに協力します。
自治会・地域 (みんなのできること)	• 文化財を所有者や行政だけでなく、地域でも保護・活用していくという考え方をもち、地域の文化財保護と活用に取り組めます。 • 子どもたちが平生の歴史や文化を理解する取組みに協力します。 • 地域活動の際に、社会教育施設を有効に活用します。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	• 地域社会の構成員として、地域共通の誇るべき文化財の保存活用を支援します。 • 子どもたちが平生の歴史や文化を理解する取組みに協力します。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
平生町教育大綱	令和8年度～令和12年度
平生町教育振興基本計画	令和8年度～令和12年度

基本目標 3 生涯安心なまちづくり【福祉・医療・健康】

施策03-17：地域福祉の充実

【町民福祉課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

年齢、障がいの有無に関係なく、老若男女すべての住民が共に支え合い、助け合うことができるように、「自助」「共助」「公助」の参加と協働のネットワークが広がるまちを目指します。また、地域住民の誰もが受け手であり支え手であるよう、役割を持ち活躍することができる「地域共生社会*」を目指します。

（１）現状と課題

少子高齢化による人口減少社会が加速化し、本町においても核家族、高齢者のみ世帯などが増加しています。住民個人の帰属意識が薄れ、家族単位での世代間交流が少なくなり、地域における住民相互の交流も少なくなり、助け合う地域と実感できる状態ではありません。

とりわけ、高齢者のみ世帯の増加により地域行事の支え手が高齢化、不足するとともに、8050（7040）問題*などの長期ひきこもりの生活不安、育児と介護が同時発生するダブルケアなど、課題が複合的になっています。

その中、障害福祉サービスなどの自立支援事業、成年後見制度*の活用により、権利擁護の支援につなぐことができる仕組みづくりが求められています。また、これらの取組みを地域、住民に周知、理解してもらい、公的制度による専門的な支援、地域や地域住民が協働して取り組むことが必要です。

（２）今後の取組み

1 日常生活自立支援事業【総合戦略】

- 社会福祉協議会が主体で行っている、認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人の「福祉サービスの利用援助」や「日常の金銭管理」を行う日常生活自立支援事業を支援します。

2 成年後見制度利用支援事業【総合戦略】

- 認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利擁護のため、成年後見首長申立*を行います。対象者を把握するために、制度の周知、出前講座等を活用した啓発活動を行い、地域で不安を抱えた人の相談窓口として利用を促進し、体制整備を行います。

3 地域福祉の推進

- 社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会が行う地域福祉活動やボランティア団体などの育成、ボランティア活動をしやすい環境を整え、各団体が連携しお互いが支え合うことのできる地域づくりを行います。
- 地域福祉の支え手側と、受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、地域・家庭・職場などの生活領域における支え合いの意識を共有し、誰もが活躍できる地域共生社会の実現に向けた、地域づくりを行います。

4 生活の安定と自立支援

- 誰もが健康で文化的な暮らしができるよう、民生委員児童委員や関係機関と連携しながら、見守り活動、個々の実情に応じた生活相談や支援を行い、要支援者の生活の安定と自立した生活に向けた支援を行います。
- 高齢者、障がい者、子どもなどの立場の弱い人への虐待を、見守り活動により、未然に防止、または早期に発見し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を促進し、要援護者の人権を守り、生活の安定と自立した生活に向けた支援を行います。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
成年後見制度利用の相談件数【総合戦略】	5件	10件

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•地域行事、ボランティア活動に積極的に参加し、身近にどのような人がいるか理解します。 •隣近所と日ごろから交流します。
自治会・地域 (みんなのできること)	•地域行事を企画し、地域での交流を深め、誰も孤立させないようにします。 •地域にどのような人がいるか把握し、見守り活動に参加します。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	•地域の福祉活動やボランティア活動に協力します。 •従業員などの介護と仕事の両立、福祉活動への参加ができるよう環境をつくれます。 •地域見守り活動に協力します。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
第3次平生町地域福祉計画	令和8年度～令和12年度
平生町成年後見制度利用促進基本計画	令和8年度～令和12年度
平生町再犯防止推進計画	令和8年度～令和12年度

施策03-18：障がい者（児）福祉の充実

【町民福祉課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

障がいの有無、程度、種別に関係なく、誰もが自分らしく、周囲を気にせず安心して暮らせるまちを目指します。さらに、誰もがさまざまな不自由に対して支援し、支援できるようなまちを目指します。

（１）現状と課題

障がい者（児）の多くは、日常生活や社会生活を送る上で様々な困難を抱えています。誰もが安心して自立した生活を送るためにも、生活支援や就労の促進・支援などが求められます。しかしながら、障がい者（児）に対する理解や配慮は、いまだ十分とはいえず、社会参加や自立が阻まれているのが現状です。

また、障がい者の重度化・高齢化への対応や、「親亡き後」を見据えた生活課題の把握や困りごとへの対応など、支援ニーズは更に複雑、多様化していくことが予測されます。

そのため、障がいへの一層の理解と認識を深めるための取り組みや、相談支援体制の充実、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置等による関係機関の連携強化を図る施策を拡充していく必要があります。

また、障がいを理由とする差別の解消や虐待の防止に向けて一層の啓発を図るとともに、経済的な不利益を被らないように保護し支援する、日常生活自立支援事業や成年後見制度を活用し、本人の意思を尊重するための支援策の拡充をしていく必要があります。

（２）今後の取り組み

1 障がい者（児）の就労（学）支援【総合戦略】

- 就学を見据え、早期から保健・医療・福祉と教育関係者との情報連携に努め、適切な支援につなげます。また、障がい者就労に取り組む機関と連携して、就労を目指す人への支援及び、就職後の継続定着に向けて取り組みます。

2 障がい者（児）福祉サービスの充実

- 障がいのある人や、難病患者およびその家族が、安心して相談し、必要なサービスを受けるための情報提供を行い、住み慣れた場所で自立した日常生活を送ることができるような支援体制の構築に取り組みます。
- 基幹相談支援センターの設置や委託事業所の拡充に取り組み、関係機関の連携強化や、相談支援体制の充実を行います。
- 乳幼児期の気になる段階から寄り添い、母子保健事業等と連携した障がい児療育支援体制を整備します。

3 障がい者（児）の社会参加できる体制整備

- 日常生活において自分一人で外出することが困難な人に対して、外出支援を行い、地域住民や関係機関、事業所などと連携し、社会参加につなげていきます。
- 地域において、障がい特性など障がい者を理解する研修などを開催し、地域住民の心のバリアフリー*に取り組む、障がい者（児）の社会参加の素地をつくります。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
障がい者（児）に対する相談支援【総合戦略】	741件	800件

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	- 障がいについて正しく理解します。 - 身近に障がい者（児）がいることを違和感なく受け入れ、特別視することなく接します。
自治会・地域 (みんなでできること)	- 障がいがあるからと特別視せず、見守り、声掛けします。 - 地域行事に誘います。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	障がい者の雇用を推進し、働きやすい職場づくりをします。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
平生町障がい者福祉基本計画	令和6年度～令和11年度
平生町成年後見制度利用促進基本計画	令和8年度～令和12年度

施策03-19：救急医療体制の充実

【健康保険課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

休日や平日の夜間における医療体制の確保や、緊急時に適切な医療が受けられる救急医療体制など、住民が安心して生活できるまちを目指します。

（１）現状と課題

休日の昼間や平日の夜間における応急処置や軽症患者などの診療については、柳井地域休日夜間応急診療所で行っています。また、重症救急患者においては、柳井地域で対応できるように二次救急・救急告示病院を支援することによって、救急医療を確保しています。

また、救急車の適正利用や救急医療機関の負担軽減、住民の不安軽減を図ることを目的に「＃7119（山口県救急安心センター事業）」電話相談が県と連携し行われており、救急疾患に対する応急処置や緊急度判断などを行うことで、救急医療の負担軽減や住民の緊急時の不安解消につながっています。

とりわけ、救急患者においては、救急搬送適用外の人でも一定割合含まれており、「＃7119」の活用による救急車の適正利用や休日夜間応急診療所においても適正受診ができるよう、広く周知することが必要です。

また、休日夜間応急診療所や二次救急・救急告示病院においては、十分な医療体制が確保できるように今後も支援していく必要があります。

（２）今後の取り組み

1 二次救急医療の体制整備【総合戦略】

- 救急患者の発生時に、一次救急医療では対応できない場合、高度な医療を提供する医療機関に対して支援することにより、住民が安心して医療を受けることのできる体制を維持します。

2 柳井医療圏における休日夜間応急診療所の運営【総合戦略】

- 一次救急医療体制を充実させるため、近隣 1 市 3 町で共同運営し、医療機関が診療を終了している時間帯に発生する救急患者に対し、必要とされる医療を提供します。

3 救急安心センター事業【総合戦略】

- 県と連携し、住民が病気やケガをした際、病院へ行く前に「＃7119」に電話相談して相談員や看護師・医師からアドバイスを受けることで、住民の悩みや不安を解消するとともに、救急病院の負担を軽減します。

4 医療体制の充実

- 県の地域医療構想や、柳井医療圏地域医療構想調整会議により、住民が安心して生活できる地域医療構想の実現に向けた協議を行います。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
救急安心センター事業の利用者数（平生町分） 【総合戦略】	104件	110件

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	• 日ごろからかかりつけ医を持ち、救急時の判断に迷う場合などは、「#7119」を活用し、適正な受診を心がけます。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
第4次平生町地域福祉計画	令和8年度～令和12年度
第四次平生町健康づくり計画	令和8年度～令和17年度
第3期平生町子ども・子育て支援事業計画	令和7年度～令和11年度
平生町高齢者福祉計画	令和6年度～令和8年度
平生町障がい者福祉基本計画	令和6年度～令和11年度

施策に関する基本的方向（目指す姿）

介護が必要な状態になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、社会全体で支える仕組みである介護サービスの充実に取り組むとともに、安定的な介護保険制度の運営を目指します。

（１）現状と課題

人口減少が進む中で、高齢者人口、特に75歳以上の人口は増加しています。介護給付費は高い水準で留まっており、今後は団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年も控えるなど、要介護者の増加が予測されることから増加する見込みです。一方で事業所における介護人材の不足に加え、家庭や地域における担い手の減少が顕著となり、地域包括ケアシステム*を支える介護人材の確保が大きな課題となります。

住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、地域共生社会*の実現に向けた支援体制の整備や在宅サービスなど地域に密着した介護サービスの充実が求められています。また、介護保険制度を将来にわたり持続可能な制度として運営していくために、国・県などによる適切な財源措置、介護保険料の収納率の向上などによる財源の確保が必要となります。介護予防事業の推進のほか、介護サービスの効率化と適正化を行い適切な給付を実施する必要があります。

（２）今後の取組み**1 介護保険サービスの充実【総合戦略】**

- 介護保険を必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、サービス利用見込量と供給量のバランスを計ります。また、地域密着型サービスが地域に根付いたサービスとなるよう、事業者が開催する地域密着型サービス運営推進会議へ参加し協議を行います。

2 介護予防・健康づくりなどの推進【総合戦略】

- 高齢者自らが健康づくりに主体的に取り組み、認知症の有無にかかわらず地域と関わり、元気に笑顔で暮らせるよう、通いの場や介護予防教室など、運動や社会参加の機会を広げます。また、介護予防・健康づくりをより効果的に推進するため、介護予防事業と一般高齢者保健事業を一体的に運用し、参加者の情報や、それぞれの事業の連携・評価の共有などを行うことで、支援が必要な高齢者世帯を早期把握できるよう取り組みます。

3 地域包括ケアシステムの推進

- 高齢者が尊厳を保持し、その能力に応じた自立した日常生活を過ごせるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援に地域包括支援センターなどの各機関が連携しながら、その人にあった適切な保健・医療サービスおよび介護・福祉サービスの提供や多様な事業主体による重層的なサービスを一体的に提供することで「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、「地域共生社会」を実現していきます。

4 認知症「共生」・「予防」の推進

- 認知症に対する理解を深める取組みを行い、認知症の人やその家族が地域において希望を持ち、安心して日常生活を営むことができる「共生」社会を目指します。認知症に関することを気軽に相談できる体制を整備し、医療機関への早期受診や早期診断を促すことにより、認知症の人や家族の視点を重視した適切な治療や介護サービス、将来生活設計を行うことができるよう取り組みます。また、脳の活性化を促し、認知機能の低下を防ぐため、頭と体を同時に使う「運動・コミュニケーションプログラム」を作成し、認知症「予防」に取り組みます。

5 持続可能な制度の構築・介護現場の革新

- 介護職の就労環境改善などの支援といった介護人材の確保に向けた取組みを県と連携しながら計画的に進めます。また、「介護予防・日常生活支援総合事業」などの担い手を確保する取組みを進めるとともに、介護現場の業務効率化に向けた支援をします。

6 介護保険料の収納率向上対策

- 保険料滞納者には電話催告や訪問徴収により、給付制限など十分な制度の説明を行うことで、納付についての理解を深めます。さらに、督促状や催告書を発送することで納付を促し、収納率を向上させます。また、滞納者の財産調査を行うことで納付資力を把握し、滞納整理に取り組みます。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
要介護（要支援）認定率【総合戦略】	17.5%	19.0%

※数値が低いほど成果が高いものとして評価します。

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•高齢者自身が社会に参加し、豊富な経験、知識、特技などを活かし社会的役割を持つことで、生きがいづくりや健康づくり・介護予防に取り組みます。 •日常生活において、健康づくりや介護予防を主体的に取り組みます。
自治会・地域 (みんなのできること)	•高齢者の在宅生活を支えるため、地域全体で見守ることで安心できる日常生活を支援します。 •通いの場など、グループや地域で介護予防に取り組みます。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	•高齢者の在宅生活を支えるため、さまざまな事業主体による多様な生活支援サービスの提供体制を整備します。 •医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、医療と介護のサービスを一体的に提供できるしくみを充実させていきます。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
平生町高齢者福祉計画	令和6年度～令和8年度
第8次やまぐち高齢者プラン	令和6年度～令和8年度
第8次山口県保健医療計画	令和6年度～令和11年度
第四次平生町健康づくり計画	令和8年度～令和17年度

施策に関する基本的方向（目指す姿）

国民健康保険制度・後期高齢者医療制度において、被保険者に必要な医療給付を適切に提供できるよう安定した制度運営を目指します。

国民年金制度については、すべての住民が生涯において安定した生活を送るための社会保障制度であり、制度への理解が進むことを目指します。

（１）現状と課題

国民健康保険制度については、被保険者の高齢化や医療の高度化などにより、一人あたりの医療費は増加傾向が続いています。

また、令和8年度から、段階的に県内市町の保険料水準の統一化が予定されています。

そのような状況の下で、国民健康保険制度を安定的に運営するため、事業基金の有効活用を考慮しつつ財政運営を進める必要があります。歳出面では、医療費の増加が住民の保険税の負担増につながるため、保健事業などによる医療費の適正化に向けた対策が求められます。その対策として、特定健診の受診率を向上させることが必要であり、歯科健診事業や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業についても定着化を図る必要があります。

後期高齢者医療制度については、一人あたりの医療費および被保険者数ともに増加傾向が続いており、運営主体である山口県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度運営の安定化を図る必要があります。

また、国民年金制度では、高齢化に伴い年金受給権者が増加する一方、被保険者には保険料負担と年金受給に対する不安感の高まりが見受けられます。

そのため、制度に対する住民の理解を深めてもらえるように、日本年金機構と連携を図り、相談業務の拡充や効果的な制度周知をする必要があります。

（２）今後の取組み

1 特定健康診査【総合戦略】

- ・40歳以上の国民健康保険の被保険者を対象に健康診査受診を定着させるとともに、生活習慣病の発症・重症化のリスクが高い人に対して、積極的に特定保健指導を行います。また、実施機関との連携を強化し、受診率の向上を図ります。

2 歯科健康診査【総合戦略】

- ・40歳以上の国民健康保険の被保険者を対象に、歯科疾病および歯科に関連する生活習慣病の予防のため、歯科健診を実施します。

3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【総合戦略】

- ・後期高齢者の保健事業を介護予防事業などと一体的に実施し、高齢者の心身の課題について指導・支援を行います。

4 医療費の適正化に向けた対策

- 特定健康診査および歯科健康診査の未受診者に対する受診勧奨については、効率的かつ効果的な方法にて実施することにより、早期の段階での保健指導や治療につなげます。また、日常生活の充実や医療費の抑制のため、影響度の高い糖尿病性腎症などの生活習慣病の重症化予防に取り組みます。

5 年金相談業務の拡充強化

- 生涯において安定した生活を送ることができるよう、国民年金制度の仕組みを分かりやすく周知することに取り組むとともに、日本年金機構と連携し、出張年金相談の実施回数の増加に取り組みます。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
特定健診受診率【総合戦略】	40.6%	60.0%
歯科健診受診率【総合戦略】	5.4%	15.0%
高齢者の保健・介護一体的実施事業実施率【総合戦略】	18.3%	30.0%

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•医療費の増加が、保険税（料）の引き上げにつながることを理解し、医療機関の適正な受診を心がけます。 •疾病予防や健康づくりに関心を持ち、生活習慣・運動習慣の改善に努めます。
自治会・地域 (みんなでできること)	•お互いが誘い合い、地域全体で健診などの受診を促すように努めます。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
第四次平生町健康づくり計画	令和8年度～令和17年度
第3期平生町国民健康保険データヘルス計画	令和6年度～令和11年度
第4期平生町国民健康保険特定健康診査等実施計画	令和6年度～令和11年度

施策03-22：健康づくりの推進

【健康保険課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

住民一人ひとりが健康づくりへの意識を持ち、バランスのよい食生活や適度な運動によって、心身ともに健康な生活を送り、生涯現役で活動できるような環境を目指します。また、定期的に各種がん検診や健診を受診することによって、疾病予防や早期発見による重症化予防を目指します。

（１）現状と課題

第四次平生町健康づくり計画に基づき、住民の健康寿命*延伸に向け、家族や地域の人々、職場の仲間、専門機関、行政などが連携を図り、地域ぐるみの健康づくりを目指して取り組んでいます。

また、疾病の予防や早期発見には、がん検診や健診などの定期的な受診が必要不可欠です。より多くの人が受診しやすいよう、複数のがん検診や特定健診、若者健診などを同日に受けられる複合検診として実施しています。しかし、種別によっては受診者数が減少しており、増加に向けて取り組む必要があります。

さまざまな生活習慣病の発症・重症化予防に対しては、保健指導を積極的に実施し、運動機能の維持改善や栄養改善の指導などを行っています。また高齢者等の予防接種に一部助成を行い、疾病の発生予防やまん延防止に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症によるパンデミック（世界的流行）を経験し、今後いつ発生するかわからない様々な感染症に迅速に対応できる体制を推進していく必要があります。そのために正しい知識の普及啓発と、適切な時期に町民自らが必要な情報収集とワクチン接種ができる体制づくりに取り組む必要があります。

（２）今後の取り組み

1 いきいき百歳体操推進事業【総合戦略】

- 地域住民が集う場で、手首や足首におもりをつけて、40分程度のDVD映像に合わせて行う筋力向上体操を推進することで、介護予防の地域展開を行います。

2 がん検診【総合戦略】

- 胃がんや大腸がん、乳がんなど各種がんを早期に発見し、早期に対応するために、個別検診や集団検診を実施します。

3 生活習慣病予防対策の推進

- 生活習慣病は若いころからの生活習慣が影響します。18歳から39歳までの若年層が健診を習慣化させ、自身の健康状態を把握し、日ごろの生活習慣を見直すことで正しい生活習慣が身に付けられるよう、受診勧奨を行うとともに、必要な人に保健指導を行います。
- 認知症や運動器症候群*、低栄養の予防・改善に向けた、いきいき百歳体操や筋力向上トレーニングなどを行い、運動機能の維持改善や地域における自主的な介護予防活動を支援します。

4 各種検（健）診等の普及啓発

- 受診者を増やすため、LINEなどのデジタルツールを活用した情報周知に取り組みます。また、オンラインでの申込方法をさらに充実させます。勧奨については、受診者の傾向を分析し、効果的な個別勧奨を実施します。
- 18歳から39歳までを対象とした若者健診を行うことで、切れ目ない健診機会を確保し、生活習慣病の予防や健康意識の高揚につなげます。
- 予防接種の機会を安定的に継続し、一部助成を行うなど、感染症の発症予防や症状の軽減、まん延防止に取り組みます。また対象者には、広報や勧奨通知などによる周知啓発をして接種率を向上させます。

（３）成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
胃がん検診受診者数【総合戦略】	155人	200人
肺がん検診受診者数【総合戦略】	360人	400人
大腸がん検診受診者数【総合戦略】	421人	450人
乳がん検診受診者数【総合戦略】	220人	240人
子宮頸がん検診受診者数【総合戦略】	205人	220人

（４）協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•規則正しい生活とバランスのよい食事（減塩）、また十分な睡眠を取って、適度な運動を行います。 •定期的にがん検診や健康診査を受診して、病気の早期発見に努めます。 •特定保健指導を受け、高血圧や糖尿病などの生活習慣病に対する予防や健康づくりの意識を高めます。
自治会・地域 (みんなのできること)	•家庭や地域で誘い合って町や地域で開催されるスポーツ行事や各種教室に参加するほか、がん検診や健康診査を受け、健康意識を高めます。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	•がん検診や健康診査、また妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、若者健診、予防接種などを受けやすい環境づくりを整えます。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
第4次平生町地域福祉計画	令和8年度～令和12年度
第四次平生町健康づくり計画	令和8年度～令和17年度
第3期平生町子ども・子育て支援事業計画	令和7年度～令和11年度
平生町高齢者福祉計画	令和6年度～令和8年度
第3期平生町国民健康保険データヘルス計画	令和6年度～令和11年度

基本目標 4 安全で快適に暮らせるまちづくり 【防災・防犯・環境・都市基盤】

施策04-23：地域防災体制の強化

【総務課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

住民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」という精神のもと、防災に対する正しい知識と危機意識を持ち、地域コミュニティと共に行う減災活動により被害を最小限に抑える災害に強いまちを目指します。

（１）現状と課題

南海トラフで想定される巨大地震は、今後 30 年以内に発生する確率が 60%～90%程度以上に見直され、地震の発生は確実に近づいています。

この様な大規模災害に備え、地域では自助・共助の役割を担うコミュニティ協議会や自主防災組織により、地域特性を反映した防災訓練が意欲的に行われ、地域防災力の向上につながっています。

本町では南海トラフ地震発生直後には、最大で約 6,500 人の避難者が推定されています。避難者が尊厳ある生活を送り、災害関連死を防ぐためにも、避難所における良好な生活環境の確保、防災備蓄品の充実、防災拠点の整備に努めるなど大規模災害に備えておく必要があります。

今後も災害対策全般に対し、財政状況も踏まえながら緊急性や重要性を考慮し、総合的かつ計画的な防災行政を推進していく必要があります。

（２）今後の取組み

1 防災備蓄品整備事業【総合戦略】

- 能登半島地震などの大規模災害を教訓に、甚大な災害が発生した場合の長期的な避難所運営に対応するため、備蓄倉庫及びTKB（トイレ・キッチン・ベッド）を中心とした防災備品の整備を計画的に進め、避難者の健康管理のための十分な体制を確保するとともに、避難所の生活環境を改善することで被災者の災害関連死を予防します。

2 自主防災体制の強化【総合戦略】

- 災害発生時に地域住民が自主的に避難所運営に携わることで、町職員がいち早く被災者の生活再建への復旧・復興業務に移行できることから、平時から県自主防災アドバイザー等を活用するなどし、地域コミュニティや自主防災組織等の地域住民を主体とする避難所の運営体制を構築するなど、地域団体との協力体制を整備します。
- 地域コミュニティのさらなる地域防災力の強化を図るため、防災士の資格取得を支援するなど、地域の防災リーダーを養成します。

3 地域防災力の強化【総合戦略】

・地域防災の中核的存在として代替性のない消防団の魅力向上を図るため、消防団活動に要する装備品を充実させるとともに、団員報酬の基準額への引き上げを行うなどの処遇改善を行い、消防団員として様々な人材を確保することにより、大規模災害等への対応力を強化します。

4 災害時の生活環境の確保【総合戦略】

・大規模災害時にトイレ不足による衛生環境の悪化に起因した災害関連死を防ぐため、防災用モビリティトイレを整備し、被災者の尊厳と公衆衛生を確保します。

また、全国規模の災害派遣トイレネットワークに加入し、災害時に全国の加入自治体から防災用モビリティトイレを派遣してもらうことで、トイレ不足を解消します。

5 防災拠点の整備【総合戦略】

・大規模災害発生時の受援体制を整えるため、応援職員の執務室や備蓄品倉庫を有した防災拠点を整備します。また、屋外には芝生広場と公衆トイレ、防災東屋やパーゴラ、マンホールトイレ、かまどベンチ等の防災機能を有した施設を整備し、平常時は、町民の憩いの場として活用しつつ、災害時には、各避難所等への物資の分配・輸送の拠点としての機能を強化します。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
地域コミュニティが行う防災活動【総合戦略】	4回	6回
消防団定数の充足率【総合戦略】	68.2%	100.0%

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•身の回りの危険箇所を確認するなど防災意識を高めます。 •ライフライン寸断に備え、食料、飲料水など生活必需物資を備蓄します。 •住宅用火災警報器の適正な維持管理や消火器を設置し、正しい取扱い方法の習得に努めます。
自治会・地域 (みんなでできること)	•ハザードマップなどで危険箇所などを家族や近所の住民同士で確認するとともに、災害時の行動について確認します。 •災害を想定した防災訓練を実施します。 •消防団活動の重要性を認識し、その活動に対し、地域一体となって積極的な協力を行います。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	•災害時に事業資産の損害を最小限にとどめ、事業の継続または早期復旧を図るため、企業BCP*を作成します。 •災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、企業の特色に応じた災害時応援協定*を締結します。 •防火管理の責任を常に意識し、定期的な消防訓練の実施や、施設の点検を行います。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
平生町地域防災計画	令和7年度改定

施策04-24：防災減災対策の推進

【建設課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

異常気象による災害から暮らしを守り、すべての住民が安全・安心に生活ができる治山・治水・高潮対策が充実した、災害に強いまちを目指します。

（１）現状と課題

災害から住民の生命や財産を守り住みよい町をつくるためには、町全体を面的に防御する必要があります。計画的に整備を行っていますが、未整備箇所も多く残っています。そのため、財政状況も踏まえ、緊急性や重要性を考慮しながら整備を急ぐ必要があります。また、施設の老朽化の進行も顕著であり、定期的な点検と計画的な更新・修繕を同時に行い、災害リスクの低減に取り組んでいくことが必要となっています。

（２）今後の取組み**1 海岸保全施設整備事業**

- ・佐賀漁港海岸に接する背後の道路・家屋を、高潮、津波、波浪などによる被害から守り、住民の生命・財産の安全を確保するため、海岸保全施設の整備を順次実施していきます。

2 治山・河川施設整備事業

- ・異常気象から起きる土砂崩れによる土砂災害、河川氾濫から住民の生命・財産を守り、住みよい町をつくるため、整備や河川の浚渫（しゅんせつ）を順次実施していきます。

3 ため池施設整備・廃止事業

- ・近年、豪雨などにより多くのため池が被災し甚大な被害が発生しています。このような被害を未然に防ぎ、ため池の下流域の安全を確保するため、改修整備や廃止（切開）などを順次実施していきます。

（３）成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
町単独河川整備事業件数累計	26件	25件

（４）協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	・施設の破損を発見した場合は、町の担当課へ情報提供します。
自治会・地域 (みんなでできること)	・道路の清掃、草刈などの維持管理や環境・景観の保全に協力します。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
佐賀漁港海岸保全施設長寿命化計画	平成29年度～

施策04-25：防犯・住民安全・交通安全対策の推進

【総務課・環境政策室】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

住民一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故が減少した社会の形成と地域の防犯意識が高まり犯罪や事件が少ない、だれもが安全・安心に暮らせるまちを目指します。

（１）現状と課題

町内の犯罪件数は減少傾向にあります。依然として、空き巣やひったくりのほか、女性や子供、高齢者を狙った犯罪が発生しています。特に、近年では、高齢者を狙った特殊詐欺やインターネットを利用した新たな悪徳商法などの手口が悪質・巧妙化し、複雑になっています。

加えて、人と野生動物の関係についても、イノシシの市街地への出没が常態化するなど、生息域や環境の変化に伴いリスクが高まっています。

このような中、本町では、「平生町安全で安心なまちづくり条例」に基づき、地域団体や関係機関との協働のもと、町民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現への取組みとして、地域団体の防犯カメラ設置に対する補助金の交付や防犯パトロールの活動支援など、地域における見守りの強化・啓発などに努めてきました。

引き続き関係機関と連携しながら町民の防犯意識の高揚を図るとともに地域防犯力の向上を図り、情報通信手段の発達や国際化により広域化・複雑化する犯罪の発生を抑止していく必要があります。

交通安全対策については、本町の近年の交通事故件数は減少傾向にあるものの、特に高齢者が関わる事故が多発しています。住民一人ひとりの交通安全意識の普及浸透を図るとともに警察等交通関係機関との連携により、交通安全運動の推進や交通環境の改善を進めていく必要があります。

また、野生動物による人的被害に防ぐためには、危険な獣の出没情報の迅速な発信や、追い払い時に対応する鳥獣被害対策実施隊等との連携強化等の、住民の安全安心を最優先とした態勢整備が必要です。

（２）今後の取組み

1 防犯施設の補助事業

- 夜間の住宅地や公園などにおける防犯環境の向上と犯罪の抑止のため、寿命が短く老朽化による照度低下が進行しやすい蛍光灯や製造禁止となった水銀灯を使用した街路灯のLED化を計画的に行います。自治会などが取り組む街路灯のLED化についても支援します。

2 交通安全施設整備事業

- 歩行者等の交通安全を確保するため、事故多発地点や危険箇所と判断される箇所に、防護柵や道路反射鏡、路面標示などの交通安全施設を整備します。また、老朽化した交通安全施設の維持管理及び更新を随時行います。

3 野生動物からの安全対策事業

・イノシシの平野部への出没は常態化しつつあり、さらに近隣市町ではクマの捕獲事例も出ており、農作物の被害はもとより町民の安全が脅かされています。野生動物から住民を守るため、追払い対策などを行う鳥獣被害対策実施隊や捕獲を行う猟友会への支援をしていくとともに、警察をはじめとする関係機関と連携し、安全対策に取り組めます。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
街路灯LED化率	80.4%	90.0%
鳥獣被害対策実施隊	8人	9人

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•補助錠を取り付け、二重ロックにすることで空き巣被害のリスクを減らします。 •救急車の適正利用に努めます。 •夜間に外出するときは、明るい服装の着用や反射材を活用します。 •有害鳥獣を寄せ付けない対策を中心に被害防止対策に取り組めます。
自治会・地域 (みんなのできること)	•定期的に地域を巡回することで不審者の早期発見や犯罪防止に努めます。 •地域の交通安全活動などへ積極的に参加し、交通安全を徹底します。 •有害鳥獣の被害防止対策に地域単位で取り組めます。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	•従業員向けの防犯研修を実施し、従業員の防犯意識を高めます。 •事故やヒヤリハット事例を共有し、従業員の事故に対する意識を高めます。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
平生町街路灯LED化計画	令和3年度～令和9年度
平生町鳥獣被害防止計画	令和8年度～令和10年度

施策04-26：消費生活の安全確保

【産業課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

日常生活を送る中で発生するさまざまな消費者問題に、自ら考え判断しうる消費者意識が醸成されるとともに、消費者被害が未然防止されることで住民が安心して安全に生活できるまちを目指します。

（１）現状と課題

近年の消費生活を取り巻く環境は、高度情報化、少子高齢化の進行などにより大きく変化し、消費者問題は複雑・多様化しています。特に、悪徳商法事案やインターネットに関連する消費者トラブルによる事案などが増えており、中でも高齢者が対象となる事案が多くを占めています。

とりわけ、こうした消費者を取り巻く環境の変化に対応し、住民が安心して消費生活を送ることができるよう、消費生活に係る的確な情報発信や学習機会の提供、消費者団体の育成支援が求められます。

また、消費生活トラブルなどに迅速かつ適切に対応するために、柳井地区広域消費生活センターを拠点とし、消費生活に関するトラブルや疑問に対する相談体制の充実が求められます。

（２）今後の取組み

1 消費者の意識啓発事業

- 町広報紙やパンフレット、ホームページなどを活用して、消費生活に関する最新の情報提供に取り組みます。また、消費者団体との連携によるPR*活動や消費生活に関する講座の開催、柳井地区広域消費生活センター相談員による出前講座など、消費者の意識啓発活動を行います。

2 相談体制充実事業

- 柳井広域圏共同で消費生活センターの窓口を設置します。それにより、高い知識を有する専門の相談員を置くことを可能とし、迅速で適切な相談体制を充実させ、消費者被害を未然に防止するとともに被害を抑制します。
- 複雑・多様化する消費者問題に適切に対応するため、国や県が実施する研修会・セミナーに参加し、消費生活センター相談員の対応力を強化することで、柳井地区広域消費生活センターの機能を充実するとともに強化します。
- 県消費生活センターなどの関係機関と必要な情報が共有できる体制を構築し、消費生活に関するトラブルや問い合わせなどへ迅速かつ適切に対応します。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
柳井地区広域消費生活センターの消費者相談解決率	100.0%	100.0%
消費者啓発講座の延べ受講者数	419人	500人

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•消費者意識および知識を高め、消費者トラブルにあわないようにします。 •消費生活に関する情報に関心を持ちます。 •柳井地区広域消費生活センターの役割を認識し、被害の未然防止、早期解決に努めます。
自治会・地域 (みんなのできること)	•消費生活に関する最新の情報や知識を共有し、情報発信と被害の未然防止に努めます。 •身近な人と交流を持ち、気軽に相談できる関係を作ります。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	•消費者への安全・安心な商品の提供や適正な商品表示などに努めます。 •消費者のニーズを把握し、事業者としての責任を自覚した事業活動を行います。

施策04-27：環境美化・環境保全対策の推進

【環境政策室】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

環境の美化や保全活動に対して、住民や事業者が環境意識の向上と自主的な活動に取り組み、美しい自然と快適な生活環境の下で生活できるまちを目指します。

（１）現状と課題

快適な生活環境づくりに向けて、住民や事業者の環境意識の向上に努めていますが、モラルの欠如した一部の人々によるごみの不法投棄、ペットの飼育マナーや「飼い主のいない猫」との付き合い方、そして所有地の適切な管理がなされていないことに起因する生活環境への悪影響やトラブルは依然として存在しています。

ごみの不法投棄については、環境パトロールを通じて捨てさせない環境づくりや早期発見を目指していますが不法投棄はなくなるため、引き続き環境美化意識向上のための啓発活動を行っていく必要があります。

また、適切な管理がなされていない空家が地域の生活環境や安全に悪影響を及ぼしています。法律に基づいて適切な対応と指導を行うことで、所有者による建物の除却を進めていくことや、所有者不明の空家に対しても一歩踏み込んだ対応が求められています。

（２）今後の取り組み

1 空家等対策推進事業

- ・管理が不十分な空家は、防災・衛生・景観などの生活環境に深刻な影響を及ぼすことから、平生町空家等対策計画に基づき、所有者等への助言・指導を積極的に行い、適正な管理の促進に取り組みます。さらに、危険な空家等については解体を進め、その数を減少させます。

2 環境美化・環境保全対策事業

- ・環境パトロールを行い、パトロール車が巡回することによる不法投棄の未然防止を図るとともに、早期発見による対応を行い、捨てさせない環境づくりを進めることで投棄量の拡大を防ぎます
- ・環境美化意識・マナー向上のため、広報などによる啓発を継続して行うことで、住民の環境意識を向上させ、空地の雑草繁茂やごみの不適正処理などの迷惑行為を減少させます。

3 人にも動物にもやさしい平生づくり事業

- ・犬や猫などのペットに関する近隣トラブルを解消するため、飼い主等に対してマナー向上を目的とした広報活動や啓発を行い、状況により飼い主や行為者に対し保健所と連携して指導を行います。また、増加している「飼い主のいない猫」に関する地域のトラブルについて、「無責任なエサやり」が原因となることを啓発するとともに、飼い主のいない猫を増やさないための不妊去勢手術に対して補助事業を行うことで、トラブルの件数を削減します。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
不法投棄件数※	8件	10件
悪臭・騒音・振動に関する相談件数※	6件	3件
危険・老朽空家等除却促進事業実施件数	0件	3件

※改善指標として、数値が低いほど成果が高いものとして評価します。

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•環境美化、環境保全に関する意識やモラル向上に努めます。 •ペットの飼育マナーを守ります。 •「飼い主のいない猫」へのむやみなエサやりはしません。 •所有している空地や空き家を適切に管理します。
自治会・地域 (みんなでできること)	•自治会などで積極的に環境美化活動を行い、地域の環境美化に努めます。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	•工場や事業所から発生する悪臭、騒音、振動などについて、法令や規制基準を遵守して公害の発生防止に努めます。

施策04-28：ごみの減量、リサイクル活動の推進

【環境政策室】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

住民、事業者、行政が協働した3R「リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）」活動の取組みやごみの適正処理が進むことにより、ごみの排出量を減少させ、環境への負荷ができる限り少ない循環型社会*の形成を目指します。

（１）現状と課題

国による3R活動の理念が社会的に定着していることで、ごみの分別収集や減量化について、一人当たりのごみの排出量は年々減少傾向にあることから、住民の理解と協力により一定の成果が得られています。

今後は、さらなるごみの排出量の減量や資源化の推進を行なう必要があります。とりわけ、限りある資源を大切にするとともに、廃棄物の排出が抑制されることによる処分コストの削減、そして最終処分場や焼却場といった施設の延命化を図っていくことも重要です。

また、地球温暖化対策については、温室効果ガスの総排出量抑制に向けた取組みを住民、事業者、行政が一体となってそれぞれの役割を果たしながら推進していくことが求められます。

（２）今後の取組み

1 3 R 活動推進事業

- ごみの発生抑制や減量化、そして限りある資源の有効活用を目的とした3 R 活動の推進に向けて啓発および情報提供を行います。
- リサイクルを推進するため、民間の協力を得て回収方法の多様化（宅配回収や店頭回収等）を図るとともに、住民、事業者、行政が意見や情報を交換できる組織づくりに取り組みます。

2 地球温暖化対策推進事業

- 町内の一事業所として、Co2削減を目標とした平生町エコオフィスプランに基づき、率先してガソリンや電気などのエネルギー使用量削減や省エネ効果の高い機器の導入を行います。
- 家庭からの地球温暖化対策のきっかけとして、補助事業により走行時にCO2を排出しない電気自動車（BEV車）の普及促進に取り組みます。

（３）成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
住民1人1日あたりの生活系ごみ排出量※	758.2g/人・日 (暫定値)	669.6g/人・日
ごみのリサイクル率	17.4% (暫定値)	23.0%

※改善指標として、数値が低いほど成果が高いものとして評価します。

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•ごみの分別を徹底するとともに、ルールを守って出すように努めます。 •詰替え商品やリユース商品の購入、マイバック持参運動によるレジ袋の削減や、生ごみの削減（食材を使い切る、食べきる、水切りする、たい肥化する）、計画的な買い物に努めます。 •使わなくなった物はリユースに努めます。 •リサイクルできるごみを収集拠点場所へ持ち込みます。
自治会・地域 (みんなのできること)	•地域でゴミ出しルールを周知します。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	•紙・段ボール・梱包材・資材などの再利用や過剰包装の抑制、食品廃棄物の減量化などに努めます。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
平生町一般廃棄物処理基本計画	令和3年度～令和12年度
平生町一般廃棄物処理実施計画	令和7年度
平生町分別収集計画	令和5年度～令和9年度

施策04-29：生活排水対策の推進

【建設課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

公共下水道の計画的な整備と合併浄化槽*設置の普及が進むことで、豊かな自然環境が守られ、住民が快適に住み続けられる生活環境が実現したまちを目指します。

（１）現状と課題

本町の豊かな自然環境を将来にわたって保全していくため、適切な汚水処理を行うことは不可欠です。そのため公共下水道・漁業集落排水施設*や合併浄化槽の普及に取り組んできた結果、令和6(2024)年度末の本町の汚水処理人口普及率は85.7%となりました。

しかしながら、令和5年度末の全国の93.3%や山口県の90.0%と比較して、低い状況にあります。

今後の下水道整備については、汚水処理施設の10年概成（令和8(2026)年度には下水道整備をおおむね完了）により、整備区域の見直しを行う必要があります。

整備区域の見直しを含め、地域の実情に適した効率的かつ経済的な手法による整備を進め、汚水処理人口普及率の向上を図っていく必要があります。

下水道施設は、これまで新規整備を計画的に進めてきましたが、経年による老朽化が進んでいる状況であり、今後、大規模改修などが必要となる時期を迎え、維持管理・修繕などにかかる経費は増加することが見込まれます。

下水道事業計画認可区域および漁業集落環境整備事業計画区域以外の地域においては、国の補助制度を活用するとともに、補助制度の拡充についても検討しながら、合併浄化槽の設置を促進していくことが求められます。

また、下水道事業（漁業集落環境整備事業を含む）会計は、公営企業会計へ移行したことから、さらなる経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組む必要があります。

（２）今後の取組み

1 公共下水道未普及対策事業

- 汚水処理人口普及率の向上を図るため、汚水処理施設の10年概成（令和8（2026）年度には整備をおおむね完了）に向けた取組みとしての区域の見直しを含め、地域の実情に適した効率的かつ経済的な手法による整備を行います。

2 下水道施設の適切な維持管理

- 下水道施設は経年による老朽化が進んでいることから、施設の状況を把握し、計画的な修繕と更新を行うなど、適切な維持管理により施設の長寿命化に取り組めます。
- 漁業集落排水施設は、平成16（2004）年度に供用開始し、管路施設・浄化センターとも15年余りが経過しており、対象施設の機能診断に基づく老朽化対策を実施します。

3 浄化槽設置整備事業

- 下水道事業計画認可区域および漁業集落環境整備事業計画区域以外の適切な汚水処理を行うため、合併浄化槽の普及促進を図る必要があることから、国の補助制度を活用し、専用住宅に新設する合併浄化槽（５人～10人槽）に対して、設置者の負担を軽減するための浄化槽設置整備事業を継続して行います。また、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を推進するため、宅内配管工事費および単独浄化槽の撤去費への助成等の拡充についても検討します。

（３）成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
汚水処理人口普及率	85.7%	89.2%
合併浄化槽設置整備事業補助件数累計	29件	30件

（４）協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•公共用水域への負担を軽減するため、下水道への積極的な接続、くみ取り便所や老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換に努めます。 •下水道利用者は、下水道施設への負担軽減のため、ルールを守り、正しい下水道の使用に努め、浄化槽利用者は浄化槽を適正に管理します。
自治会・地域 (みんなでできること)	•地域住民が一体となって、下水道・合併浄化槽の普及促進に努めます。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	•公共用水域への負担を軽減するため、下水道への積極的な接続に努めます。 •下水道利用事業者は、下水道施設への負担軽減のため、ルールを守り、正しい下水道の使用に努め、浄化槽利用事業者は浄化槽を適正に管理します。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
平生町流域関連公共下水道事業計画	平成3年度～令和10年度
平生町汚水処理施設アクションプラン	令和4年度～令和12年度
佐賀漁業集落排水施設機能保全計画	令和2年度～令和52年度
平生町循環型社会形成推進地域計画	令和8年度～令和12年度
平生町一般廃棄物処理基本計画	令和3年度～令和12年度

施策04-30：有効な土地利用の推進

【建設課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

柳井広域都市圏域内外を連絡する道路ネットワークが構築され、土地資源が有効に活用されたまちを目指します。

（１）現状と課題

昭和47（1972）年3月に平生町全域に平生都市計画区域を決定し、用途地域は翌年8月に指定され、その後、平成4（1992）年6月に都市計画法、建築基準法が改正されたことに伴い、現行の用途地域を平成7（1995）年11月から施行しています。都市計画道路については、昭和49（1974）年1月に決定を行い、その後は見直しされていません。

そこで、令和2（2020）年4月に事業化された国道188号柳井・平生バイパスの整備を契機に、町内の都市計画についての現状を把握するとともに、変更・廃止などを含めた都市計画を抽出し、見直しを実施します。とりわけ、都市計画道路沿線の土地の有効活用を行うべく、都市計画を現状や将来に見合った変更決定することで有効な土地利用を図り、町の活性化につなげる必要があります。

また、都市計画決定当時から約50年が経過しており、その間に整備された路線の維持補修が必要な時期となっています。

（２）今後の取組み

1 国道188号柳井・平生バイパス整備事業

- 国道188号柳井・平生バイパスの整備については、令和4（2022）年度に事業承認されており、今後早期完成を目指し、国、県、柳井市および近隣自治体と連携し、国道の整備を行います。事業の推進にあたっては、進捗状況などについて地権者、地元住民および関係者と情報共有を図ってまいります。

2 都市計画道路見直し事業

- 道路網交通量による将来推計交通量などをもとに、都市計画道路の整備状況、土地利用および交通状況を個別に整理し、道路機能の評価を行い、都市計画道路の廃止を含めた見直しを行います。こうした都市計画道路などの見直しについては、都市計画審議会に諮問し、答申を踏まえながら行います。

3 都市計画用途地域見直し事業

- 都市の将来人口や建物用途分布から、土地利用に関わる将来像を整理・分析し、町全体の施策運用に留意しつつ用途地域の見直しを行います。用途地域の見直しを行うことで、より良い土地利用の実現に取り組めます。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
都市計画審議会の開催	0回	2回

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•都市計画に有益な意見や提案を積極的に行います。
自治会・地域 (みんなでできること)	•都市計画に有益な意見や提案を積極的に行います。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	•都市計画に有益な意見や提案を積極的に行います。

施策04-31：緑化推進と公園整備

【建設課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

緑豊かな美しい景観を形成し、うるおいとやすらぎのある快適なまちを目指し、自然環境との調和がとれた公園や緑地を、人々の憩いの場やレクリエーション活動を楽しめる拠点として整備していきます。

（１）現状と課題

沿道や公園の緑化ならびに環境保全のため、植樹帯や公園の維持管理を行っています。

公園遊具については定期的に点検を行い、老朽化対策も実施しながら安全に利用できるよう努めるとともに、都市公園については地元自治会等に維持管理をお願いするなど、公園の適切な管理を行っています。

また、住宅街の沿道に緑化された環境を整備することにより、快適な空間を創出するほか、環境美化意識の醸成に寄与するなど、一定の効果が期待されます。

しかしながら、近年は公園利用者も低迷しており、魅力ある公園のあり方が課題として挙げられます。

今後も快適な空間を維持していくためには、沿道または公園内の雑草処理や通行支障となる枝の伐採、トイレ清掃など日常的な維持管理に努めるほか、ごみのポイ捨てなどモラルの低下に起因した行為に対しては注視していく必要があります。

（２）今後の取組み**１ 公園や緑地の整備と管理**

- 公園の緑化を管理するため、地元自治会等と協議を行いながら適切な維持管理を行います。
- 公園遊具については、定期点検を行い利用者が安心して利用できるよう適正な管理を行います。

２ 道路緑化・維持管理の推進

- 沿道の緑化や環境保全のため、植樹帯の適切な維持管理を行います。
- 住民が安全・安心、快適に利用できる道路環境を維持するため、道路の清掃、草刈りなど地域や住民との協働による維持管理体制を確立します。

（３）成果指標

指標名	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和12年度)
協働による維持管理体制の構築件数	0 件	3件

（４）協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•公園や緑地の利用後は清掃など行い、清潔な状態を保ちます。 •施設の破損を発見した場合は、管理者に情報提供します。
自治会・地域 (みんなでできること)	•道路の清掃、草刈などの維持管理や環境・景観の保全に協力します。

施策04-32：良質な住宅環境の整備

【建設課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

住民自ら自分たちの住む地区の土砂災害の想定状況などを認識するとともに、安全な住宅環境が整うことで誰もが住み続けたいと思うことができるまちづくりを目指します。

（１）現状と課題

土砂災害から身を守るためには、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりが発生した場合、住民に著しい危害が生じる恐れのある「土砂災害特別警戒区域」などにある住宅の移転が急務です。

しかし、移転する住宅については、経済的負担が課題です。金融機関やその他の機関から借り入れた場合、そのものに対して当該借入金利子、危険住宅の除去、除去に伴う動産移転、跡地整備、仮住居その他移転に要する費用の補助がなくては、安全な住宅環境の整備は進まない状況です。あわせて、土砂災害のみの理由の移転は、住民の心情にも寄り添いながら、慎重に進めていく必要があります。

（２）今後の取組み

1 かけ地近接等危険住宅移転事業

- かけ地の崩壊、土石流、地すべり、津波、高潮、出水などにより住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域にある危険住宅の除去に、補助金を交付します。
- かけ地の崩壊、土石流、地すべり、津波、高潮、出水などにより住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域にある危険住宅を安全な場所へ移転させるため、危険住宅に代わる住宅の建設または土地の取得に要する資金を金融機関から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する額の費用を補助します。

（３）成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
土砂災害等特別警戒指定に関する普及啓発	2回	2回

（４）協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	• 自然災害による被害予測を把握します。 • 人命最優先とした避難および移転を実施します。
自治会・地域 (みんなでできること)	• 自主防災組織*による啓発広報活動や避難訓練を実施します。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
平生町地域防災計画	令和7年度改定

施策04-33：安全で快適な道路の整備

【建設課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

すべての住民が安全で快適に移動できるよう道路などのインフラ整備を行うことで、住みたいと思われるまちづくりを目指します。

（１）現状と課題

町道については、計画的な整備を行っているものの未整備箇所も多く残され、緊急車両（救急車・消防車）などの通行に支障をきたしている路線が存在しています。このため、財政状況を踏まえ、緊急性・重要性を考慮しながら整備する必要があります。国道・県道については、慢性的な交通渋滞となっているため早期完成が必要となります。

橋梁については、大規模な修繕を行う「事後保全型」から、損傷が大きくなる前に補修を行う「予防保全重視型」へシフトしており、定期的な点検と計画的な更新・修繕を実施していくことが必要です。

（２）今後の取組み

1 町道の安全快適な整備の推進

- ・住民が安全で快適に利用できる道路となるために、利用状況を踏まえ舗装や拡幅の改良を順次整備を行います。

2 国道・県道の整備の推進

- ・国道・県道の慢性的な交通渋滞が解消されるように、国や県と連携を図り、整備していきます。

3 橋梁の維持管理・整備の推進

- ・町が管理する橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、老朽度・緊急度をもとに5年に一度行う橋梁点検を行い、順次計画的に補修・更新などを進めます。また、橋梁点検においても引き続き計画的に実施します。

（３）成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
町単独道路整備件数累計	24件	25件

（４）協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	・道路や橋梁の破損を発見した場合は、管理者へ情報提供します。
自治会・地域 (みんなでできること)	・道路の清掃、草刈などの維持管理や環境・景観の保全に協力します。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
平生町橋梁長寿命化修繕計画	令和6年度～令和10年度

基本目標 5 未来へつなぐまちづくり【行財政・協働】

施策05-34：効率的で質の高い行政運営

【総務課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

限られた行政資源を有効活用し、新たな行政課題や住民ニーズに対応でき、効率的で質の高い行政サービスを持続的に提供できるまちを目指します。

（１）現状と課題

複雑・多様化する住民ニーズに加えて、少子・高齢社会や地方分権の進展や新型コロナウイルス感染症対策などにより、今後とも行政需要は拡大し、厳しい財政状況が続くことが見込まれます。

こうした状況の中、質の高い行政サービスを将来にわたって持続的に提供するためには、職員の資質・能力を高め、事務の合理化・効率化や組織の見直しなどの計画的な行政改革を行い、限られた行政資源を効率的かつ効果的に運用することが必要です。

職員の能力を高めるためには、職員に各種職場外研修の機会を提供することが必要です。これに加え、職員自らが能力を高める意欲を向上させるために、職員の能力を評価することが必要です。

（２）今後の取組み

1 職員の人材育成の推進

- ・職・経験年数に応じて求められる能力を向上させるため、山口県ひとづくり財団などの各種研修機関が実施する研修メニューを活用し、その機会を提供します。
- ・職員が自らの能力を高める意欲を向上させるため、人事評価制度により、自身の仕事の成果および自身の能力について、自己申告、面談、評価結果を通じて自身が客観的に把握することおよび評価結果の適切な処遇反映により、職員の「やりがい」、「自主的な能力開発」などにつなげていきます。

2 業務の効率化の推進

- ・行政が直接実施するよりも効果的かつ効率的に展開できる専門的・定型的業務については、サービスや行政責任の確保などに留意し、民間への委託を実施します。

（３）成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
職場外研修参加人数	81人	85人
民間委託事業数	6事業	10事業

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
平生町職員人材育成基本方針	平成14年度～
職員研修実施計画	毎年度
平生町行政改革推進計画	令和8年度～令和12年度

施策05-35：地域情報化の推進

【デジタル推進課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

行政事務や行政手続きのデジタル化を進め、業務の効率化を図るとともに、さまざまな行政サービスを誰でもオンラインで利用できる便利なまちを目指します。

（１）現状と課題

町内では、一部地域を除き、光インターネットサービスや高品質な通信サービスが利用可能となり、住民はスマートフォン等を利用したデジタル中心の生活を送るようになってきていると推察されます。このようなデジタル社会の発展に伴い、住民を取り巻く環境は変化を続けています。容易にデジタルで情報入手が可能な現状において、行政手続きのデジタル化はこれまで以上に求められており、併せてマイナンバーを活用した手続きを推進することで住民サービスを向上させ、利便さを実感できる環境づくりが必要です。また、情報提供やサービスのデジタル化を進めることで、その恩恵を受けることができる人とできない人の間に生じる格差を解消することも必要です。

一方、庁内においては、行政サービスの質を向上させるため、職員の負担軽減と業務の効率化につなげるDX（デジタル・トランスフォーメーション）*を推進していく必要があります。

（２）今後の取組み**1 行政情報化推進事業**

- 行政手続きの利便性と事務の効率化を図るため、電子申請などの手続きや業務のデジタル化を推進します。

2 地域情報化推進事業（デジタル活用支援の実施）【総合戦略】

- 誰もがデジタル化のメリットを享受できるよう、きめ細やかなデジタル活用支援に取り組みます。

（３）成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
電子申請利用件数	249件	500件
デジタル活用相談会等の参加者満足度割合（満足度80%以上を維持）【総合戦略】	81%	85%

（４）協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•電子申請サービスなどの利用 •マイナンバーカードの取得

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
平生町DX推進計画	令和5年度～令和9年度

施策05-36：持続可能な財政運営

【総務課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

多様化する行政課題への対応として社会経済情勢の変化を的確に捉え、必要な諸施策・事業の着実な推進と財政の健全化による行財政基盤の構築の両立に向けた財政運営を目指します。

（１）現状と課題

財政運営の状況としては、経常収支比率*は90%前後で推移しており、財政の硬直化が続いています。実質公債費比率*と将来負担比率*は減少傾向ですが、依然として数値は高く、予断を許さない状況にあります。

その中、下水道事業などの企業会計は、今後施設の更新時期を迎え、施設維持管理に要する経費など、経営を取り巻く環境は厳しい状況にあり、子ども・子育て支援の充実、超高齢社会における医療や介護などの社会保障関係経費の財政的な負担も重くなっています。

さらに、公共施設の老朽化対策を推進するとともに、災害などの非常時や多様化する行政課題へ対応する財源の確保、備えとして財政基金を維持・確保するために計画的な積立てが求められます。

経済情勢の不安定化や生産年齢人口の減少による町税の減少など、今後、財政確保が一層厳しくなることが見込まれます。

（２）今後の取組み

1 持続可能な財政運営

- 公共施設等総合管理計画で示す施設の長寿命化や総資産量の縮減の方針のもと、個別施設計画に沿って施設マネジメントを進め関連コストの抑制・平準化を実現します。
- 限られた資源を真に必要な分野に重点的かつ効率的に配分することにより多様化する行政課題に対応していきます。また企業会計では、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組みます。
- 自主財源の確保として、ふるさと納税*制度の活用や、遊休町有地の売払いのほか賃貸なども含めて処分や利活用による収入確保を行います。
- 公共施設の老朽化対策として、公共施設整備基金の計画的な積立て、取崩しを行います。
- 事業効果や効率性、行政関与の妥当性などの観点から、事務事業（既存事業）を見直すための検証を実施します。

2 税収確保の取組み

- 適正で公平な課税をするため、資料や情報などの積極的な収集を行い、課税客体を正確に把握し、課税システムを活用し適正かつ公平な課税管理を行います。
- 効率的で効果的な方法で税収を確保するため、滞納管理システムで納付管理を行い、滞納者には公平・公正を期するため、厳格な滞納処分を行使します。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
実質公債費比率※	11.4%	10.0%
将来負担比率※	116.0%	110.0%
経常収支比率※	87.0%	92.0%
財政基金残高	5億1,081万円	7億円

※改善指標として、数値が低いほど成果が高いものとして評価します。

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•口座振替や「地方税統一QRコード」を活用し、納期限内に納付します。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	•特別徴収に積極的に取り組みます。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
平生町個別施設計画	令和3年度～令和12年度

施策05-37：住民との協働の推進

【地域振興課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

すべての住民がまちづくりの主役という意識をもち、まちづくりに参加することにより、幅広い世代において活発な住民活動が行われる生涯活躍のまちを目指します。

（１）現状と課題

各地域においては、ボランティアをはじめとする地域住民によるまちづくりが行われていますが、少子高齢化・人口減少などの進行により、自治会やコミュニティ協議会など、地域コミュニティを支えるさまざまな役割を担う人の負担増や新たな担い手の不足といった問題が深刻化しており、特に若者や女性の参画が求められます。

さらに、地域の連帯感の希薄化、世代の断絶などにより、住民の生活意識の中から、地域社会に対する関心や依存度が低下しています。

集落支援員を町内6地区に配置しており、地域団体等と連携を深めながら地域の活性化に向けた支援を充実させていく必要があります。

住民ニーズや地域の課題が多様化、複雑化する中、行政がすべての課題に対応することは困難なため、自助（住民）、共助（自治会・コミュニティ協議会など）、公助（行政）の役割分担と連携が必要となり、共に考え共に実践する「協働のまちづくり」が求められています。

そのためには、住民による自発的なまちづくりの取組みがより活発になり、ワークショップの開催やパブリックコメント*の実施により、町の基本的な政策などの立案・実施にあたり住民の参画機会を確保する必要があります。

また、町内各地域におけるまちづくりの拠点である地域交流センターは、老朽化が進んでおり、早急な対応が必要となっています。

（２）今後の取組み

1 地域活動支援事業【総合戦略】

- ・住民による自発的なまちづくりの取組みを促すように、若者や女性を含めて協議する取組みに対して支援を行います。
- ・町内6地区で設立されているコミュニティ協議会をはじめ公益活動を行う団体に対し、財政面・運営面での支援を行うことにより自主的な取組みを促し、まちづくり活動を活性化していきます。
- ・自治会の運営と活動に対して、地域主導型のまちづくりに向けて、さらなる財政的支援を行っていきます。
- ・転入・転居者をはじめ、広く自治会の意義や役割をPR*し、自治会への加入促進に取り組みます。
- ・集落支援員を配置し、地域の巡回や点検、地域団体等との連携などを行うことで、地域の活性化に取り組めます。

2 コミュニティ施設の整備

- ・さまざまな世代の住民や団体が交流できる機会を増やし、住民の主体的な取組みを促進に向けて、地域づくり活動の拠点である地域交流センターの整備に取り組めます。

3 地域活動におけるリーダーの育成

- 地域活動におけるリーダー候補と協議の場を設け、候補者に対して先進事例などの情報提供や職員と合同で行う研修などの受講を促し、次世代につなぐリーダーの育成に取り組みます。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
まちづくりの協議回数（累計）【総合戦略】	5回※	11回
公益活動支援事業申請件数（累計）	5件※	7件
自治会加入率	80.5%	82.0%

※令和2年度から令和6年度までの累計

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	•自治会に加入します。 •自治会活動や地域におけるまちづくりの活動へ参加します。
自治会・地域 (みんなでできること)	•各種補助を活用した自治会活動や地域におけるまちづくりの活動を実施します。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	•地域におけるまちづくりの活動を支援します。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
平生町個別施設計画	令和3年度～令和12年度
平生町協働推進プラン	平成25年度～

施策05-38：的確で分かりやすい情報発信 【地域振興課・デジタル推進課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

町の魅力的な情報が効果的な情報提供手段で発信され、住民をはじめ町外の人にも届くまちを目指します。

（１）現状と課題

これまで、町の魅力的な情報は、広報紙をはじめ、インターネットを利用した町ホームページやSNS*などの情報提供手段を活用して発信してきました。しかし、住民が生活をする上で必要な情報の中には、内容が複雑で伝わりにくいものもあります。各情報提供手段では、多くの情報を分かりやすく、確実に伝えることが求められます。

また、インターネットが日常的に利用される現在では、SNSなどのツールの多様化にも柔軟に対応しなければなりません。今後も、効果的に各情報提供手段を活用し、すべての世代に対して、的確で分かりやすい情報提供を行う必要があります。

さらに、人を呼び込み、活気にあふれる「まち」の実現に向け、町の魅力を内外に発信することが必要ですが、効果的な取組みが定着しているとはいえません。

（２）今後の取組み

1 情報を分かりやすく伝えられる広報の推進

- 住民に必要な情報を見やすさと読みやすさに配慮し、読み手に理解される広報活動を実施します。
- 協働のまちづくりを進めるため、町の魅力や施策、また現状などについて発信し、住民と町の情報を共有します。

2 情報発信の充実化

- SNSなどの多様な手段を活用した情報発信を強化し、若者世代や高齢者世代などすべての世代のニーズに合った効果的な情報発信を行います。

（３）成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
ホームページ閲覧者数	556,700件	600,000件
LINE受信登録者数	1,476人	1,800人

（４）協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	・スマートフォンなどを積極的に利活用します。

施策05-39：人権尊重意識の高揚

【総務課・地域振興課】

施策に関する基本的方向（目指す姿）

住民一人ひとりが、年齢、性別、国籍の違い、障がいの有無などにかかわらず、多様性を認め合う考え方をもち、人権が尊重されるまちを目指します。

（１）現状と課題

現代社会において、依然として、年齢、性別、国籍の違い、障がいの有無などによる不当な差別や、ハラスメント*、SNS*の誹謗中傷、感染症の偏見など、さまざまな人権問題が存在しています。

人権問題を解決するためには、住民一人ひとりが、人権に対する意識を高め、自らの問題として、その解決に当たろうとする態度や行動力を持つことが必要です。

特に、女性の社会進出は十分とはいえず、女性の政策・方針決定過程への参画が求められています。

令和4年に策定した第4次男女共同参画プランの実現を目指して、町民、事業者及び各種関係機関と連携して取組みを進めていく必要があります。

（２）今後の取組み**1 人権啓発の推進**

- 人権問題に関する正しい理解や認識を深めるための町主催行事などの住民が集う機会を利用した啓発紙などの配布、街頭啓発、町職員研修など啓発活動をさまざまな機会を通じて展開します。

2 男女共同参画社会*実現に向けた取組みの推進

- あらゆる分野において、男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映するため、第4次男女共同参画プランを指針として、各種審議会などの女性委員の割合や、指導的地位に占める女性の割合の増加、社会全体における男女共同参画意識の醸成を図り、一人ひとりが学び活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境整備に取り組めます。
- 令和9年には第5次男女共同参画プランの策定に取り組めます。
- 重大な人権侵害である女性に対する暴力の根絶に向けた取組みを行います。

（３）成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
人権研修参加者数	61人	110人
審議会等女性委員登用率	31.5%	35.0%

(4) 協働の指針

主体	内容
住民・個人 (1人でできること)	• 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みに囚われず、家庭、地域、学校、職場等において互いを認め尊重し合い、性別に関わりなく、誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を目指します。 • 男女共同参画に関する研修等に積極的に参画します。 • 「暴力」は重大な人権侵害であるという認識を持ち、あらゆる暴力を根絶します。
自治会・地域 (みんなのできること)	• 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みに囚われず、誰もが地域の構成員であり、「お互いさま」の共助の精神を持ち、積極的に地域活動に参画します。
企業・NPO団体 (事業者ができること)	• 指導的地位に女性が占める割合が30%以上となることを目指します。 • 家事・育児・介護等、家庭生活と仕事を両立できる環境整備に努めます。 • 男女共同参画の推進に取り組みます。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間
第4次平生町男女共同参画プラン	令和4年度～令和8年度
平生町人権施策推進指針	令和5年3月～

V 第3期「平生町まち・ひと・ しごと創生総合戦略」

1 総合戦略の位置づけ

国では、平成26（2014）年12月に、本格的な人口減少社会と地域経済の縮小に対応するための対策として、その後の5か年の目標や施策の基本的方向をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、全国の自治体に示しました。

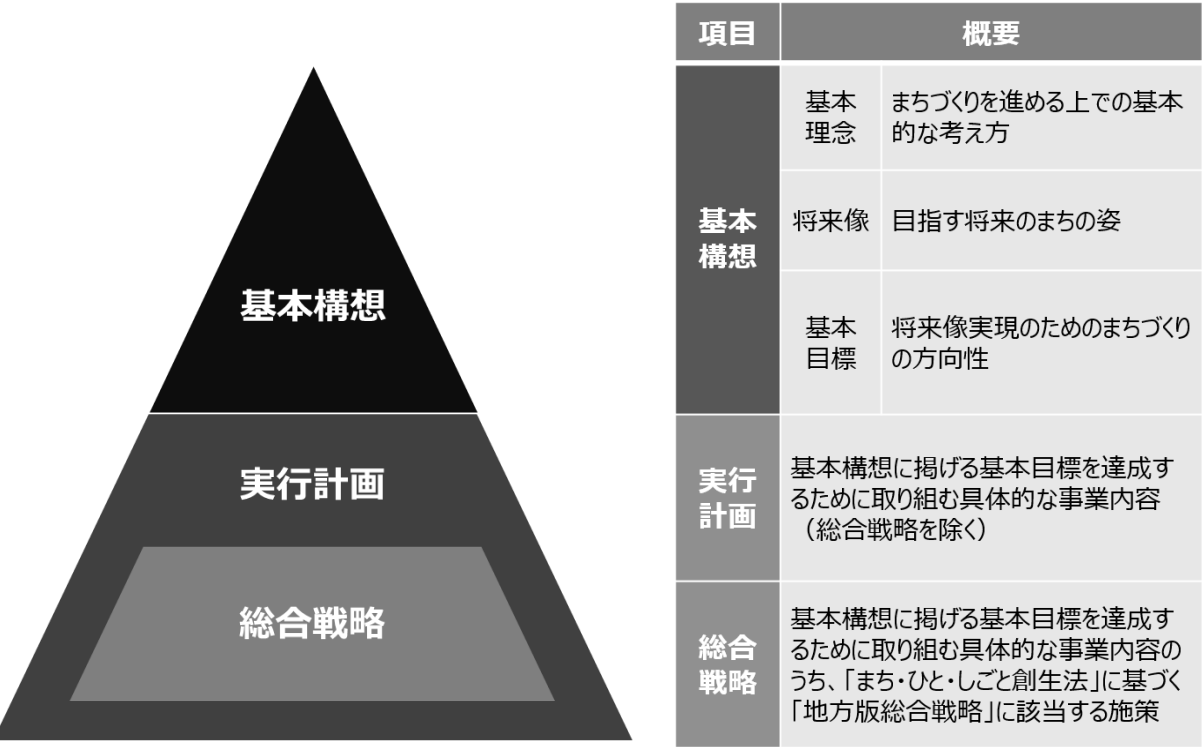
これを受け、本町では、平成27（2015）年度に、「平生町未来戦略」の中で「平生町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

国が第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元（2019）年12月）を策定したことを受け、本町では、令和7（2025）年度までの5年間を期間として、第2期「平生町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「第2期総合戦略」という。）を策定しました。

その後、令和4（2022）年には、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に変更されており、本町においても、これまでの取組みをさらに加速させ、地方創生の実現に向けた新たな取組みを推進するため、令和12（2030）年度までの5年間を期間として、第3期「平生町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「第3期総合戦略」という。）を策定します。

なお、令和6（2024）年には、「地方こそ成長の主演」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講じるため、「新しい地方経済・生活環境創生本部」が設置されました。今後、10年間集中的に取り組む「基本構想」の策定に向けて議論が進められています。

【総合計画および総合戦略の関係】



2 総合戦略の目指すもの

第3期総合戦略では、本町の将来像「自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生」の実現に向け、人口減少克服・地方創生*に取り組めます。また、その上で、人口ビジョンで設定した将来展望人口の達成を目指します。

人口ビジョンで掲げた将来展望人口

合計特殊出生率*を、県が目標に設定している、令和22（2040）年に人口置換水準*の2.07に向上させ、令和12（2030）年に社会移動を均衡させることで、令和42（2060）年に、6,874人の確保を目指す。



この目標を達成するため、第3期総合戦略が終了する令和12（2030）年に、合計特殊出生率を1.75に向上させ、若い世代の社会減を抑えることで、10,268人の確保を目指す。

3 総合戦略の構成

第3期総合戦略は、基本目標、目標の実現に向けた基本的方向、具体的な施策、重要業績評価指標（KPI）で構成しています。

なお、町として一つの大きな計画の下、総合的かつ一体的にまちづくりに取り組んでいくため、第2期総合戦略については、第五次平生町総合計画と統合しており、第2期総合戦略を構成する要素は、実行計画の中で、すでに記載をしています。

したがって、本章では、実行計画と第3期総合戦略の対応関係を示した上で、実行計画の中から、総合戦略を構成する要素を抽出した一覧表を示します。

【第3期総合戦略の構成（実行計画との対応関係）】

総合戦略の項目	対応する基本構想・ 実行計画の項目	説明
基本目標	基本目標	将来像実現のためのまちづくりの方向性
施策	施策名	人口の現状と将来の展望を踏まえた上で、それぞれの地域の実情に応じながら、一定のまとまりの政策分野ごとに設定する目標
基本的方向	施策に関する基本的方向性 （目指す姿）	基本目標の達成に向けてどのような施策を推進していくかの方向性を定めたもの
具体的な施策	今後の取り組みのうち、 【総合戦略】と付したもの	基本目標ごとに、計画期間（5年間）のうちに実施する具体的な施策
重要業績評価指標 （KPI）	成果指標	具体的な施策について、目標設定や効果検証などを行う上での指標

4 基本目標・施策・基本的方向・具体的な施策・重要業績評価指標（KPI）

基本目標 1 魅力と活気あふれるまちづくり【産業・観光・移住定住】

施策 1 農林業の活性化

基本的方向	本町の特色である環境保全型農業*と温暖な地域特性を活かした高収益な作物の振興を行います。また就農環境が整備され、新規就農希望者が就農しやすいまちを目指します。		
具体的な施策	•新規就農者等支援事業 •町振興作物推進事業		
重要業績評価指標（KPI）	指標名	現状値（R6）	目標値（R12）
	特産品センターの新規出荷者数	6人	7人
実行計画の施策番号と掲載ページ	01-01（p.22）		

施策 2 水産業の活性化

基本的方向	漁業者の安定的な経営が実現され、安心して漁業活動ができるまちを目指します。		
具体的な施策	•新規漁業者支援事業		
重要業績評価指標（KPI）	指標名	現状値（R6）	目標値（R12）
	漁業協同組合の正組合員の人数	18人	18人
	新規漁業者1人当たりの水揚げ金額	3,926千円	5,200千円
実行計画の施策番号と掲載ページ	01-02（p.25）		

施策3 商工業の活性化

基本的方向	事業継続のための後継者が育成され、町内事業者の経営基盤が強化されることで、経営の安定化と地域経済の活性化を目指します。 あわせて、新たな企業の参入や地元企業の規模が拡大し、町内での新規創業がされるなど、地域の活力と魅力に満ちたにぎわいのあるまちを目指します。		
具体的な施策	•商業環境の経営基盤強化事業 •新規進出企業支援事業 •地元就職促進事業		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
	経営相談延べ件数	441件	500件
	企業誘致相談件数	2 件	2 件
	合同就職面接会 参加者数	7 人	10人
実行計画の施策番号と 掲載ページ	01-03 (p.27)		

施策4 観光の活性化

基本的方向	観光協会と連携して「イタリアーノひらお*」による観光振興に取り組む事によって、訪れる観光客の満足度が高まり、「また訪れたい」観光地を目指します。 また、近隣市町と連携し、周遊性を高めた地域全体での観光振興が実現されたまちを目指します。		
具体的な施策	•観光協会の強化支援事業 •広域観光推進事業 •「イタリアーノひらお」ブランドの戦略的な観光情報の発信事業 •観光施設の活用促進事業		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
	観光客数	158,230人	180,000人
	観光宿泊客数	5,904人	8,000人
実行計画の施策番号と 掲載ページ	01-04 (p.29)		

施策5 移住定住の促進

基本的方向	本町の魅力が高まり、町の知名度が向上し、交流人口*や関係人口*が創出されることで、住みたくなる、住み続けたくなるまちを目指します。		
具体的な施策	•関係人口の創出 •移住定住支援事業		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
	町SNSフォロワー数	1,324人	1,600人
	空家バンクの総登録物件数 (累計)	98件	150件
	支援制度を利用した総移住者 数 (累計)	181人	200人
	起業支援事業補助金総利用 件数 (累計)	6件	10件
実行計画の施策番号と 掲載ページ	01-05 (p.31)		

施策6 利便性の高い公共交通の確保と離島振興

基本的方向	安全で快適な公共交通が確保され、移動の利便性が高いまちを目指します。島民の生活環境維持と島の交流人口*や関係人口*の創出を目指します。		
具体的な施策	•交通空白解消事業 •離島航路の維持と関係人口創出		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
	新たな公共交通の利用者数 (延べ人数)	0人	1,000人
	離島航路の年間利用者数 (延べ人数)	7,108人	7,000人
実行計画の施策番号と 掲載ページ	01-06 (p.33)		

基本目標 2 ひとが輝くまちづくり【子育て・教育】

施策 7 妊娠・出産・子育て期への包括的な支援

基本的方向	親子が心身ともに健康で、地域の中で安心して妊娠・出産・子育てをすることができ、子どもが健やかに成長できるまちを目指します。		
具体的な施策	•母子保健事業 •妊娠・出産・育児に関する相談、支援体制の充実強化		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
	乳児家庭訪問実施率	100.0%	100.0%
	妊娠・出産について満足している人の割合	100.0%	100.0%
実行計画の施策番号と掲載ページ	02-07 (p.35)		

施策 8 保育環境の充実

基本的方向	子どもたちの豊かな心と体を育むため、遊びや体験を通じた総合的な教育・保育の充実、一人ひとりの個性や発達段階に応じたきめ細かな対応ができるまちを目指します。 また、子育てに対する不安や孤独感を軽減し、子育てと仕事を両立しながら子育ての楽しさや喜びを実感できるよう、家庭・地域・関係団体・町が一体となった子育て支援に取り組むまちを目指します。		
具体的な施策	•多様化する保育ニーズに対応した保育環境の整備		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
	0～2歳児の保育利用率	76%	88%
	3～5歳児の保育利用率	91%	93%
実行計画の施策番号と掲載ページ	02-08 (p.37)		

基本目標 3 生涯安心なまちづくり【福祉・医療・健康】

施策 9 地域福祉の充実

基本的方向	年齢、障がいの有無に関係なく、老若男女すべての住民が共に支え合い、助け合うことができるように、「自助」「共助」「公助」の参加と協働のネットワークが広がるまちを目指します。また、地域住民の誰もが受け手であり支え手であるよう、役割を持ち活躍することができる「地域共生社会*」を目指します。		
具体的な施策	•地域福祉権利擁護事業 •成年後見制度*利用支援事業		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
	成年後見制度利用の相談件数	5件	10件
実行計画の施策番号と掲載ページ	03-17 (p.58)		

施策10 障がい者(児)福祉の充実

基本的方向	障がいの有無、程度、種別に関係なく、誰もが自分らしく、周囲を気にせず安心して暮らせるまちを目指します。さらに、誰もがさまざまな不自由に対して支援し、支援できるようなまちを目指します。		
具体的な施策	•障がい者(児)の就労(学)支援		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
	障がい者(児)に対する相談支援	741件	800件
実行計画の施策番号と掲載ページ	03-18 (p.60)		

施策11 救急医療体制の充実

基本的方向	休日や平日の夜間における医療体制の確保や、緊急時に適切な医療が受けられる救急医療体制など、住民が安心して生活できるまちを目指します。		
具体的な施策	•二次救急医療の体制整備 •柳井医療圏における休日夜間応急診療所の運営 •救急安心センター事業		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
	救急安心センター事業の利用者数(平生町分)	104件	110件
実行計画の施策番号と掲載ページ	03-19 (p.62)		

施策12 介護保険制度の適正運営

基本的方向	介護が必要な状態になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、社会全体で支える仕組みである介護サービスの充実に取り組むとともに、安定的な介護保険制度の運営を目指します。		
具体的な施策	•介護保険サービスの充実 •介護予防・健康づくりなどの推進		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
	要介護(要支援)認定率	17.5%	19.0%
実行計画の施策番号と掲載ページ	03-20 (p.64)		

施策13 医療保険・年金制度の円滑運営

基本的方向	国民健康保険制度・後期高齢者医療制度において、被保険者に必要な医療給付を適切に提供できるよう安定した制度運営を目指します。 国民年金制度については、すべての住民が生涯において安定した生活を送るための社会保障制度であり、制度への理解が進むことを目指します。		
具体的な施策	•特定健康診査 •歯科健康診査 •高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
	特定健診受診率	40.6%	60.0%
	歯科健診受診率	5.4%	15.0%
	高齢者の保健・介護一体的実施事業実施率	18.3%	30.0%
実行計画の施策番号と掲載ページ	03-21 (p.67)		

施策14 健康づくりの推進

基本的方向	住民一人ひとりが健康づくりへの意識を持ち、バランスのよい食生活や適度な運動によって、心身ともに健康な生活を送り、生涯現役で活動できるような環境を目指します。また、定期的に各種がん検診や健診を受診することによって、疾病予防や早期発見による重症化予防を目指します。		
具体的な施策	•いきいき百歳体操推進事業 •がん検診		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
	胃がん検診受診者数	155人	200人
	肺がん検診受診者数	360人	400人
	大腸がん検診受診者数	421人	450人
	乳がん検診受診者数	220人	240人
	子宮頸がん検診受診者数	205人	220人
実行計画の施策番号と掲載ページ	03-22 (p.69)		

基本目標 4 安全で快適に暮らせるまちづくり【防災・防犯・環境・都市基盤】

施策15 地域防災体制の強化

基本的方向	住民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」という精神のもと、防災に対する正しい知識と危機意識を持ち、地域コミュニティと共に行う減災活動により被害を最小限に抑える災害に強いまちを目指します。		
具体的な施策	•防災備蓄品整備事業 •自主防災体制の強化 •地域防災力の強化 •災害時の生活環境の確保 •防災拠点の整備		
重要業績評価指標 (KPI)	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
	地域コミュニティが行う防災活動	4回	6回
	消防団定数の充足率	68.2%	100.0%
実行計画の施策番号と掲載ページ	04-23 (p.71)		

基本目標 5 未来へつなぐまちづくり【行財政・協働】

施策16 地域情報化の推進

基本的方向	行政事務や行政手続きのデジタル化を進め、業務の効率化を図るとともにさまざまな行政サービスを誰でもオンラインで利用できる便利なまちを目指します。		
具体的な施策	•地域情報化推進事業（デジタル活用支援の実施）		
重要業績評価指標（KPI）	指標名	現状値（R6）	目標値（R12）
	デジタル活用相談会等の参加者満足度割合（満足度80%以上を維持）	81%	85%
実行計画の施策番号と掲載ページ	05-35（p.92）		

施策17 住民との協働の推進

基本的方向	すべての住民がまちづくりの主役という意識をもち、まちづくりに参加することにより、幅広い世代において活発な住民活動が行われる生涯活躍のまちを目指します。		
具体的な施策	•地域活動支援事業		
重要業績評価指標（KPI）	指標名	現状値（R6）	目標値（R12）
	まちづくりの協議回数（累計）	5回	6回
実行計画の施策番号と掲載ページ	05-37（p.95）		

資料編

1 用語集

【あ】

用語	意味
アクティブ・チャイルド・プログラム (ACP)	日本スポーツ協会が作成した、子どもたちが楽しみながら積極的に体を動かし、発達段階に応じて身に付けておくことが望ましい動きを習得する運動プログラム。
イタリアーノひらお	本町が属する室津半島とイタリア半島が、地形および気候などが似ている点に着眼し、本町の地形や豊かな自然などの地域資源を活用し、町内の各団体等が主体となって「イタリア」をテーマとしたまちづくりを進めていくためのキャッチフレーズ。
インクルーシブ教育システム	障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に学ぶ仕組み。
インバウンド	外国人が訪れてくる旅行のこと。
ウェルビーイング	心も体も満たされ、自分らしくいられる総合的に幸福な状態をいう。
運動器症候群	「ロコモティブシンドローム」ともいい、加齢に伴って、骨・関節・筋肉などの運動器の障害が原因となり、寝たきりになったり要介護になったりする危険性が高まる状態のこと。

【か】

用語	意味
合併浄化槽	し尿等の生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化する施設を浄化槽というが、し尿だけを浄化する単独浄化槽に対し、し尿と炊事、風呂、洗濯などの排水を併せて浄化する施設のことをいう。
カリキュラム・マネジメント	学校が教育課程（カリキュラム）の編成、実施、評価、改善を計画的かつ組織的に進め、教育の質を高めること。
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す。地方圏は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しているが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている。
教科横断的な視点	これからの時代に求められる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等における学習の充実はもとより、教科間の相互の関連付けやつながりを捉えた学習（教科を横断した学習）を進めるという視点。
行政評価	行政が行っている仕事やサービス内容などに対し、その妥当性、有効性、効率性といった観点から客観的に分析・評価を行う制度。
漁業集落排水施設	漁業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設。
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する指標。低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示す。
健康寿命	日常生活に制限のない期間。平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。
合計特殊出生率	その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一般に、「一人の女性が一生の間に生む子どもの数」と解釈される。

【か】 続き

用語	意味
交流人口	観光などでその地域に訪れる人々のこと。その地域に住んでいる定住人口や居住人口に対する概念。
心のバリアフリー	さまざまな心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めること。

【さ】

用語	意味
災害時応援協定	地震や水害などの大規模災害の発生時に、民間事業者や他自治体から災害復旧に関する人的・物的支援を受けるために締結される協定。
サテライトオフィス	企業または団体の本拠から離れたところに設置されたオフィスのこと。
産業クラスター	企業や大学、研究機関などが特定の地域に集積し、相互に連携・競争することで、新たな事業や技術革新（イノベーション）を生み出す状態のこと。
資質・能力の3つの柱	①実際の社会や社会の中で生きて働く「知識および技能」、②未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力」、③学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性」の3つをさす。
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき、地域住民が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）。
実質公債費比率	地方自治体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方自治体の財政規模に対する割合で表したものの。
社会に開かれた教育課程	社会の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標をもち、そのために必要な子どもたちの資質・能力が何かを明らかにして、地域と連携・協働しながら目指す学校教育を実現するために、教育課程を地域と共有すること。
主体的・対話的で深い学び	授業改善を行う3つの視点。教科の特質を踏まえ、具体的な学習内容や子どもの状況等に応じて、これらの視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることを目指している。
循環型社会	廃棄物等の発生を抑制し（ごみをなるべく出さず）、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し（ごみをできるだけ資源として使い）、適正な廃棄物の処理（使えないごみはきちんと処分）を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会。
情報リテラシー	「情報活用能力」ともいう。情報活用能力は、「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の3つの観点に整理される。
将来負担比率	地方公共団体が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。一般会計等の借入金（地方債）や公営企業、組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標とも言える。
人口置換水準	人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準。

【さ】 続き

用語	意味
森林の多面的機能	森林には、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養等の機能があるとされている。
成果指標	政策・施策の目標に対する達成状況を定量的に把握するために、目標に対する具体的な項目を設定し、その水準を数値などで示した指標。 重要業績評価指標（KPI）ともいう。
成年後見首長申立	身寄りがいないなどの理由で、成年後見の申立てをする人がいない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの保護を図るため、市町村長が法定後見開始の審判の申立てを行うもの。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人は、財産管理や介護などの福祉サービスの契約を結ぶことが難しい場合があるため、このような人を保護し、支援するための制度。一般的に家庭裁判所が後見人を選ぶ「法定後見」と自らが後見人となる人を選ぶ「任意後見」の2種類に分けられる。

【た】

用語	意味
男女共同参画（社会）	女性も男性も、個性や能力を発揮し、自分らしく生きることのできる社会のこと。
地域協育ネット	中学校区を一つの単位として、学校関係者や保護者、地域の社会教育団体、専門機関等とネットワークを形成し、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを支援する仕組み。
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が地域において一体的に提供されるシステム。
地域連携カリキュラム	「社会に開かれた教育課程」の視点をもとに学校と地域が連携・協働する教育活動を体系的に示したカリキュラム。
地方創生	少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目指すもの。
デマンドバス	利用者からの事前の予約に応じて運行するバスのことです。予約の有無や乗降場所に合わせて運行経路や時刻を柔軟に変えることができるため、効率的な地域公共交通として活用されます。

【な】

用語	意味
日本型直接支払制度	農地、農業水路等の保全のための地域の共同活動に対する支援制度（多面的機能支払制度）や中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する支援制度（中山間地域等直接支払制度）等。
乗合タクシー	タクシー車両を使用し、目的地が同じ方向の複数の利用者が同乗して移動する仕組みです。事前の予約に応じて運行されることが一般的です。

【は】

用語	意味
パブリック・コメント	行政等の案を公表し、この案に対して広く公（＝パブリック）から意見・情報を考慮して意思決定を行う手続。
ハラスメント	他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること。
ふるさと納税	地方自治体への寄附の一形態。一般的に地方自治体に寄附をした場合には、確定申告を行うことで、その寄附金の一部が所得税および住民税から控除されるが、ふるさと納税では原則として自己負担額の2,000円を除いた全額（収入や家族構成等に応じて一定の上限あり）が控除の対象となる。

【8】

用語	意味
8050（7040）問題	ひきこもりの長期高年齢化から引き起こされる社会問題。主に50代（40代）前後のひきこもりの子どもを80代前後（70代）の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。

【A】

用語	意味
AI	「Artificial Intelligence」（人工知能）の略。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術。

【B】

用語	意味
BCP	「Business Continuity Plan」（事業継続計画）の略。企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

【D】

用語	意味
DX（デジタルトランスフォーメーション）	自治体におけるDXとは、デジタル技術やデータを活用し、住民サービスの向上、行政運営の効率化・高度化、そして職員の働き方改革を推進する取り組みです。DXは、単なるIT化にとどまらず、行政の業務プロセスや組織文化を変革し、地域社会の持続可能な発展を支える基盤を築くことを目的としています。

【I】

用語	意味
ICT	「Information and Communication Technology」（情報通信技術）の略。通信技術を活用したコミュニケーション。
IoT	「Internet of Things」（モノのインターネット）の略。自動車や家電などがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、新たな付加価値を生み出す。

【P】

用語	意味
PDCAサイクル	事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。
PR	「Public Relations」の略。企業体や官公庁が事業内容などの公共的価値を大衆や関係方面によく知ってもらい、その信頼・協力を強めようとする宣伝広告活動。

【S】

用語	意味
SDGs	「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略。平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。
SNS	「Social Networking Service」の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービス。
Society5.0	IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータ等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、格差なく、多様なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供し、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会。

【U】

用語	意味
UJIターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

2 平生町総合計画条例

(令和元年平生町条例第25号)

(趣旨)

第1条 この条例は、本町の総合計画の策定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本町の将来像や地域づくりの指針を示すものであって基本構想、実行計画及び総合戦略から成るものをいう。
- (2) 基本構想 本町のまちづくりの基本理念、町の目指す将来像及び基本目標を示す基本的な構想をいう。
- (3) 実行計画 基本構想に基づき、町政全般に係る基本的施策及び重点的に取り組む主要事業等を示す計画をいう。
- (4) 総合戦略 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略のうち本町が定めるものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 町は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、町の最上位の計画に位置付ける。

(審議会への諮問)

第4条 町長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第7条に規定する平生町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第6条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

2 町長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するための必要な措置を講じ、その実施状況について公表するものとする。

(審議会の設置)

第7条 町長の諮問に応じて調査及び審議をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、平生町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第8条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第4条の規定による総合計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 総合計画の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第9条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公共的団体が推薦する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 一般公募に応じた者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第11条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、地域振興課において処理する。

(審議会の運営)

第14条 第7条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平生町総合計画審議会設置条例の廃止)

2 平生町総合計画審議会設置条例（昭和56年平生町条例第19号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例は、この条例の施行の日以後に策定される総合計画について適用する。

3 第五次平生町総合計画審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

役 職	氏 名	所 属 団 体 等
会 長	北 風 裕 教	大島商船高等専門学校 情報工学科 教授
副 会 長	榎 本 朋 子	平生町社会福祉協議会 企画総務部長
委 員	岩 見 鈴 代	平生町『ひろげよう男と女』連絡協議会 会長
	叶 山 雅 隆	平生町スポーツ協会 会長
	財 満 茂 樹	大野コミュニティ協議会 会長
	木 谷 巖	平生町民生委員児童委員協議会 会長
	瀬 尾 純 夫	学識経験者（平生町民生委員児童委員）
	菅 慶 太	Kビジョン株式会社 ビジネス推進ユニット係長
	藤 本 誠 一	株式会社山口銀行平生支店 支店長
	秋 元 徹 也	平生町商工会 青年部長
	森 脇 弘 司	平生町観光協会 会長
	田 代 順 子	平生町母子保健推進協議会 会長
	山 本 真 也	平生町PTA連絡協議会 会長
	沼 田 智 治	平生町立平生小学校 校長
	福 本 郁 子	平生町食生活改善推進協議会 会長
	山 田 博 子	平生町ボランティアグループ連絡協議会 会長
	片 山 勉	山口県柳井県民局 局長
	大 江 正 一	平生町文化協会 会長
	吉 崎 秀 和	平生町農業委員会 職務代理
	若 山 榮 治	平生町安全・安心推進協議会 委員

4 諮問

平 地 域 第 165 号

令和7年（2025年）5月27日

平生町総合計画審議会 会長 様

平生町長 浅 本 邦 裕

第五次平生町総合計画後期実行計画について（諮問）

令和7年度をもって第五次平生町総合計画の前期実行計画の計画期間が終了するため、令和8年度から令和12年度を計画期間とする後期実行計画を策定します。

この計画の内容について、平生町総合計画条例（令和元年平生町条例第25号）第4条に基づき、貴審議会に第五次平生町総合計画後期実行計画案について諮問します。

5 答申

令和8年（2026年）3月4日

平生町長 浅 本 邦 裕 様

平生町総合計画審議会
会長 北 風 裕 教

第五次平生町総合計画について（答申）

令和7年5月27日付け平地域第165号で諮問を受けた第五次平生町総合計画後期実行計画について、本審議会で審議を重ねた結果、成案を得ましたので答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、審議の過程において出された意見等に十分配慮し、下記の事項に留意され、その実現に努められるよう希望します。

記

- 1 住民等に対して本計画の内容を広く周知するとともに、本計画が真に地域経営の拠り所として地域の発展に資するよう、成果指標に基づく評価を実施し、常に改善に取り組みたい。特に、優先順位付けによる事業の重点化を図りつつ、施策間の連動を踏まえた全体最適化の視点を持って計画の推進に努められたい。
- 2 本来地域が持っている魅力をあらゆる視点から再確認し、地域資源の有効活用を図ることにより、住民が誇りを持って働き、新たな挑戦が生まれる地域づくりを推進されたい。その際、十分かつ的確な調査・検討に基づき、付加価値の創出につながる施策の積極的展開に努められたい。
- 3 次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つことができるよう、社会全体で子育てを支援する体制の確保・充実を図るとともに、技術の発展による新たな社会の到来を踏まえ、自ら考え挑戦できる人材の育成に努められたい。
- 4 健康寿命の延伸とあわせて、地域のあらゆる主体が支え合う体制の構築を図るとともに、生涯にわたって活躍できる機会の創出等、誰もが心身ともに充実した生活を送ることができる体制の充実にも努められたい。
- 5 住民が日々安心して快適な生活を送ることができるよう、災害時において的確に対応できる体制の確保やハード面の整備を図るとともに、将来の生活環境の変化にも対応できる都市基盤の確立に努められたい。
- 6 すべての関係者がビジョンを共有し、共に考え、共に創る地域を実現するため、多様な主体同士の活発な交流を促進し、幅広い参画と対話に努められたい。

6 主な策定経過

令和7（2025）年度

令和7年 5月 27日 諮問

5月 27日 第1回総合計画審議会

9月 30日 第2回総合計画審議会

11月 26日 第3回総合計画審議会

12月 22日 パブリック・コメント（～令和8年1月23日）

令和8年 3月 4日 第4回総合計画審議会

3月 5日 答申

第五次平生町総合計画

令和8年（2026）年3月

発行：平生町

編集：平生町地域振興課

印刷：中村印刷株式会社
